

第2期 庄原市農業振興計画

農 業 が 支 え る 定 住 社 会 の 構 築
～ 次 代 に つ な ぐ 輝 く 農 業 ～

平成28(2016)年度～令和7(2025)年度



令和3（2021）年3月

広島県庄原市

第2期 庄原市農業振興計画

目 次

第1章 基本事項	1
第1節 はじめに	2
1 策定の趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の構成と期間	4
第2節 農業の現状	5
1 農業を取り巻く情勢	5
2 本市の地域特性	10
3 本市の農業の現状	12
第3節 第2期農業振興計画の検証	18
1 第2期計画の検証	18
2 アンケート調査の結果	42
3 農業振興の課題と見直しのポイント	47
第2章 基本方針	49
1 農業振興の基本方針	50
2 農業振興のテーマと振興目標	52
3 農業振興施策体系	55
第3章 基本計画	57
第1節 元気あふれる「ひと」づくり	58
振興目標1 新たに農業に携わる「ひと」づくり	58
振興目標2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」づくり	60
振興目標3 農業への興味、意欲あふれる「ひと」づくり	62
第2節 魅力あふれる「もの」づくり	64
振興目標1 ブランド力を高める「もの」づくり	64
振興目標2-1 農業(水田農業)に係る「もの」づくり	67
振興目標2-2 農業(園芸・果樹作物)に係る「もの」づくり	69
振興目標3 畜産業に係る「もの」づくり	72
第3節 活力あふれる「むら」づくり	74
振興目標1 安心して農業に取り組める「むら」づくり	74
振興目標2 交流・連携による豊かな「むら」づくり	76
参考資料	79
アンケート編	80
統計編	96
用語解説	112

第1章 基本事項

第1節 はじめに

1 策定の趣旨

本市は、「第2期庄原市長期総合計画」を上位計画とし、概ね10年間を見据えた農業振興に係る施策指針をとりまとめた「庄原市第2期農業振興計画」（以下「第2期振興計画」）を策定し（平成28〔2016〕年3月）、これに基づき各種農業振興施策を進めてきました。

人口減少や高齢化が進み、農業の生産力とともに産地力の低下が懸念されるなかで、担い手を中心とした生産基盤の強化とともに、小規模農家による少量多品目の生産を促すことで、農業の生産基盤や農村環境の良好な保全を促すこととし、「ひと」「もの」「むら」の3つの振興テーマとこれに沿った振興目標を掲げ施策を進めてきました。

若い就農者の受け入れによって将来の地域農業、園芸産地を支える人材が育成されつつあり、水田農業においても集落法人の設立が進んでいます。また、「比婆牛」や「こだわり米」など庄原市を代表する農畜産物のブランド化に向けた取り組みは市の内外で注目されつつあります。小規模農家においては、少量多品目の農産物の生産と産直市への出荷を通じて農地利用が促され、あわせて、集落共同の活動を通じて農業用施設等が良好に維持されるなど、この5年間の施策による成果も少しずつ現れています。

しかしながら、高齢化と担い手不足はさらに進み、有害鳥獣による農作物被害は一層深刻さを増し、また、外部に目を転じると、平成30（2018）年12月のTPP11協定や日EU・EPA、日米貿易協定などが次々と締結、発効されたことで、安価な農畜産物の輸入拡大による国内市場への影響が憂慮される状況となっています。また、平成30（2018）年に発生した豪雨災害以降、頻発する自然災害も農業経営の大きなリスクとして再認識されるようになり、令和2年（2020）年には新型コロナウイルス感染症が国内外で猛威を振るい、未だ収束の兆しも見えないなかで、今後の農産物の需要動向や農業経営への影響が心配される状況です。

国においては、令和2（2020）年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定され、産業政策と地域政策を車の両輪として、人材の育成・確保、生産基盤の強化、スマート農業の加速化、SDGsを契機とした持続可能な農業生産の取組等が示されています。

こうした内外の情勢変化や国の施策等を踏まえ、現在の振興計画の基本方針、基本目標を踏まえつつ、より効果的な施策を展開するため、このたび「第2期振興計画」の中間見直しを行うこととしました。



2 計画の位置づけ

「第2期庄原市農業振興計画」（以下「本計画」）は、この計画の上位計画となる「第2期庄原市長期総合計画」の策定にあわせ、本市の関連計画はもとより、国・県の指針や法律等に基づいた各種計画との整合性を図る中で、本市の農業振興施策の基本計画として位置づけ、更なる発展に向けた施策目標を示す基本指針となるものです。

図1-1 計画の位置づけ

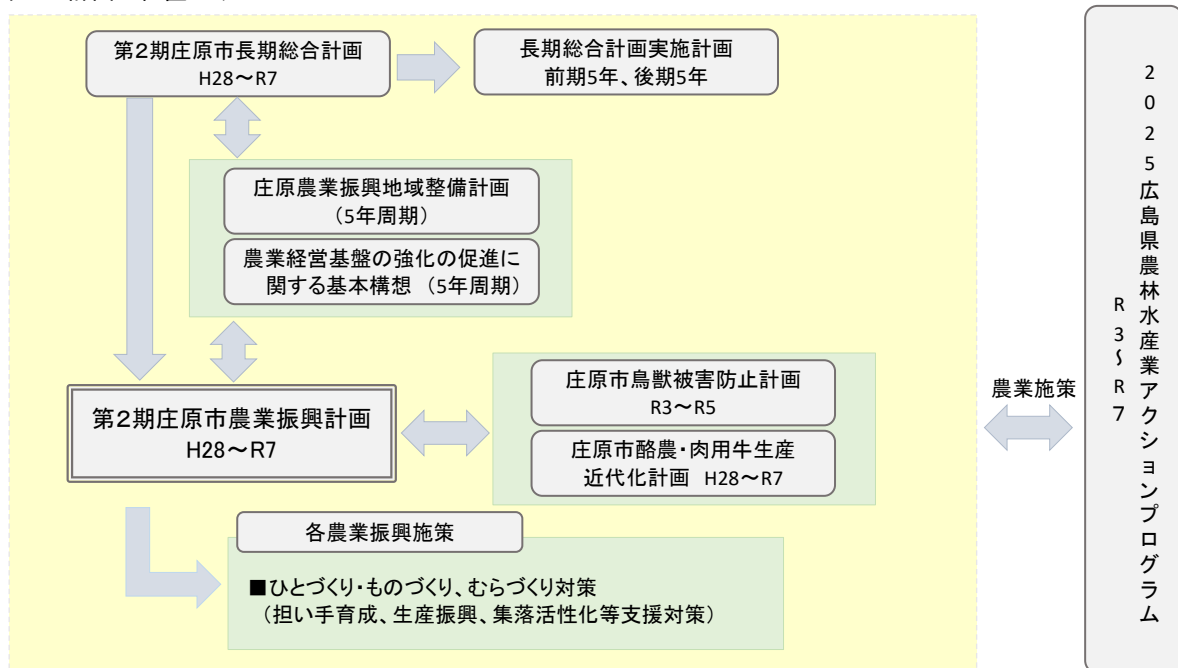


表1-1 各種計画概要

名称	概要
①第2期庄原市長期総合計画	○本市のまちづくり、地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画（H28～R7）
②農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想	○「農業経営基盤強化促進法」に基づく計画（H18～、5年周期で見直し）
③庄原農業振興地域整備計画	○「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく計画（H18～、5年周期で見直し）
④庄原市酪農・肉用牛生産近代化計画	○「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」に基づく計画（H28～R7）
⑤庄原市鳥獣被害防止計画	○「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく計画（R3～R5）

3

計画の構成と期間

本計画は、基本事項、基本方針、基本計画、推進計画で構成します。
なお、推進計画は別冊で作成します。

【基本事項】

計画の趣旨や対象期間、社会背景、本市の現状、第2期計画（平成28(2016)年3月策定）の検証結果（アンケートによる農家の声・実績・成果・課題）など、基本的な事項を整理しています。

【基本方針】

農業振興の基本方針や本市の将来像（あるべき姿）を掲げ、それを実現するための振興テーマと振興目標を整理しています。

【基本計画】

基本方針を実現するための具体的な施策や目標を振興テーマ・振興目標ごとに整理しています。

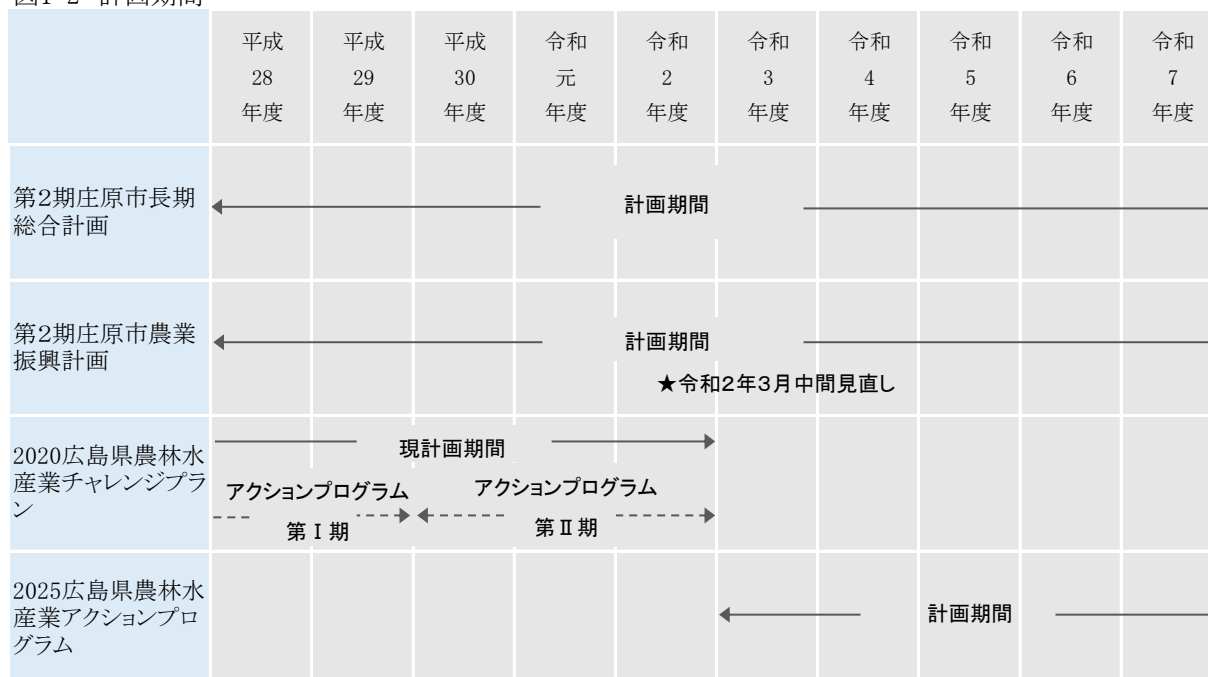
【推進計画】

基本方針や基本計画の具体的な施策等の方向に沿いつつ、今後実施する具体的な取り組みの概要を整理しています。

本計画は、本市のまちづくり、地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画である「第2期庄原市長期総合計画」及び広島県策定の「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」、「2025広島県農林水産業アクションプログラム」との整合性を図り、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの10年間の計画としており、この度、農業農村を取り巻く内外の情勢変化を踏まえ、策定5年目の中間見直しを行います。

なお、対象期間を5年としている推進計画も本計画にあわせて見直しを行います。

図1-2 計画期間



第2節 農業の現状

1 農業を取り巻く情勢

(1) 国の人口動態、社会経済の動向

国内の人口は、平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに減少が始まり、今後さらにその傾向が強まることが見込まれています。

平成27（2015）年の総人口1億2,520万人は令和22（2040）年には1億1,093万人へと約143万人減少することが見込まれ、生産年齢人口（15～64歳の人口）においては、総人口を上回る161万人の減少が予測されるなかで、生産力の低下とともに国内経済の縮小が懸念されています。一方、高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は、26.7%から35.3%に上昇し、社会保障等国家財政への影響や食料、農産物の需要量低下なども懸念されます。

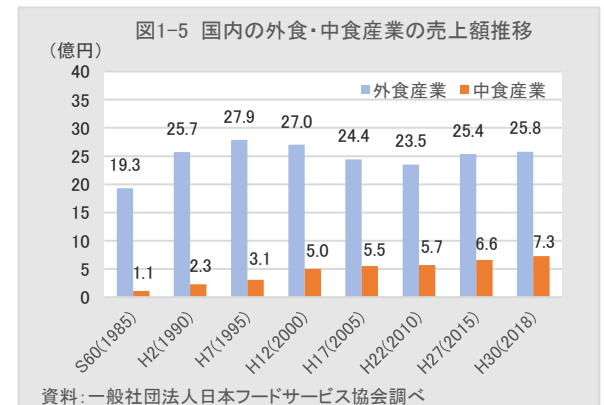
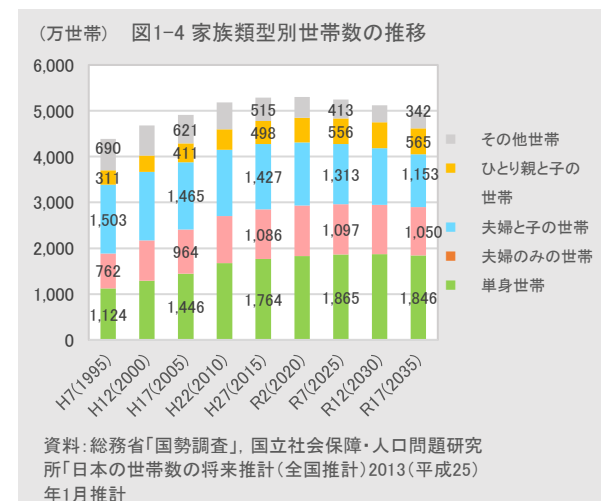
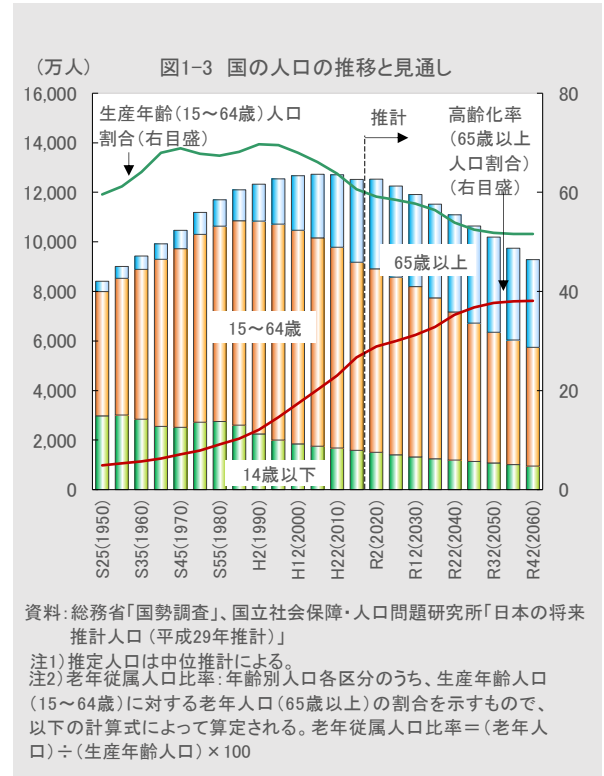
国では、人口減少に歯止めをかけ、東京圏への過度の人口集中を是正し、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、関連施策を推進しています。

(2) 農産物の需要の変化への対応

人口減少や高齢化の進展、国民の生活様式の変化とともに、食料の消費、農産物の需要動向も変化していくことが予想されます。

特に、単身世帯や高齢世帯の増加にともなって（図1-4）、食料の支出割合は、生鮮食品から加工食品へとシフトし、米をはじめとする農産物についても中食などの業務用需要が増えていくことが見込まれています。

食の外部化が進むなかで、供給の安定性や価格面の優位性によって業務用原料の農産物の多くは輸入によって調達されていますが、安全・安心、品質管理の面から国産原料を望む声も多いなかで、国内産地では、業務用需要に対応した生産方式の検討、実践が広がりつつあります。



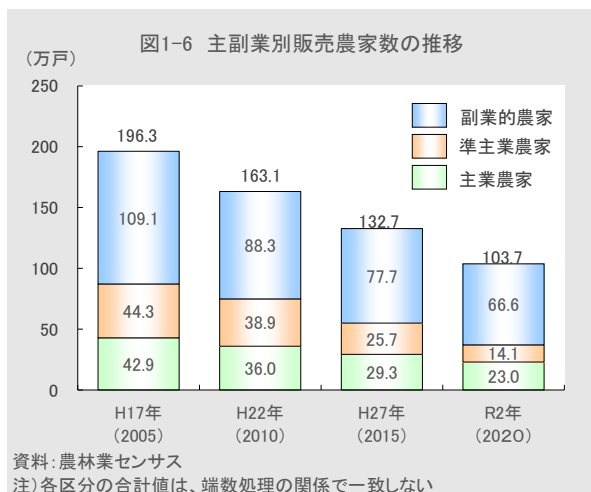
(3) 国内農業の動向

①農家、農業従事者の動向

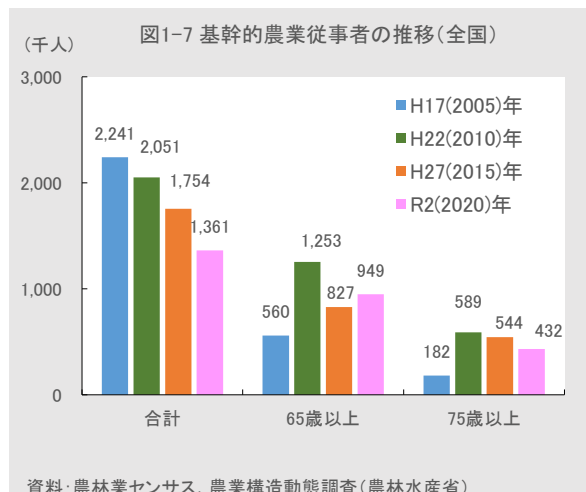
国内の農家、農業従事者は一貫して減りつづけており、主副業別農家の動向では、販売農家数が全体として大幅に減少し、副業的農家、準主業農家、主業農家のそれぞれが同様の割合で減少しています。(図1-6)

自営農業に従事する世帯員のうち主に農業に従事している基幹的農業従事者数も総数では一貫して減りつづけており、この10年では2,051千人(H22)から1,361千人(R2)へと約2/3に減少しています。年齢別では、平成25(2013)年度に施行された高年齢者雇用安定法なども影響し、65歳以上の基幹的農業従事者数は平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて大きく減少し、令和2(2020)年では再び増加に転じていますが、全体的には、高齢化の進展とともに従事者総数も減少していくことが予想されます。

多くの農家は後継者が確保できないまま、可能な限り農業に従事しますが、いずれ農業からリタイヤするとともに非農家に移行していくことが推察され、特に、水田農業を支える担い手の確保がより深刻化していくことが予想されます。



販売農家: 経営耕地面積30㌥以上または農産物販売金額が50万円以上の農家
主業農家: 販売農家のうち、農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家: 販売農家のうち、農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家: 販売農家のうち、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家



基幹的農業従事者: 農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事(農業)に従事していた者」
農業就業人口: 農業従事者のうち、自営農業のみに従事、または、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
農業従事者: 自営農業に従事した世帯員
H17, H22, H27は販売農家、R2は農業経営体

②農業の経営構造の変化

全国的には、全ての経営部門で経営規模の拡大が進んでいますが、特に、酪農では全体の約9割、施設野菜においても約4割の農業経営体(以下「経営体」)の年間販売金額は1千万円以上となっています。

(図1-8)

一方、稲作経営については、依然として小規模農家等が大部分を占める状況となっており、国では、水田農業の構造改革の加速化に向け、担い手への農地集積を一層進めることとしています。

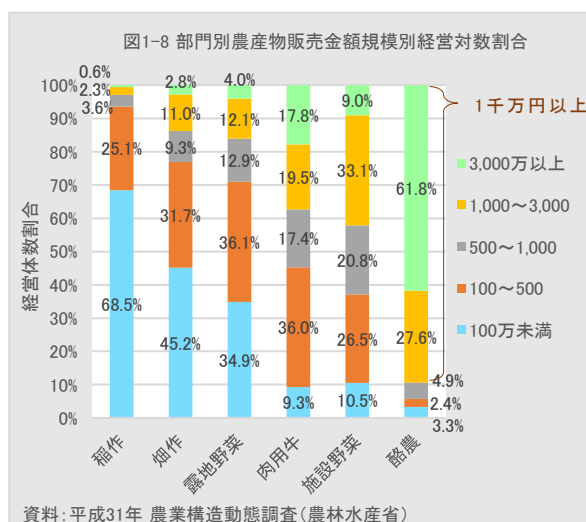
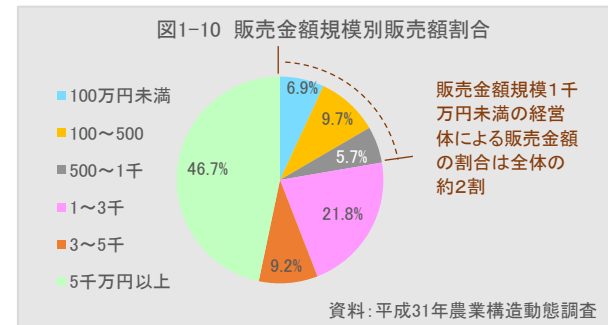
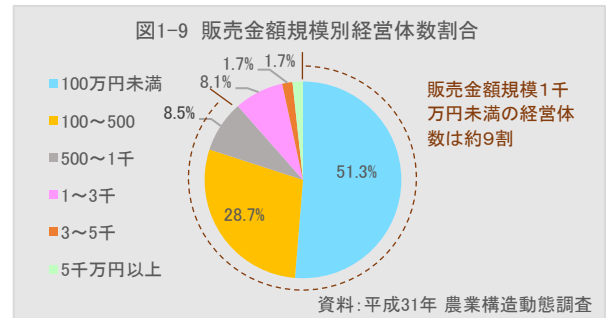


図1-9と図1-10は、販売金額規模別の経営体数の割合と販売金額規模別経営体の販売金額割合を示すものですが、販売金額1千万円未満の経営体数の割合は全体の約9割であるのに対して、その経営体の販売額の割合は約2割に留まっています。

逆に、販売金額1千万円以上の経営体数の割合は約1割であるのに対して、その経営体の販売額は全体の約8割を占める状況です。

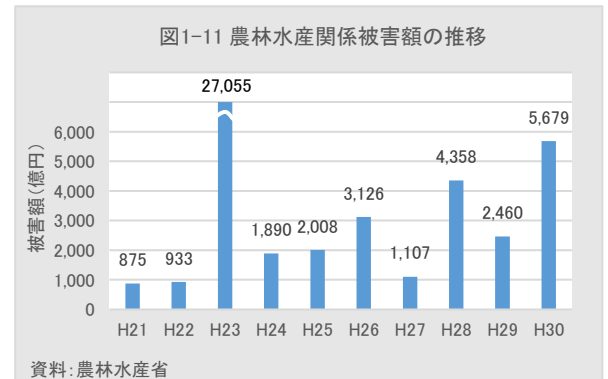
このことは、市場で流通する多くの農産物は、大規模農家等によって生産されていることを示すものであり、その出荷動向が価格形成に大きな影響を及ぼしていることを想定すると、今後、さらなる構造改革の進展によって、小規模農家等の経営環境は一層厳しさを増すものと思われます。



(4) 気候変動による自然災害、環境意識の高まり

地球温暖化を背景に、記録的な猛暑や局地的な豪雨、大型台風の発生によって、農業部門においても関連の被害額は増加傾向にあります。（図1-11）

また、気候変動は作物の生育環境にも影響を及ぼし、夏の高温が常態化するなかで、高温障害による水稻の白未熟粒や胴割粒の発生、果樹では、着色不良や日焼け、酪農では乳量の低下等の障害が発生し、長期的には作物の栽培適地の移動などの影響も危惧されています。



一方で、施設園芸等によって排出される農業用プラスチックごみは、処理費用の負担だけでなく二酸化炭素排出による環境への影響も問題視されています。

地球温暖化防止の国際的な枠組みとして「パリ協定」が平成28(2016)年11月4日に発効され、我が国も2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロに向けた取り組みを進めることにしています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みも企業や団体で広がりつつあるなかで、農林水産省では、SDGs時代にふさわしい理念を掲げ、農林水産業・食品産業の成長が環境も経済も向上させる環境創造型産業としての進化を目指すこととし、令和2（2020）年3月に「農林水産省環境政策の基本方針」をとりまとめています。

ここでは、自然循環機能を活用した持続可能な農業や農畜生産にともない排出される温室効果ガスの削減、海洋汚染を招くプラスチックの利用抑制についての取り組み等が示されています。

今後の農業振興を図るうえでは、農業の持続性を脅かす気候変動や自然災害等のリスク対応の強化とともに、消費者理解の増進も含め環境への負荷を抑えた農業の取り組みが求められる時代となっています。

(5) 新型コロナウイルス感染症の影響

令和元（2019）年12月に中国で確認された新型コロナウイルスは、その後、瞬く間に世界各地に拡大し、国内においても、人やモノの移動が制限され、訪日外国人の激減、国民の旅行や外食の自粛による関連消費の大幅な縮小等によって、多くの企業では業績悪化、休業・廃業に追い込まれる事態となり、経済への影響は大きなものとなっています。

農業では、小中学校の休校によって給食での牛乳の需要が減り、外食産業向けの業務用農産物の需要減、イベント、行事の開催自粛による花き類の消費低迷、さらに、生産現場では、外国人技能実習生等の入国制限にともなう人手不足なども問題となっています。また、流通面では従来から問題視されていたトラック輸送に係る労働力不足や梱包やパッケージ規格の合理化などの動きがこれを契機に一層進むとする見方もあるなかで、農産物の需要動向や生産現場への様々な影響が懸念されています。

未だ収束の兆しが見えず、経済活動が回復するにはさらに一定の期間を要することが予想されますが、新たな時代を見据えつつ、引き続き安全・安心な農産物を安定供給していくとともに、より一層の生産性向上、生産基盤の強化に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(6) 国内の農業政策

食料・農業・農村基本計画は、平成11（1999）年に制定された「食料・農業・農村基本法」に基づき、平成12（2000）年に最初の計画が策定されて以降、施策を具体的に展開するためのプログラムとして5年ごとに見直されています。

令和2（2020）年3月に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」（以下「新たな基本計画」）では、農政改革の着実な進展、国内外の環境変化、生産基盤の脆弱化などの現状を踏まえ、産業政策と地域政策を車の両輪とし、食料自給率向上と食料安全保障の確立を基本方針として掲げています。

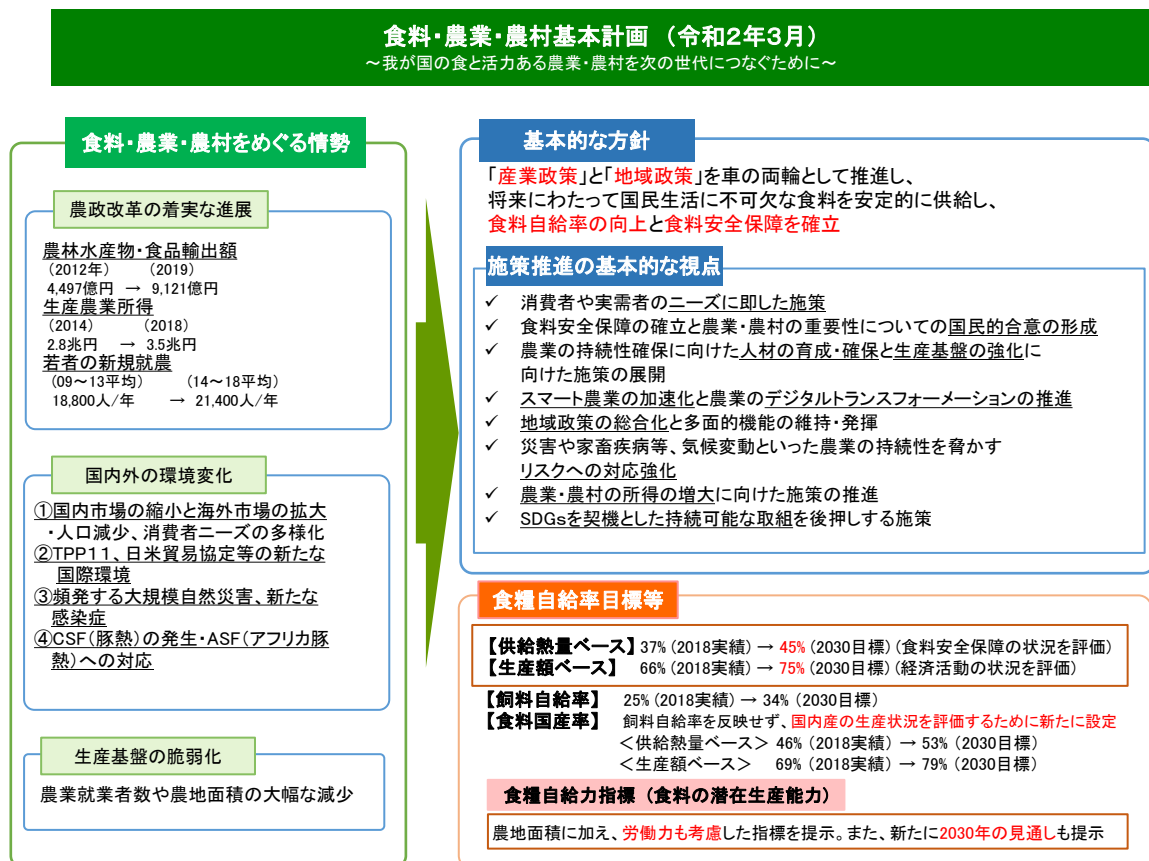
施策を推進するにあたっての基本的な視点として、①消費者や実需者のニーズに即した施策、②食料安全保障の確立と農業・農村の重要性についての国民的合意の形成、③人材の育成・確保と生産基盤の強化、④スマート農業の加速化と農業のデジタルトランスフォーメーションの推進、⑤地域政策の総合化と多面的機能の維持・発揮、⑥災害、家畜疾病、機構変動等のリスクへの対応強化、⑦農業・農村の所得の増大、⑧SDGsを契機とした持続可能な取り組みを示しています。

また、食料自給率については、食料安全保障の状況を評価する観点から供給熱量ベースの自給率が、農業の経済活動を評価する観点からは生産額ベースの食料自給率が設定され、さらに、国内の畜産業の努力を適切に反映する観点から国内生産に着目した「食料国産率」の目標が飼料自給率の目標と合わせて設定され、それぞれの向上を図りながら、総合食料自給率の向上を図ることとされました。

畜産については、平成30（2018）年12月30日のTPP11協定、平成31（2019）年2月1日の日EU・EPA協定及び令和2（2020）年1月1日の日米貿易協定の発効により、新たな国際環境に入ったところですが、国は協定発効に先立ち「総合的なTPP等関連政策大綱」を定め、また、令和2（2020）年3月に示された酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針に基づき、肉用牛、酪農経営の増頭・増産を図るため、家畜改良、飼養管理の高位平準化、ICTの活用や自給飼料の効率的な生産等による生産基盤の強化を図ることとし、そのための経営規模拡大、経営能力の強化、経営資源の継承等を示しています。

図1-12 新たな「食料・農業・農村基本計画」の概要

【令和2(2020)年3月閣議決定】



資料：農林水産省



2 本市の地域特性

(1) 位置・面積

本市は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する県境のまちです。

中国山地の山間に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成しています。

東西約53km、南北約42kmの概ね四角形で、面積は香川県の3分の2に相当する1,246.49km²。広島県の約14%を占め、全国自治体の中で13番目、近畿以西では最大の広さ（令和2（2020）年4月1日現在）となっています。

本市面積の84%を山林が占め、農用地は84.0km²であり、平坦で広範な場所は少なく、多くが河川沿いや谷沿いなどに小面積が点在しています。

広大な市域は、その中に存在する個性や財産、資源などを発展へ向けての可能性、魅力と捉えることができます。

(2) 自然環境

本市の地形は、標高150～200mの盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成していますが、北部の県境周辺部は、県内有数を誇る1,200m級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流域とした河川が「江の川水系」と「高梁川水系」に分岐し、日本海、瀬戸内海に注いでいます。

気象条件は、広大な区域面積や中国山地に囲まれた状況から、北部と南部では異なり、特に、気温、降水量、積雪量の多寡などにおいて違いがあります。

また、中国山地に囲まれた内陸の盆地であることなどから、昼間と夜間の寒暖差が大きく、こうした特有の気象条件は、良質な米、野菜、果樹などの生育に適した要件でもあり、さらに農用地の標高差が500m余りあることも大きな特徴といえます。

水と緑に恵まれ、四季の変化に富んだ豊かな自然環境を土台として、中山間地域ならではの心なごむ里山景観を有しています。

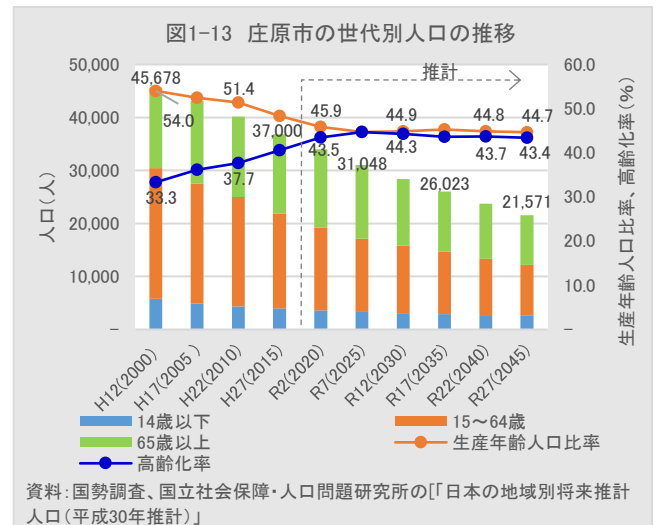


(3) 人口

本市の人口は、昭和35（1960）年の国勢調査で81,162人でしたが、高度経済成長における若年層の流出によって著しい減少を招き、以降も減少傾向で推移しています。

平成27（2015）年の国勢調査では、37,008人となっており、平成17（2005）年から10年間で5,741人の減少となっています。

人口減少とともに年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）も減少し、相対的に老年人口（65歳以上）割合の増加によって平成22（2010）年の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は37.7%となり、急速に少子化、高齢化が進行しています。



国立社会保障・人口問題研究所によると、平成27（2015）年から20年後の令和17（2035）年の本市の人口は10,977人（23.4%）減少して26,023人になると推計されています。

なお、世帯数も昭和35（1960）年の17,530世帯（国勢調査）から、平成27（2015）年では14,496世帯に減少しています。

(4) 産業

本市の産業は、気候や土地条件等を活かした農林業、小売や観光関連の商業、機械器具・窯業・電子部品・食料品をはじめとする製造業や建設業を主要産業としています。

産業別就業人口割合では、昭和35（1960）年から第1次産業は大幅に減少し、第3次産業への就業割合が大幅に増加しました。第2次産業就業人口は、平成2（1990）年の31.4%をピークとして下降に転じ、平成22（2010）年には21.6%となっています。

第3次産業のうち観光については、豊かな自然環境、気象条件を活かした観光資源が豊富で、平成初期の観光入込客数は約100万人で推移していた時期がありましたが、その後増加傾向にあり、平成25（2013）年松江自動車道開通とともに「道の駅たかの」のオープンによって大幅に増加しました。

平成26（2014）年度の中国横断自動車道尾道松江線の全線開通によって、県外からのアクセス環境が飛躍的に改善されたことで、今後はさらなる観光客数の増加が期待されます。

3 本市の農業の現状

(1) 概況

本市の農業は、気候条件や土地条件を活かし、永年受け継がれてきた高い技術を背景に、米、野菜、花き、果樹の生産、肉用牛、乳牛、豚、鶏の飼養など、特徴ある農業が営まれてきました。

しかし、農産物の需要変化、価格低迷を背景に、後継者不足、農業従事者の高齢化が進み、加えて海外を含む他産地との競争、消費者・実需者ニーズの多様化、農業資材価格の高止まりや労働力不足への対応など様々な課題を抱え、経営環境は厳しさを増しています。

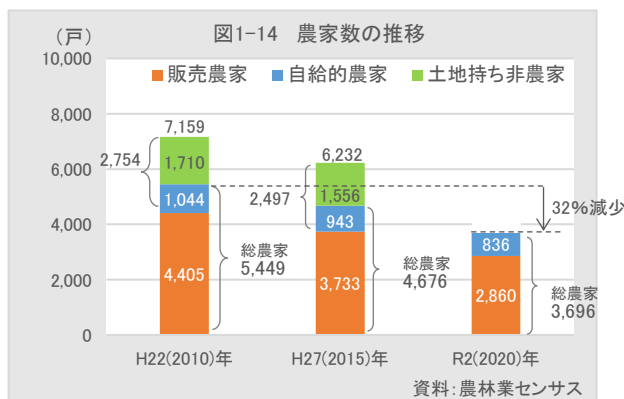
とりわけ、多くの農業者が営む水田農業では米消費の減少による価格低迷やT P Pをはじめとする農産物貿易の自由化（関税撤廃や緩和）に向けた国の政策転換、機械更新にともなう経済的な負担の増加とともに、有害鳥獣による農作物被害が深刻化するなかで、生産意欲の低下を招いている状況です。

(2) 農家・農業経営体数

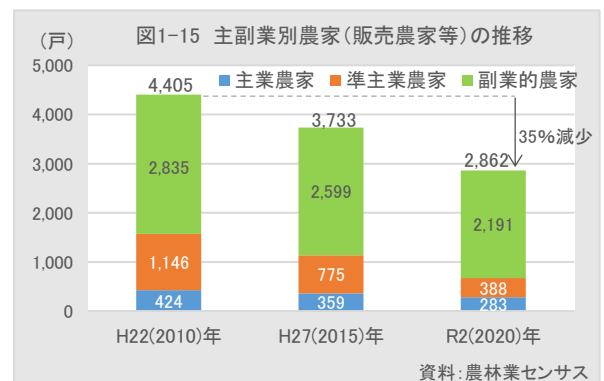
総農家数は、平成22（2010）年から令和2（2020）年までの10年間で5,449戸から3,696戸に1,753戸、割合で32.2%減少しており、前回（平成17(2005)年から平成27(2015)年の10年間）の減少割合23.1%と比較しても減少傾向はさらに進んでいる状況です。

特に販売農家は、平成22（2010）年から10年間で1,545戸、割合では35%の減少となっています（前回〔同期間〕は26.7%）。（図1-14）

主副業別農家数の動向をみると、主業農家は、この5年間（平成27年（2015）年から令和2（2020）年）で359人から283人へと76人、割合では21.3%減少し、準主業農家は同様にこの5年間で387人、割合で49.9%の減少、副業的農家も同5年間で408人、割合で15.7%減少しており、前回（平成22（2010）年から平成27（2015）年まで）の5年間の減少割合、それぞれ15.8%（主業農家）、32.4%（準主業農家）、8.4%（副業的農家）と比較しても、この5年間で急速に減少していることが分かります。高齢化による経営規模の縮小や集落型農業生産法人（以下「集落法人」）等への農地の利用権設定の動きが進んでいることや、農家世帯員の高齢化（65歳未満の世帯員が不在となったこと）がその主要因として考えられます。

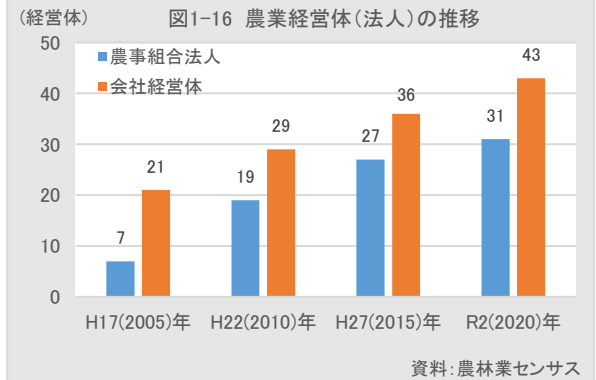


農家：経営耕地10㌥以上又は販売金額15万円以上
 販売農家：経営耕地30㌥以上又は販売金額50万円以上
 自給的農家：経営耕地30㌥未満かつ販売金額50万円未満
 土地持ち非農家：農家以外で耕地・耕作放棄地5㌥以上



主業農家：農業所得が主で、60日/年以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 準主業農家：農外所得が主、60日/年以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 副業的農家：販売農家のうち、60日/年以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家
 ※H22、H27は販売農家、R2は農業経営体

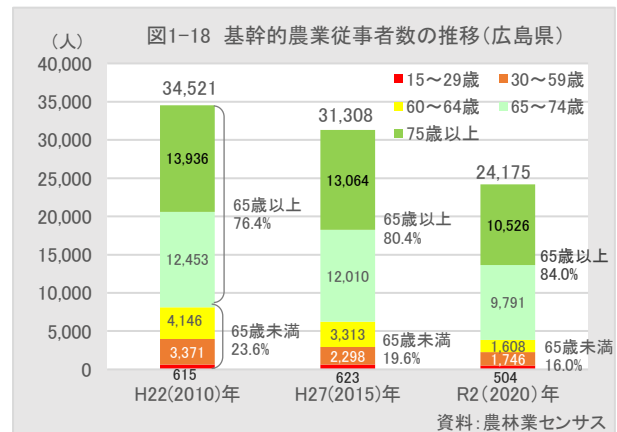
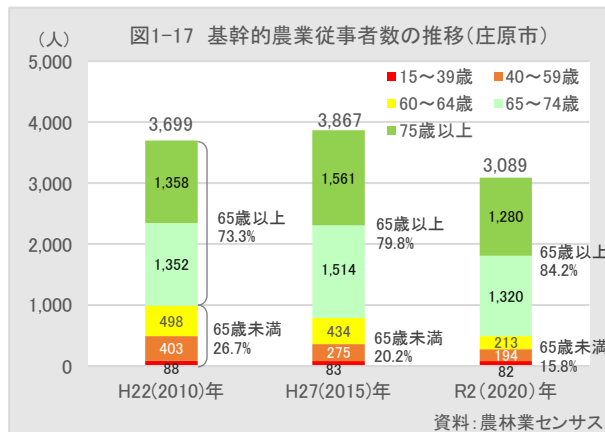
今後もこうした傾向は続くことが予想されますが、一方で、農事組合法人や会社経営などの組織経営体は増加傾向にあることから、全体として農家数は減少していきませんが、一定割合は組織経営体の構成員として集約されていくと思われます。



(3) 農業従事者数

本市の基幹的農業従事者数は、平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけては、65歳以上の世代で増加しましたが、令和2(2020)年にかけて大きく減少しました。特に、平成27(2015)年から令和2(2020)年の5年間では3,867人から3,089人、割合で20.1%減少しており、このうち65歳未満は同5年間で792人から489人へと4割近く減少しています。

広島県も同様にこの5年間の減少割合が大きくなっていますが、自営農業に主として従事する労働力の高齢化が進むと同時に労働力総数も減少していくことから、特に、水田農業における担い手不足は一層深刻な状況になることが懸念されます。



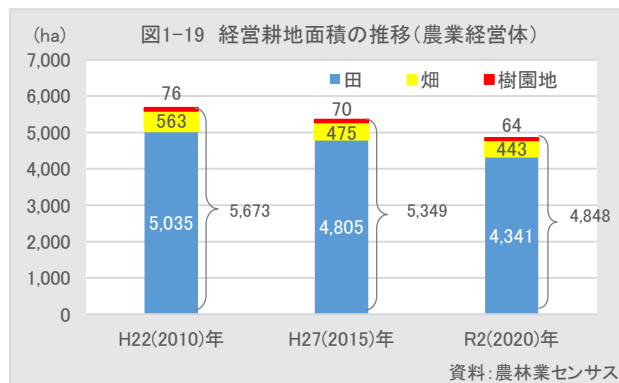
農業就業人口: 農業従事者のうち、自営農業のみに従事または農業とそれ以外の仕事に従事した者のうち自営農業が主の者
2015年までは販売農家、2020年は農業経営体

(4) 経営耕地

経営耕地面積は減少傾向にあり、平成22(2010)年から令和2(2020)年の10年間で5,674haから4,848haへと826ha、割合で14.6%減少しています。平成27(2015)年から同5年間では501ha、割合で9.4%の減少となっており、特にこの5年間で大きく減少しています。

地目別(令和2(2020)年)では、田が4,341haで総面積4,848haの90%を占めており、この10年間の減少面積は694haで最も多く、減少割合では13.8%となっています。同様に畑の減少面積は120ha(減少割合21.3%)、樹園地が12ha(同15.8%)となっています。

総農家数の減少割合が32%だったのに対して、経営耕地面積の減少割合が15%となっているのは、農家の減少が小規模経営を中心に広がっていることや集落法人等に農地が集積されたことなどによるものと思われますが、今後、農業従事者の高齢化が一層進むことで、農家の減少とともに経営耕地の減少がさらに進むことが危惧されます。



(5) 農業経営の構造変化

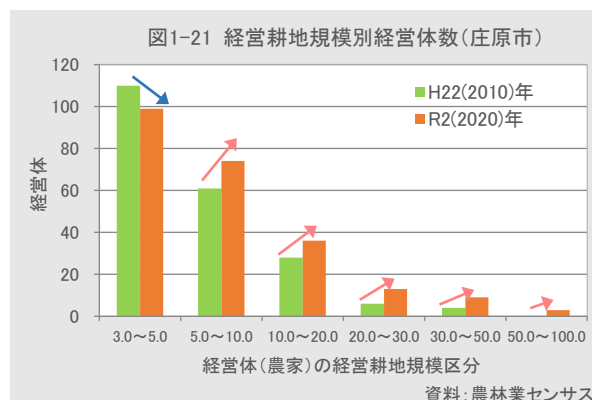
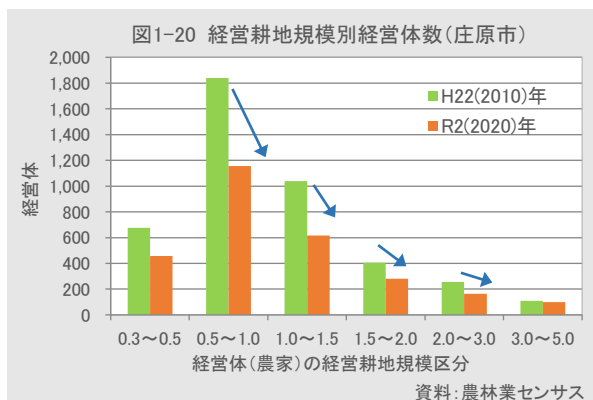
① 経営耕地面積からみる経営規模の変化

農業従事者の高齢化や後継者の不在などによって小規模経営を中心に農家数は大幅に減少していますが、一方では全国の動きと同様、本市においても経営規模の拡大は進んでいます。

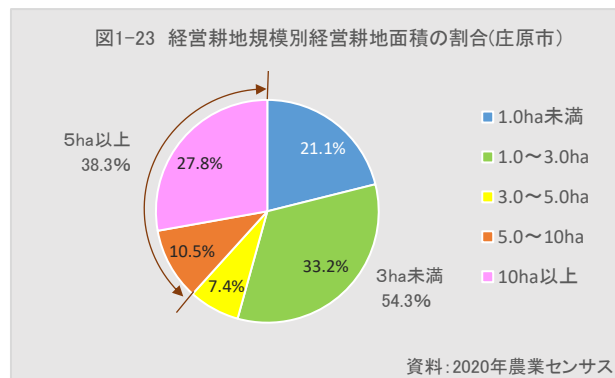
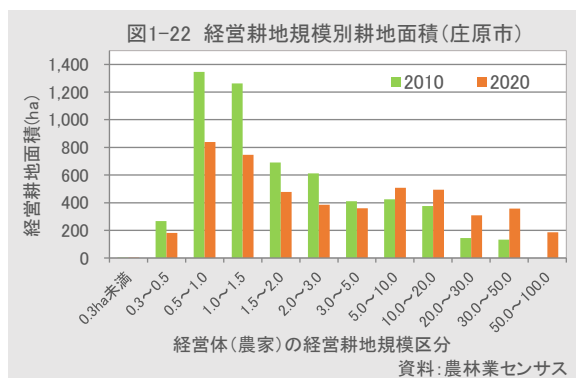
本市の経営耕地規模別経営体数のこの10年間の動きを見ると、経営耕地面積規模が5haを境にこれより大きい規模の経営体は増加しており、これより小さな経営規模の経営体が減少しています。

今後、この傾向がさらに進むと、本市において9割以上を占める3ha未満の経営体はさらに減少することが予想されます。(図1-20、図1-21)

また、経営耕地規模3ha未満の経営体の経営耕地面積の割合は67%となっており、こうした小規模農家等の今後の動向が地域の農業、農地の動きに大きな影響を及ぼすことが予想されます。



一方で、集落法人設立等による経営規模の拡大は進んでおり、5ha以上の経営体数の割合は全体の僅か4.5%に留まりますが、これに対する経営耕地面積の割合は38%(図1-23)を占め、今後ともこの傾向が続くと思われます。

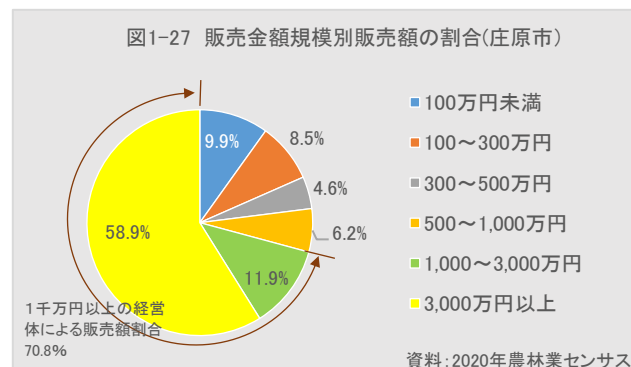
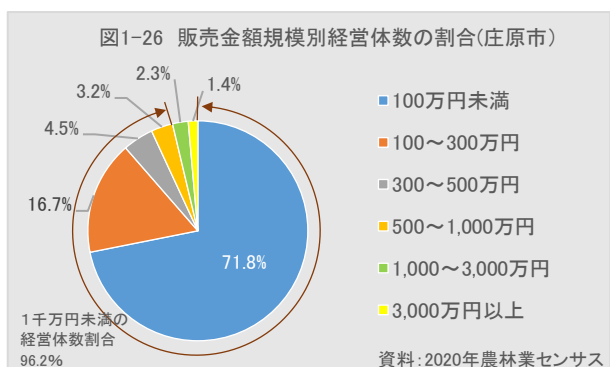
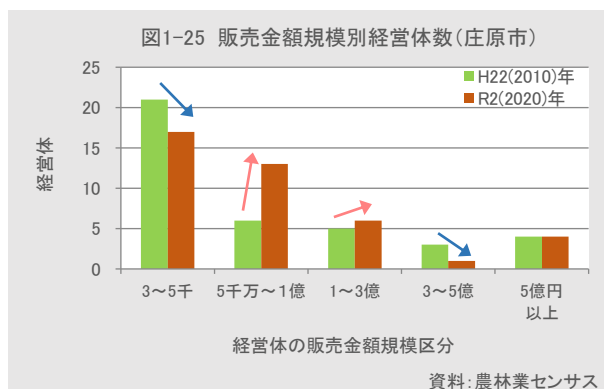
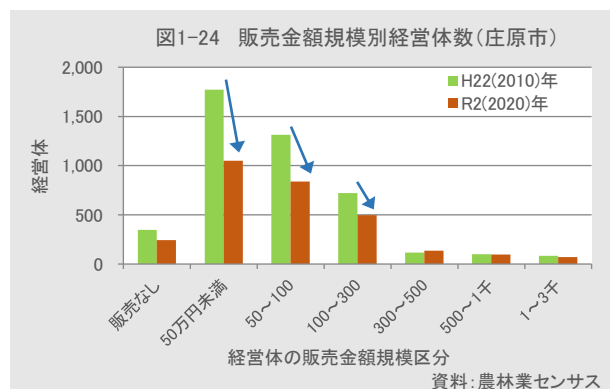


②農産物販売金額規模から見る経営構造の変化

経営耕地の動きと同様、販売金額規模においても小規模農家等の減少と大規模農家等の増加傾向はこの10年間でさらに進んでいます。

販売金額規模で1千万円未満の経営体数は全体の約96.2%（1千万円以上の経営体数は3.8%）を占めるのに対して、総販売額に占める割合をみると、販売金額1千万円未満の経営体による販売額は約3割で、販売金額規模1千万円以上の3.8%の経営体による販売額が全体の約7割を占める状況となっています。（図1-26、図1-27）

農産物の流通形態や価格形成のしくみ等を含め農業経営を取り巻く環境が大きく変化するなかで、こうした構造変化は全国的な動きとも一致しており、今後とも経営規模の拡大とともに生産性向上の取り組みが一層進むことが予想され、小規模な農業経営を維持することは益々難しくなっていくものと思われます。



(6) 農業生産の概要

本市の農業産出額は、昭和60（1985）年の193億円から米価の下落や生産調整の強化等とともに水稻の生産額の減少とともに緩やかに減少傾向をたどり、平成18（2006）年には146億円まで下がりました。以降は畜産部門の生産額が大きく増加し、平成26（2014）年以降は野菜部門も増加したことで、平成29（2017）年には229億円まで増加しました。

経営耕地面積の約9割を水田が占め、多くの農家が水稻作に関わっているなかで、昭和60（1985）年には総産出額の45%に相当する86億円あった水稻の産出額は、平成26（2014）年には27.5億円、割合で13%まで下がりました。

その後、米価が上昇したことで、平成30（2018）年の生産額は36.5億円まで回復しましたが、平成30（2018）年以降の米政策の見直しとともに、国内の米消費が毎年10万トン以上減少し続けているなかで、今後の米価の動向は水田農業を維持するうえで大きな不安材料となっています。

水田農業の経営環境が益々厳しさを増すなか、本市では、集落法人化や飼料用米・稲の作付け拡大とともに、平成26（2014）年度に設立された庄原市ブランド米推進協議会を中心とした米の有利販売や、庄原産米の全国での知名度向上に向けた取り組みを進めています。

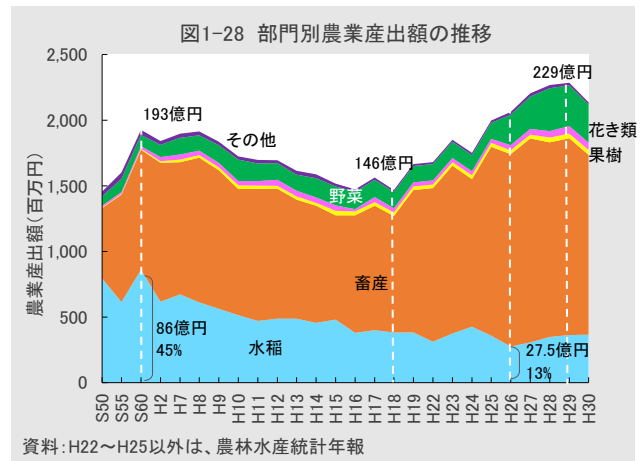
野菜の産出額は、10年前までは10数億円で横ばい傾向にありましたが、水田農業における高収益作物としての野菜の導入、異業種からの農業参入、新規就農者の受け入れ、認定農業者による規模拡大など産地強化の動きとともに生産は徐々に拡大し、平成29（2017）年には32.7億円に倍増しました。

特に、「ほうれんそう」「アスパラガス」「だいこん」「青ねぎ」はJ A庄原の園芸振興品目となっており、これに「夏秋いちご」「キャベツ」を加え、本市の野菜振興品目として、担い手を中心とした産地として生産振興を図っています。

また、小規模農家については、少量多品目の野菜生産の振興を図り、市内6か所の産直市等への出荷を促し、地産地消の推進を図っています。

花きの生産は、この10年で栽培面積は大きく増加しており、特に、「きく」については、東城・西城地域を対象に振興品目として位置づけ、平成20（2008）年度には東城地域に共同選果場を整備するなど、生産振興を図っています。

果樹の作付面積は、全体ではほぼ横ばいで推移し、「なし」「もも」「ぶどう」「ブルーベリー」「かき」など様々な品目が栽培されていますが、特に、標高の高い地域を中心に、冷涼な気候を活かした「りんご」の栽培が盛んです。



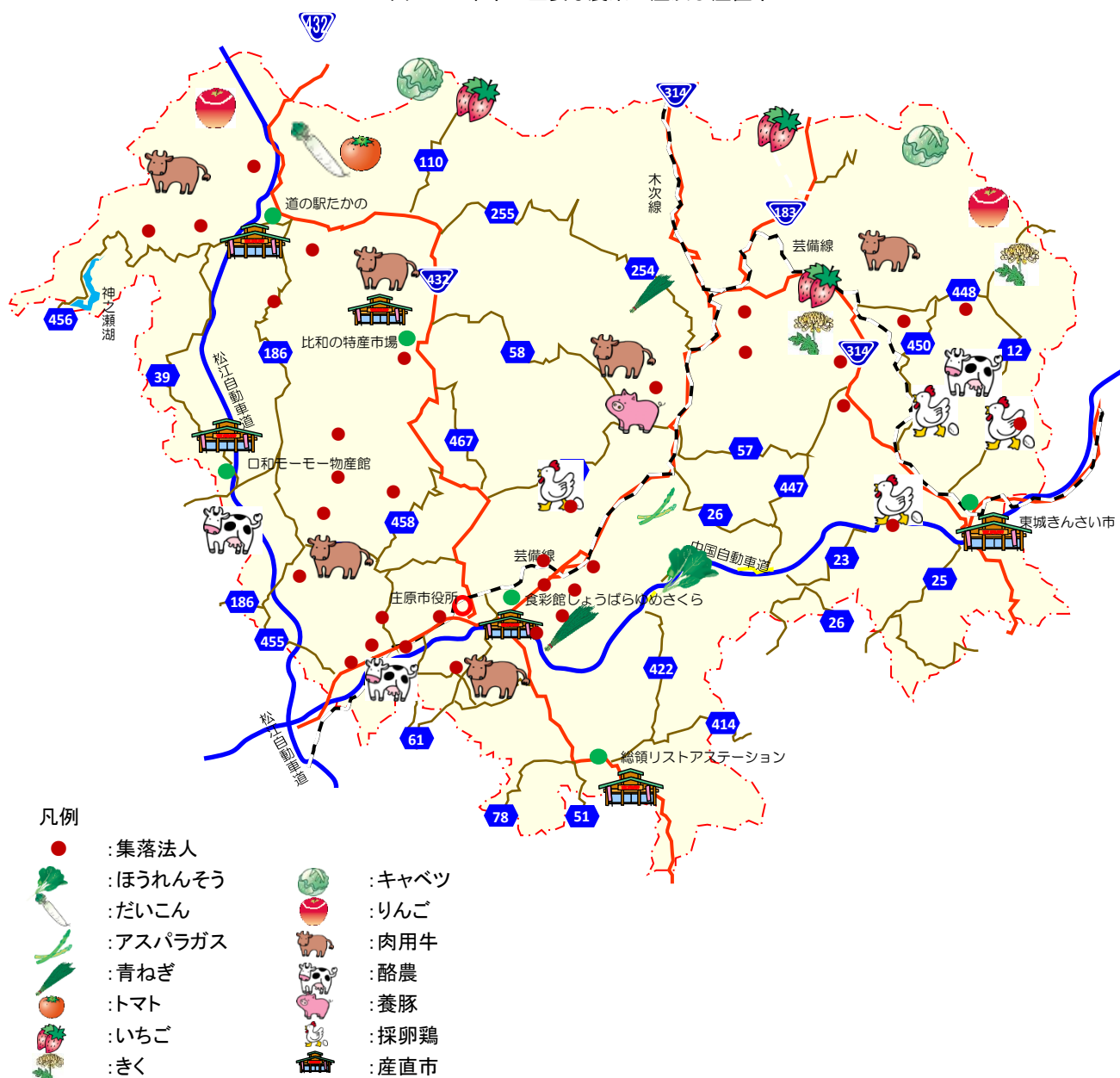
畜産については、耕種農家が複合的に経営する肉用牛繁殖経営を中心に発展し、経営規模の拡大や専門化、企業的経営の進展と相まって、肉用牛・酪農・養豚・養鶏それぞれが、県内の主要産地としての地位を確立しています。

畜産の産出額は、企業経営が進んだ養鶏を中心に拡大し、平成27(2015)年には150億円を超えるまでになりました。

また、有機物の土壌還元による土づくりを基本に、化学肥料や農薬等の使用による環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進する上でも、畜産経営は堆肥の供給元として重要な役割を果たしています。

ここ数年は、肉用牛の価格が堅調に推移したことで、畜産部門の産出額も大きく伸びてきましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって肉用牛子牛市場や枝肉市場の相場が大きく落ち込みました。現在、再び回復傾向にありますが、貿易自由化にともなう関税の段階的削減や一部廃止による畜産物価格の低下が懸念される一方で、中国等への輸出需要の拡大が期待されるなど、国内外の様々な情勢変化による需給の動向が注目される状況です。

図1-29 本市の主要な農業生産及び産直市



第3節 第2期農業振興計画の検証

1 第2期計画の検証

(1) 農業振興の振興テーマ・目標

平成28（2016）年3月策定の農業振興計画では、「農業が支える定住社会の構築」を本市農業の目指す姿として、振興テーマ1 元気あふれる「ひと」づくり、振興テーマ2 魅力あふれる「もの」づくり、振興テーマ3 活力あふれる「むら」づくりの3つの振興テーマと具体的な振興目標を掲げ施策を実施してきました。

● 農業振興計画体系図



(2) 振興テーマ・振興目標別の検証

■振興テーマ1

元気あふれる「ひと」づくり

【振興テーマ1の施策趣旨】

深刻化する担い手不足を解消し、産地を維持・強化するため、新しく農業に取り組む「ひと」や「組織」の確保・育成・支援を行い、多様な担い手による農業の安定的な経営を支える仕組みづくりを推進します。

条件不利地を多く抱える本市においては、土地への愛着により農業を営んでいる「ひと」に支えられて農地が保たれている現状を踏まえ、小規模であっても意欲ある「ひと」への支援、そして市民が農業に理解と関心を持ってもらうための取り組みを通して、農業・農村を愛する「ひと」づくりを目指します。

振興目標1 新たに農業に携わる「ひと」づくり

【主な取り組み】

農家及び農業経営体（以下「農家等」）の減少や高齢化が進行する中、農業を中心的に支える人（担い手）を確保するため、農業関連学校の生徒・学生やUターン・Iターン希望者、他産業からの参入など、新規就農希望者を新たな担い手候補者として育成、支援します。

【成果と課題】

(1) 認定新規就農者の段階別育成

「新規就農者の育成」については、関係機関・団体と連携し、就農相談の対応、営農計画書の作成、就農後の技術指導及び経営指導を行うとともに、定住も含めた総合的な支援に取り組み、平成27（2015）年から令和元（2019）年までの5年間で、新たに19名の新規就農者を受け入れました。このうち、16名（1名は親元就農）はU・Iターン者となっており、就農を通じた定住を促すことにも貢献できました。

また、市内の高校、大学と連携し、新規就農等の情報提供を行い、農業法人等への就農も図られています。

U・Iターンによる就農では、トマトを中心とした振興作物に携わる例が多く、高齢化・担い手不足等によって野菜の産地力低下が懸念されるなかで、産地をけん引する担い手として期待されます。

今後も、新規就農者を受け入れるための相談窓口の充実と、市内の教育機関への情報提供を通じて、新規就農者の確保を図っていくとともに、これらが早期に安定した経営を確立し、認定農業者へとステップアップしていくうえで必要となる生産技術の習得や、生産基盤の確保等について支援していく必要があります。

また、定住を基本とした、半農半Xによる受け入れについても可能性を検討していく必要があります。

(2) 中高年からの就農支援

農地や農業用施設の維持管理も含め地域農業を支えてきた農業者の高齢化が急速に進むなかで、新たに農業を志す中高年や定年帰農者を対象に、JA庄原と連携し、農業経営のための研修会等を開催し、就農者の確保を目指してきました。大規模経営に至らないものについては、野菜づくり等の営農講座や相談対応に取り組み、必要に応じて機械施設の導入について助成することにより、産直市等に出荷する販売農家の拡大が図られました。営農講座については、平成27（2015）年から令和元（2019）年までの5年間で延べ301人の参加者があり、産直市への農産物の出荷拡大や品質向上にも寄与したところです。

今後は、これまでの取り組みを継続するとともに、農業を通じた集落コミュニティの醸成も併せ、地域農業を支える担い手として中高年の就農確保に向けた技術指導や農地の確保、定住先などの情報提供等の支援を充実させていく必要があります。

(3) 参入企業の拡大、雇用就農促進

既存農家の大型化や法人化による規模拡大等を通じて、安定経営を促してきたところですが、あわせて、資本力をもった企業による農業参入を促すため、農地の確保や農業用機械施設の整備等の支援を行ってきたところです。

これにより平成27（2015）年から令和元（2019）年までの5年間で新たに2つの経営体が参入し、これまでの参入企業は12経営体となり、これにともなう雇用者数（常勤、パート含む）は192人に及ぶなど、雇用創出においても効果を挙げることができました。今後とも地域経済への波及効果も考慮しつつ、企業の農業参入を促していくことが求められます。

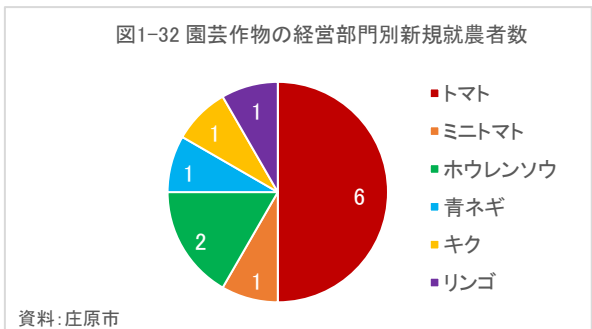
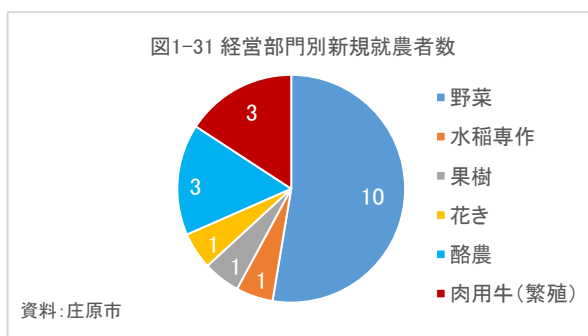
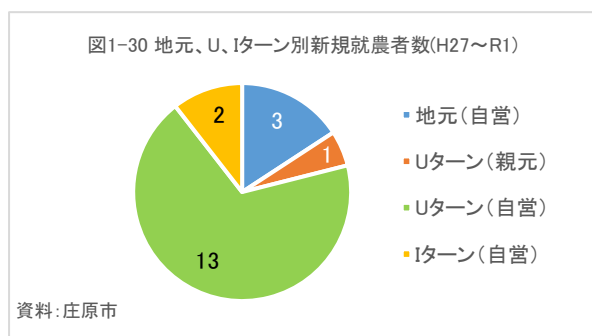
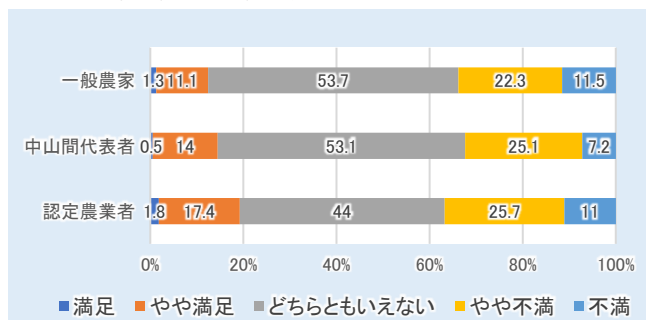


表1-2 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状 平成26(2014)年	実績 令和元(2019)年	中間目標 令和2(2020)年
◎振興目標 1 新たに農業に携わる 「ひと」づくり	① 新規就農者の数（平成17年からの延べ数）	43人	62人	67人
	② 農業への参入企業の数	10経営体	12経営体	12経営体

【アンケートによる市民満足度】※令和2（2020）年9月実施の「庄原市の農業振興に関するアンケート調査」（以降、同様）

図1-33 新規就農者の就農支援・育成補助に対する満足度



振興目標2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」づくり

【主な取り組み】

農産物を安定的に生産・供給するためには、担い手がしっかりとした経営を行う必要があります。また、集落の農地を将来にわたって良好に守っていくためには、遊休農地等を保全し活かすことができる担い手組織が必要です。このため、産業として農業を担う農家や集落の農業、農地を支えていく集落法人を確保、育成していくための支援体制、条件整備に取り組めます。

【成果と課題】

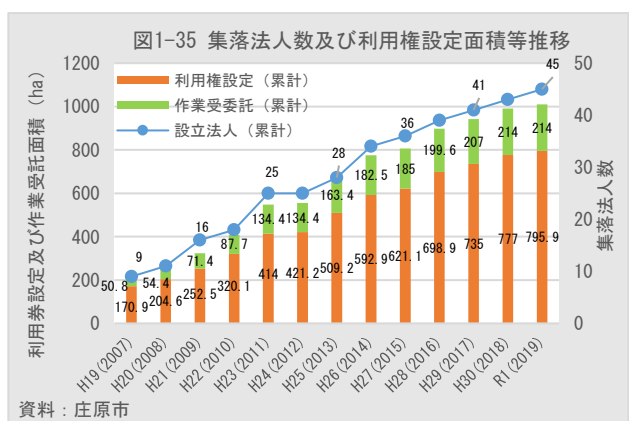
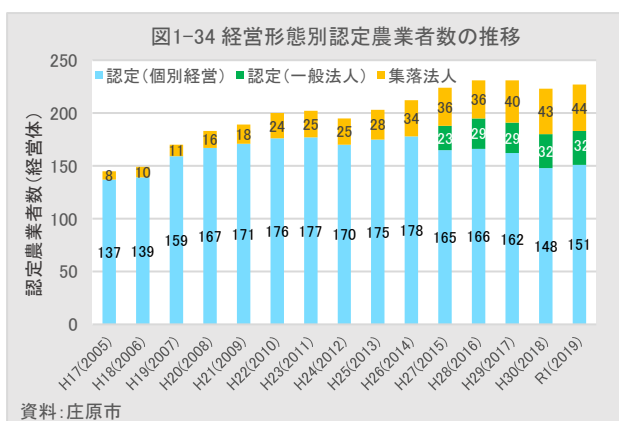
(1) 農業を担う認定農業者等の経営基盤強化

地域農業の中心となる担い手として、意欲ある農業経営者を認定農業者へと誘導し、経営や技術向上を支援するとともに、人・農地プランにおける中心経営体として位置づけ、農地中間管理機構を通じた農地の集積を進めてきました。また、制度資金の借入や農業用機械施設の導入に係る支援等を通じて認定農業者の経営基盤の強化等を図ってきました。

個別経営体については、平成26（2014）年の178人から令和元（2019）年には151人へと減少している一方で、認定農業者は増加しており、このうち法人経営は、平成26（2014）年の44法人から令和元（2019）年は89法人へと大幅に増加し、施策の成果が現れるとともに、経営基盤の強化が進みました。

令和2（2020）年9月に実施した「庄原市の農業振興に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」）では、「生産技術の向上」「資材・飼料価格高騰対策」「労働力確保」が経営課題として上位にあげられており、技術向上を始めとする各施策を継続して実施するとともに、資材等の価格動向や経営全体の運営に直接関わる農産物の販売価格等を注視し、必要に応じた支援を展開していくことが必要です。

特に、農業経営基盤の強化や規模拡大においては、計画に基づいた施設整備や農地集積が重要となります。このための制度資金や補助事業の有効活用、農業委員会や農地中間管理機構等との連携による農地確保等を円滑に進められるよう、より一層の推進体制の強化が必要です。



(2) 集落の農業を支える組織強化

県内では、集落リーダーの不在や米政策の先行き不透明感などを背景に集落法人設立の動きは鈍化していますが、本市では地域農業集団による営農活動が実践されてきたなかで、多くの法人が設立されており、設立法人数（認定農業者以外を含む）は平成26（2014）年の34法人から令和元（2019）年には45法人へと増加しました。

これに合わせ、機械施設整備の経費助成、農地中間管理機構を通じた農地集積等を支援し、早期の経営安定に取り組んできたところですが、今後は、既設法人における水田農業の低コスト化、省力化とあわせて、より一層の経営安定を図るためには機械利用やオペレータの相互協力などの法人間連携の取り組みも必要と考えられます。

また、農作業の省力化については、ラジコン式草刈ロボットや防除用ドローン等、ICT等活用した水田の水管理制御システム等のスマート農業技術の導入等を進め、また、新たな栽培技術や販売方法の導入等も進めながら経営改善・経営高度化の取り組みを促進する必要があります。

表1-3 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状	実績	中間目標
		平成26(2014)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
◎振興目標 2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」へ取り組み	① 認定農業者の数	221経営体	212経営体	250経営体
	② 農業生産法人数（集落型）	34法人	45法人	40法人
	③ 認定農業者・集落法人等が管理する農用地の面積割合	25.2%	31.6%	35.0%

【アンケートによる市民満足度】

図1-36 認定農業者等育成支援に対する満足度

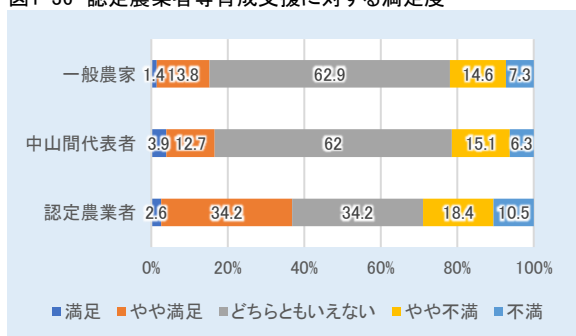
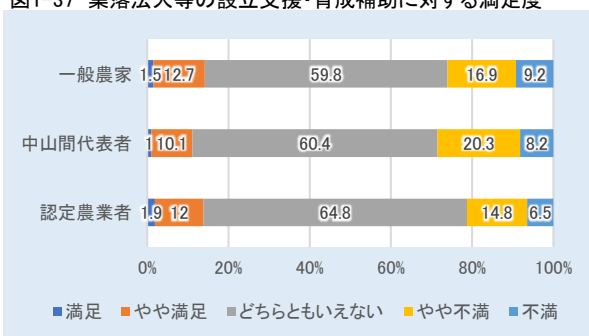


図1-37 集落法人等の設立支援・育成補助に対する満足度



振興目標3 農業への興味、意欲あふれる「ひと」づくり

【主な取り組み】

本市農家等の多くは、小規模・零細農家となっています。本市農業を元気にするためには、これらの人達の生産意欲を高めることが必要です。農業・農村を愛し、その保全や活性化に向けて意欲のある人を支え、関心を持ってもらうために取り組む人達を支援します。

【成果と課題】

(1) 小規模農家への支援

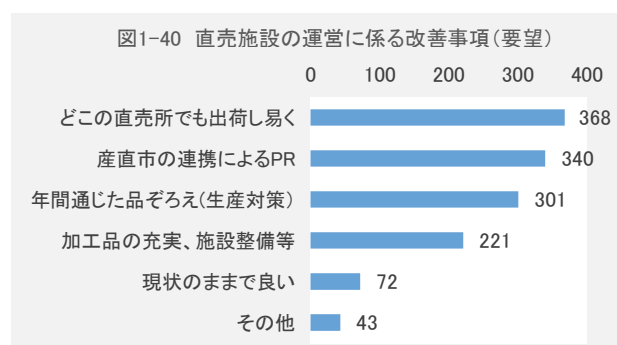
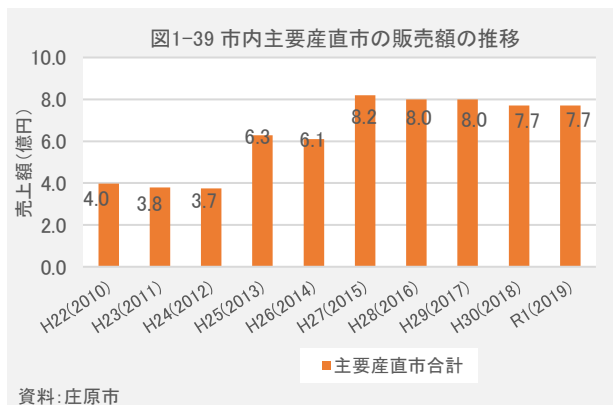
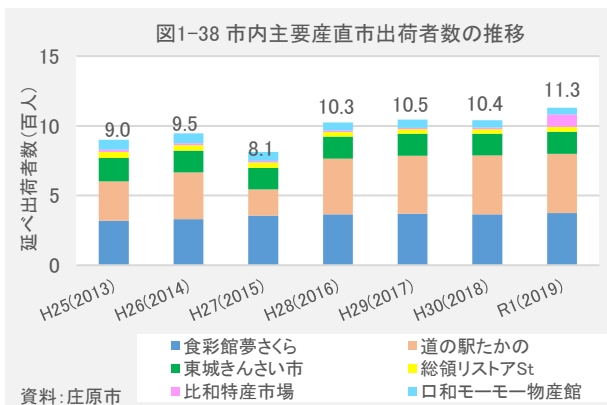
小規模経営であっても所得に結び付き、農業に意欲的に取り組むことができるよう、少量多品目の農産物の販路確保を目的として産直市を整備しています。また、地域ごとに多彩で良質な農作物の生産を促すため、営農指導員を配置し、栽培講習会や技術指導等を行なうとともに、必要に応じて農業用機械施設の導入に係る経費助成等、様々な視点から小規模農業を支援してきました。

販売に関しては、平成25（2013）年4月にオープンした「道の駅たかの」での売上が伸びており、本市の主要産直市の売上総額は、それまでの4億円弱から6億円を超え、大きく増加しています。その後の広範囲な集荷によって売上額はさらに増加し、令和元（2019）年には7億7千万円となっています。

販売の主力施設は「道の駅たかの」ですが、集荷範囲の拡大等により、多くの農家が出荷者となっており、販売も好調なことから販売農家の農作物の生産意欲の向上につながっています。

しかし、生産者の高齢化から出荷者数は減少しており、栽培講習会等による新たな販売農家の掘り起こしと、高品質な農産物生産の技術指導が課題となっています。

また、アンケート調査においては、産直市の運営に関連して「どこの直売所でも出荷しやすい条件整備」を掲げる意見が多く、運営面での改善が求められており、出荷販売管理システム等の統一等による直売施設同士の連携を検討していくことが求められています。



資料:「庄原市の農業振興に関するアンケート調査」令和2年9月実施

(2) 市民の農業への理解を深める取り組みの促進

「市民の農業理解を深める取り組み」では、各地域で農業体験を基本とした都市農村交流が展開されています。また、児童・生徒を対象に市内学校で実施した「食農教育モデル事業」では、農家と一緒に農作業等を体験することにより、農産物の生産を通じて食と農の大切さを学ぶ場として、農業への理解も深まっています。

また、県内を中心とした各種イベントへの参加を通して、市内の農産物や加工品のPRを兼ねた販売促進に取り組んだり、特に市内で行われる「みのりの祭典」や県域を対象とした「フードフェスティバル」では、市内の特産品を出品し、消費者との交流を通じて市内農産物の良さがPRできたと思われます。

今後も、市民、消費者の農業への期待や体験交流の需要の変化をとらえながら、より多くの人々に農業と市内農産物の良さを伝えるための取り組みを継続していく必要があります。

表1-4 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状	実績	中間目標
		平成26(2014)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
◎振興目標3 農業への興味、やる気あふれる「ひと」への取り組み	① 主要な市内産直市売上金額 (単年度)	6.1億円	7.7億円	6.5億円

【アンケートによる市民満足度】

図1-41 地産地消の取組に対する満足度

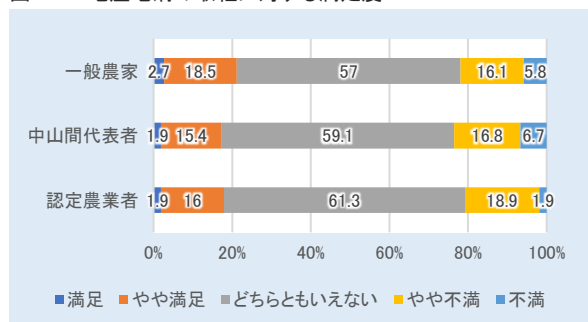


図1-42 直売施設の整備に対する満足度

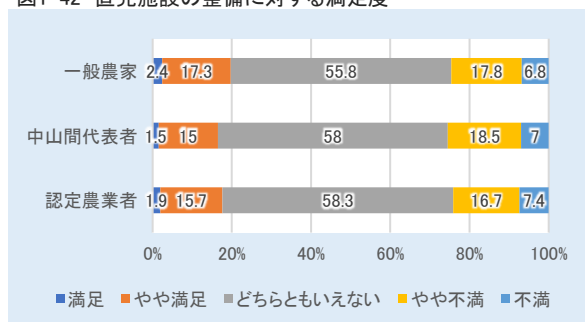
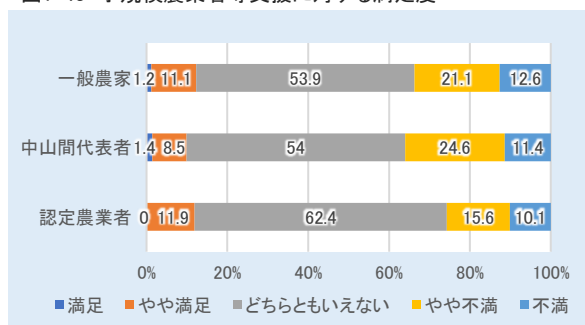


図1-43 小規模農業者等支援に対する満足度



■振興テーマ2

魅力あふれる「もの」づくり

【振興テーマ2の施策趣旨】

「食」の安全・安心、消費者への信頼確保の取り組みとともに、農家所得の向上を図るため、栽培履歴の記帳や衛生管理の徹底など安全・安心な農畜産物の生産拡大を推進します。地域の特性を活かした特徴ある農畜産物の生産に取り組み、安定した品質の確保とともにブランド力を高めることによって有利販売を推進します。

農地の効率的な利用の拡大とともに、良質な堆肥の生産と供給、粗飼料等の安定確保など耕畜連携の取り組み拡大によって、農業の収益性向上、持続性の高い農業生産の仕組みづくりを推進します。

流通については、地産地消の拡大を図るとともに、市場調査や生産者と消費者の情報交換により、消費者ニーズにあった農産物の生産と、流通体制の充実を図ります。

振興目標1 ブランド力を高める「もの」づくり

【主な取り組み】

消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に生産し、供給するための取り組みを支援します。

地域の特性や様々な資源を活かした特色ある農畜産物の生産によって、ブランド化の推進を図り、有利販売の実現を目指します。

また、農畜産物の高付加価値化のための6次産業化を推進します。

消費者ニーズにあった生産、流通、販売体制を整備するための支援を行います。農畜産物の輸出については、国の政策と市場の動向を見ながら研究を進めます。

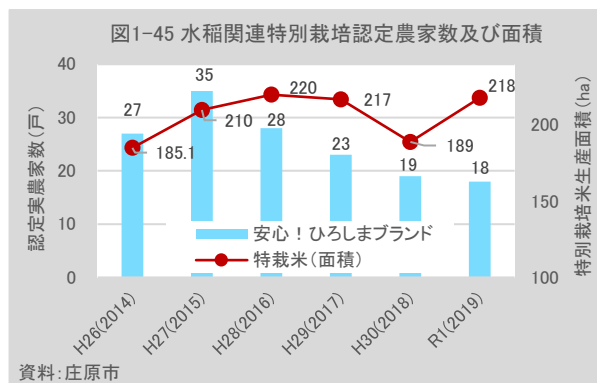
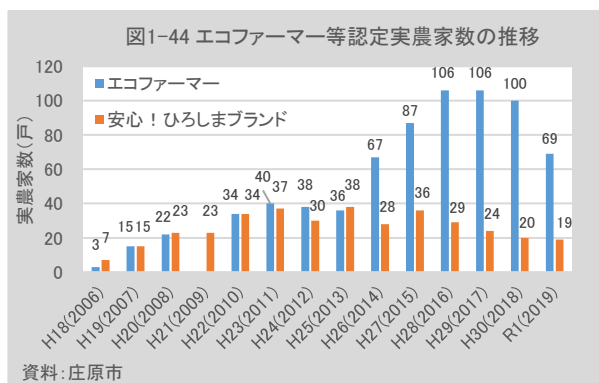
【成果と課題】

(1) ブランド化の推進

農畜産物のブランド化については、安全・安心な農産物の生産に向け、農薬の適正使用や栽培履歴の記帳の徹底等を推進するとともに、「安心！広島ブランド」やエコファーマーの認証等取得を促すなかで付加価値を高めるという考え方で取り組んできました。また、JAと連携し、ネーミングやパッケージデザイン等を通じてブランドイメージの創出と、商品のPRを行い、特に庄原産米のブランド化のけん引役として、「庄原市ブランド米推進協議会」を設置、支援しています。

米については、JAを中心として、特別栽培米の生産拡大とともに、将来的な国際水準GAP認証の取得を見据えたJA独自GAPに基づく生産を推進し、栽培管理の記録と保管、農薬・肥料の適正使用と管理、異品種混入防止の徹底等を通じて安全・安心な米づくり、プライベートブランドによる有利販売等に取り組みました。

これまでの「安心！広島ブランド」や「エコファーマー」の認証制度を通じて、安全・安心な農産物の生産とともに環境保全型農業への取り組みに対する意識や技術は高まったと思われませんが、国の関連政策の見直しや取得手続きの煩わしさ等によって、年々認定件数は減少しているため、今後は、認証・認定の効果等を検証し、JGAP等や他の制度によるメリット等について総合的に判断したうえで、今後の施策について一定の整理をしていく必要があります。



肉用牛では、「比婆牛」のブランド化に向け、「あづま蔓振興会」を核として広告看板やパンフレットの作成、流通販売体制の整備、取扱い販売店、飲食店の増加に取り組んできました。

また、令和元（2019）年9月に登録した地理的表示保護制度（GI）は、県内では初、牛肉では全国の有名ブランド牛とならんで10番目の取得であり、有利販売に向けた取り組みの一環として、首都圏の有名レストランや百貨店での取り扱いも始まるなど、知名度も向上してきています。

こうした取り組みを通じて、「比婆牛」のブランド化に向けた道筋と課題が明確になってきたなかで、今後は、「比婆牛」の素牛の増頭に向けた生産基盤の一層の強化を図っていく必要があります。

また、ブランド力の向上とともに流通販売体制の確立に向け、「あづま蔓振興会」を中心に、関係機関、関係店舗等と一体となった施策展開が必要です。

現状では、生産基盤の強化を通じて生産量の拡大を進めていきますが、和牛の国際的な評価、需要の大幅な拡大も期待されるなかで、将来的には輸出について研究していく必要もあります。

（2）特色ある農産物の生産

特色ある農産物の生産に向け、その生産基盤となる農業用機械施設の設置に対して補助事業等による支援を行いました。

また、高品質な農産物の生産を目的に、JA庄原、市の営農指導員を通じた営農指導や、生産者組織等による技術指導等に取り組んできました。

今後もJA、農業学校等の関係団体と連携し、生産技術の確立と特色ある農産物の生産につなげていく必要があります。

（3）消費者ニーズの把握と生産体制の強化

振興作物については、関係機関・団体等と連携し、市場動向を把握し、需要に応じた生産拡大、生産体制の確立に取り組んできました。また、少量多品目の生産については、産直市への出荷、販売を通じて生産者自らが消費者ニーズを把握し、生産に反映することができるよう取り組んできましたが、産直市の販売規模や運営体制がそれぞれ異なるなかで、販売情報の提供は一部施設に限られた状況であり、今後の取り組み方等について検討していく必要があります。

(4) 生産から販売まで一体となった戦略的な取り組み

一部の産直市では、売上情報の提供を通じて生産出荷の調整、誘導を図っている例もありますが、多くの施設では、季節による過剰生産が問題となる状況が見受けられるなかで、消費者ニーズに即した出荷ができるよう生産から販売までをフォローする体制整備が求められています。

また、市場出荷においては、J Aを中心に技術向上とあわせて生産拡大に取り組まれており、価格動向を踏まえながら生産者と流通事業者との連携が図られています。

6次産業化については、原料生産の1次産業から加工や販売などの2次・3次産業までを複数の農家や法人で分担、連携するためのマッチング等も含め、関係機関による効果的な支援体制づくりを検討していく必要があります。

こだわり米や「比婆牛」などのブランド化の取り組みにも関連し、今後はインターネットを通じた商品のPR、需要の把握や販売促進について、関係機関、J Aや産直市などを含めた推進体制の整備に取り組む必要があります。

輸出については、高額な輸出経費に見合うメリットが期待できない状況もあるなかで、酒米など一部の農産物を除き、取り組みは進んでいません。しかしながら、人口減少とともに国内需要が減っていくことや、東アジア地域の経済成長を背景に貿易自由化の動きにともない輸出環境が変化するなかで、各国の政策や市場動向を見ながら関係機関と連携し輸出に向けた取り組みについて研究していく必要があります。

また、ニーズの多様化や細分化に対応するためのインターネット販売の取り組みなども含め、生産段階から流通、販売に至る一連の取り組みについて競争力強化のための体制の構築に向けた研究、それに対する支援策等が必要となってくると考えられます。

さらに、国が提唱するスマート農業では、現在農業が抱える担い手不足等への対応として作業の省力化に向けたロボット導入、技術の継承や生産管理の高度化に向けたAIの活用やICTなどの情報通信技術の導入等、新たな生産体制の構築に向けた研究、実証事業が進められていますが、今後は、こうした技術を導入するための支援が必要となってくると考えられます。

表1-5 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状	実績	中間目標
		平成26(2014)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
◎振興目標1 ブランド力を高める 「もの」づくり	① エコファーマーの数	67人	69人	80人
	② 「安心！広島ブランド」認証農家数 (取り組み農家数)	28戸	19戸	50戸
	③ あづま蔓頭数 〃 飼養割合	360頭 25.8%	370頭 27.2%	470頭 28.8%
	④ 「比婆牛」認証頭数	49頭	241頭	250頭

【アンケートによる市民満足度】

図1-46 ブランド化の推進/こだわり米育成、特別栽培米の生産拡大、GAP取得推進に対する満足度

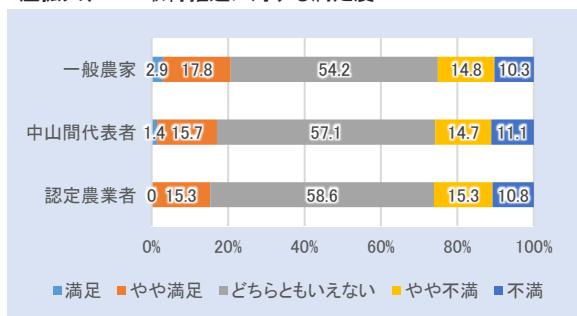
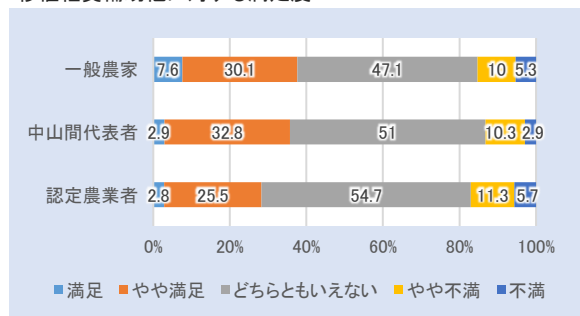


図1-47 ブランド化の推進/比婆牛ブランドの復活、人工授精、移植経費補助他に対する満足度



振興目標2-1 農業(水田)に係る「もの」づくり

【主な取り組み】

売れる米作りに向けて、「庄原市ブランド米推進協議会」を核として、品質や知名度の向上を図り、各地域で生産された庄原産米の全体的な底上げを図るための取り組みを強化します。

また、水田活用のため、飼料用稲・米の生産拡大と、流通体制の整備を行うとともに、新たな農産物生産に取り組めます。

【成果と課題】

(1) 売れる米づくりの推進

J Aを中心に独自G A Pの取り組み等を進め、生産工程を見直すなかで安全性向上等に取り組むとともに、J A基準の特別栽培米やエコファーマー、安心広島ブランドの認証による安全・安心な米づくりを進めてきました。

農家所得の向上を目指した高価格販売を実現するため、土づくりをはじめ食味値の向上について研究、研鑽を進め、高品質な米の生産を強化し、流通では、通常米との価格のバランスを考慮しながら、コスト削減にも取り組みつつ、米の品質に応じて農家所得を高めていけるよう進めてきました。

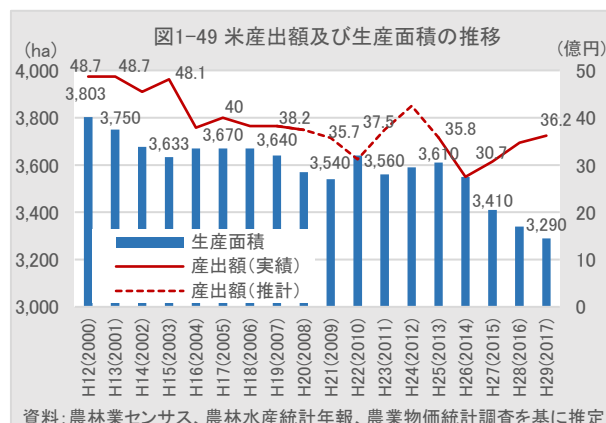
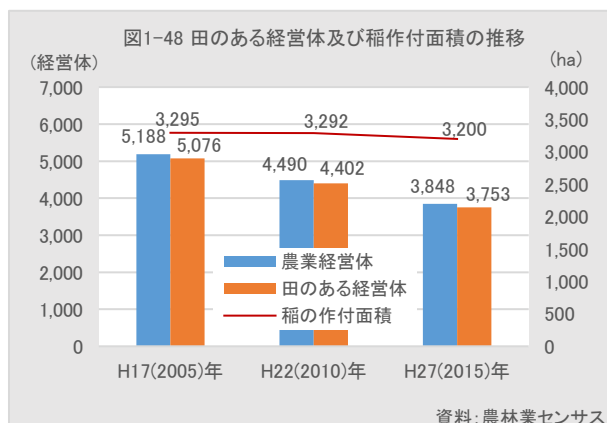
特に、庄原産米の知名度の向上を図るため、「庄原市ブランド米推進協議会」を中心に、栽培技術や品種、食味等にこだわった米の生産を基本に、都市部でのP R活動を積極的に展開し、全国レベルの各種コンクールで優秀な成績を収め、高い評価を受けたことで、首都圏の量販店で販売機会を広げるなど徐々に成果が現れています。

その他、庄原産米の産地確立に向け、市、県、J A庄原による「米対策検討班(庄原市農業再生協議会組織)」で、ブランド化や地域の特性を活かした独自の取り組みについて、意見交換を行いながら様々な取り組みを支援してきました。

エコファーマーや「安心! 広島ブランド」の認証・認定は、減少傾向にありますが、今後は、その取り組み効果等を検証し、G A P制度等によるメリットについて総合的に判断したうえで、今後の施策について一定の整理をしていく必要があります。

地域の気候や土質等を考慮して推奨する水稻品種を検討し、より有利な生産を進めてきたところですが、今後とも新品種や特定の用途の品種を検討・調整しながら、栽培管理技術の向上についてもJ A庄原を中心に継続的に取り組んでいく必要があります。

また、業務用等の新たな需要に対応するため「アキヒカリ」等の冷凍米飯用品種の試験栽培や、時代に合った品種の導入等を検討していくことも課題です。



(2) 非主食用米等の生産流通の推進

「比婆牛」のブランド化の取り組みに関連し、和牛TMRセンター向けのWCS用稲については、集落法人を中心に生産拡大を進め、生産面積は平成26（2014）年度の48.8haから平成30（2018）年度では156.7haにまで拡大しました。飼料用米についても生産面積は平成27（2015）年度の57haから平成30（2018）年度には77.4haまで拡大していますが、目標面積に対しては依然として不足しているため、今後も作付けの推進が必要となります。

加工用米、飼料用米については、需要に応じて生産数量の調整が必要です。

また、水田活用の戦略作物である大豆や麦（6条大麦）については、集落法人や比較的規模の大きな個別農家を中心に米価の動向を見ながら生産に取り組まれている状況です。

そばについては、農家の6次産業化の取り組みや飲食店なども含めた地元需要に向け、市内全域で生産されています。

新たな作付け品目については、鳥獣被害が少なく、健康食品としても知られているエゴマの栽培を進めています。現在、省力化に向けた機械刈り取りの研究とともに、小規模農家でも生産に取り組むことができるよう（株）庄原市農林振興公社による作業受託等の体制整備等が課題となっています。

非主食用米等の生産流通については、庄原市農業再生協議会（以下「再生協」）を中心に関係機関、団体が連携し、関連施策等情勢を考慮しながら計画的に取り組んでいく必要があります。

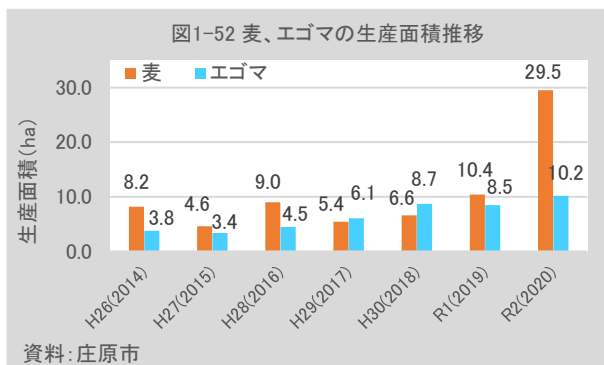
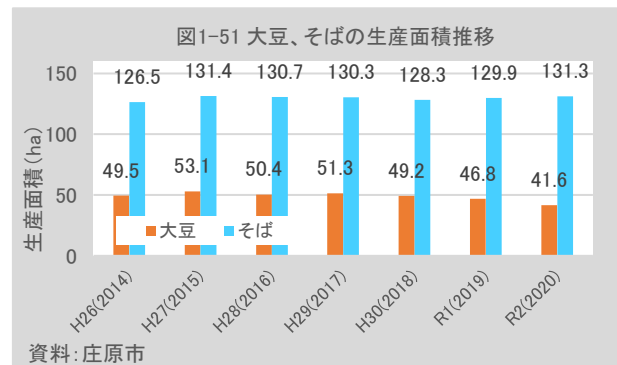
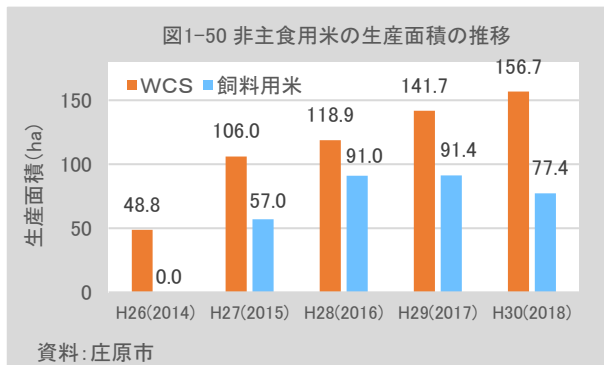


表1-6 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状	実績	中間目標
		平成26(2014)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
◎振興目標 2	① 特別栽培米の生産面積	185.1ha	218ha	330ha
	② WCS用稲の生産面積	48.8ha	172.8ha	240ha
	③ 飼料用米の生産面積	0.0ha	45.5ha	150ha

振興目標2-2 農業(園芸作物)に係る「もの」づくり

【主な取り組み】

園芸作物については、振興6品目及び夏秋いちごの生産技術の向上及び農業用機械・施設整備を支援するとともに、大規模経営体による県内リレー出荷に向けたキャベツの生産強化を図ります。

市内産直市や量販店における地場産農産物の販売、学校給食・外食産業等での利用促進などの活動を支援し、地産地消の拡大を図ります。

【成果と課題】

(1) 園芸・果樹作物生産の産地構造の確立

園芸作物の生産については、以下の作物を振興品目として定め、生産性向上のための機械施設の導入等支援や品質向上、生産量の増加に向けた部会活動等の支援に取り組んできました。

これまで産地を支えてきた生産者の高齢化が進むなかで、新規就農者の受け入れ等による新たな担い手の確保やその育成を図るため、関係機関・団体と連携し、生産基盤の確保、技術の向上による経営の安定に取り組んできました。

これにより、トマトや青ねぎ、ほうれんそうについては、産地として期待される生産面積、出荷量は拡大傾向にありますが、その他の作物では、担い手の減少によって生産面積、出荷量の減少が続いています。しかしながら、高野町のだいこん、東城町のきく、りんごなどの特色ある農産物は市場や消費者から高い評価を受けており、今後とも担い手の育成、確保とともに、ブランド強化に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

【ほうれんそう】

生産性の向上に向け、排水対策として暗渠施設の改修支援等に取り組んできましたが、規模拡大を図るうえでは収穫・調整・袋詰などに係る労力不足が問題となっており、調整作業とともに栽培管理に係る作業の省力化、軽労化を図ることが課題です。

【アスパラガス】

株の経年劣化とともに収益性の低下したほ場が増え、高齢化による栽培面積の減少が続いているなかで、改植等の支援に取り組んでいます。今後は、新たな担い手の確保と合わせ、早期に収穫できる親株の導入や、省力化技術の導入を促していく必要があります。

【だいこん】

夏秋だいこん産地として高い評価を得るなかで卸売市場への出荷を基本に安定した生産、出荷が維持されており、JA等と連携を図るなかで生産振興に取り組んできました。今後とも産地として競争力を維持、強化していくため、新たな担い手の確保、ロットの拡大等を図っていく必要があります。

【トマト】

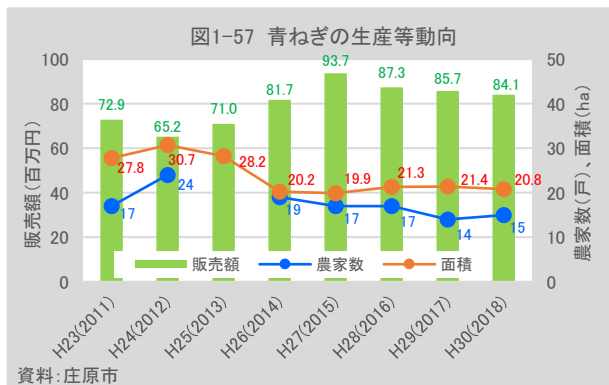
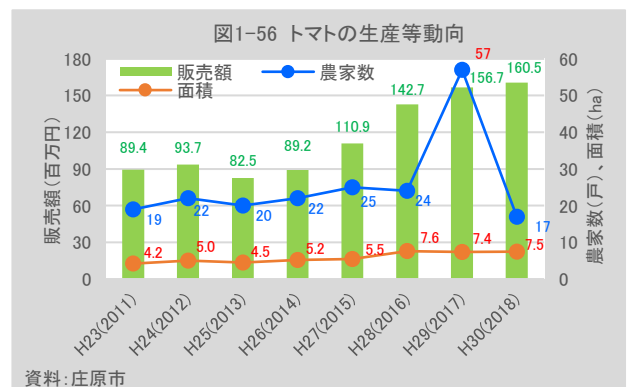
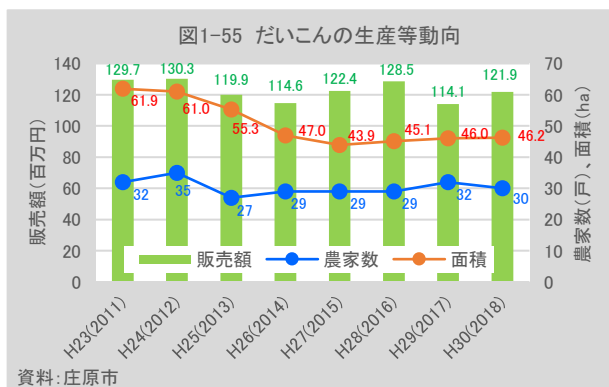
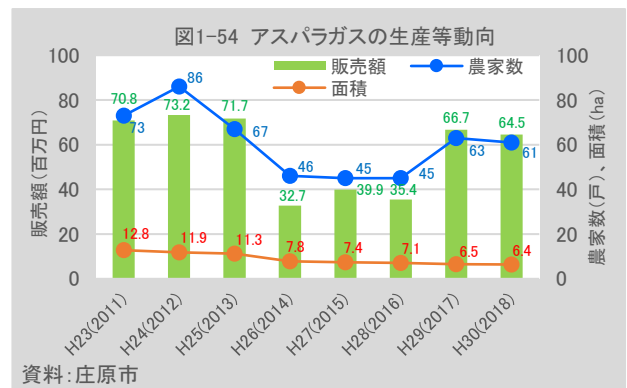
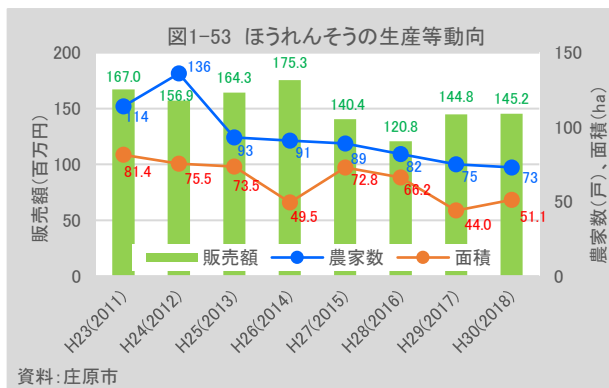
高野町野菜生産組合を中心に関係機関・団体と連携し、U・Iターンによる就農希望者に対する研修の受け入れや生産基盤の確保等について支援しており、新規就農者が多い品目です。今後も引き続き、新規就農の受け入れ体制強化とともに経営の安定、規模拡大を促し、担い手を中心とした産地構造を確立していく必要があります。

【青ねぎ】

西城町青ネギ生産部会を中心に、新規就農者の受け入れ、経営の安定、拡大を促すため、関係機関・団体との連携のもと、関連施策等活用し機械・施設の導入を図ってきました。今後とも担い手の経営安定を図り、新たな担い手の受け入れ等を着実に進めていく必要があります。

【夏秋イチゴ】

夏秋イチゴは生産できる気候が限られ、西日本でも冷涼な本市西城町、東城町及び高野町の標高の高い地域で栽培されており、企業経営が中心となっています。これまで、いちごブランド化協議会、いちご生産組合を通じて、規格の統一や品質向上を進めてきましたが、一定の成果が図られたことから、現在は各経営体によって独自の経営が展開されており、今後は、必要に応じて機械施設等の導入、生産基盤の確保等について支援していく必要があります。



【花き（きく）】

これまで産地を支えてきた生産者の高齢化にともない産地全体の生産・出荷量が減少する傾向にあるなかで、後継者や新規就農者の確保に向け、生産基盤の確保、整備等に取り組んできました。

きく生産は栽培技術が重要であり、未熟な新規就農者については、生産性が低いうえ、市場の価格変動が大きいこともあって、所得確保が難しいため、栽培技術の継承による安定した所得確保の取り組みを進めていく必要があります。

現在、西城町のきく生産組合は小菊やスプレー菊等を中心に量販店での販売を念頭に生産を拡大しており、今後は安定生産に向けた取り組みが必要となります。

【果樹（りんご、柿、なし）】

標高の高い高野町や東城町を中心に冷涼な気候を活かしたりんご栽培に取り組まれており、高い技術と高品質な生産によって、比較的安定した経営が維持されています。そうしたなかで、一部では後継者不在の農家も見られるため、樹園地の維持、継承等に向け、果樹連絡協議会を中心に、会員相互の連携、技術共有のための研修会の開催等にも取り組まれています。今後とも、安定した経営と後継者確保に向けた施策を講じていく必要があります。



西条柿、なしについては、後継者不足が深刻であり、庄原市果樹振興協議会等を中心とした対応の取り組みが課題となっています。

（2）地産地消の推進

地産地消の推進では、学校給食への市内産農産物の供給と道の駅等産直市を通じた農産物供給を中心に取り組んできました。

学校給食については、庄原地域学校給食地産地消調整会議を設置し、関係機関・団体による連携・推進体制を整備しており、給食センターや学校調理場ごとにＪＡ、農家から地元の農産物が供給されています。

現在、市内の小中学校では１日約2,700食の給食が供給されていますが、こうした取り組みによって、学校給食での市内産野菜の使用割合は、平成26（2014）年の18.5％から令和元（2019）年度では22.2％まで増えています。

今後は、使用する農作物の規格への対応や生産出荷期間の拡大等の要請を踏まえながら安定供給できるよう生産者と調理場との綿密な調整、そのための連携強化が必要となっています。

産直市への出荷については、高齢化によって出荷者は減少しており、栽培講習会等による新たな販売農家の掘り起こしと、高品質な農産物生産の技術指導が課題となっています。また、出荷しやすい体制づくりのため、直売施設間の連携を検討していくことが求められています。

また、県内を中心とした各種イベントに参加し、市内の農産物や加工品のＰＲを兼ねた販売を行っており、消費者ニーズの把握も合わせ、地産地消に取り組むなど、今後も、消費者ニーズの把握とともに地産地消に向けた取り組みが必要です。

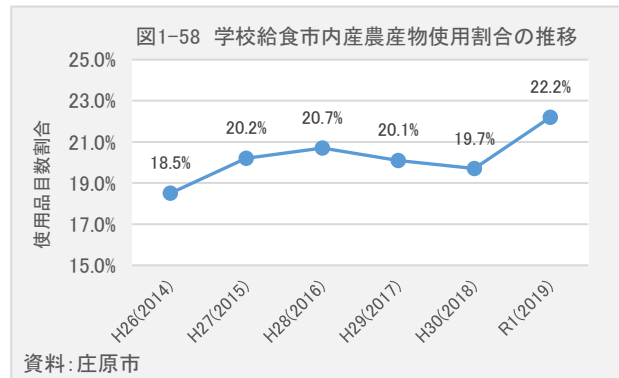
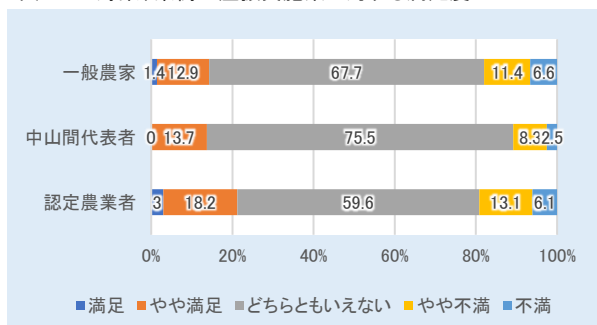


表1-7 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状	実績	中間目標
		平成26(2014)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
◎振興目標2 農業に係る「もの」 づくりへの取り組み	① 園芸作物の生産面積 ほうれんそう アスパラガス だいこん トマト 青ねぎ 夏秋いちご キャベツ きく	69.3ha 7.4ha 43.0ha 5.2ha 20.9ha 4.6ha 30.0ha 16.4ha	47.1ha 5.9ha 45.8ha 7.3ha 32.9ha 3.1ha 60.9ha 18.2ha	80ha 10ha 50ha 10ha 25ha 5ha 60ha 20ha
	② 市内小中学校の学校給食における庄原産 野菜食品数使用割合	18.5%	22.2%	25%

図1-59 野菜、果樹生産振興施策に対する満足度



振興目標3 畜産に係る「もの」づくり

【主な取り組み】

かつての和牛産地の復興を目指し、一定規模の飼養農家・頭数確保に向けた取り組みに努め、「比婆牛」のブランド化を推進します。

耕畜連携による粗飼料等の安定供給体制の確立、家畜ふん尿を原料とした堆肥の利用を促進し、環境保全型農業の推進とともに「安全・安心な農畜産物生産地」の確立を目指します。

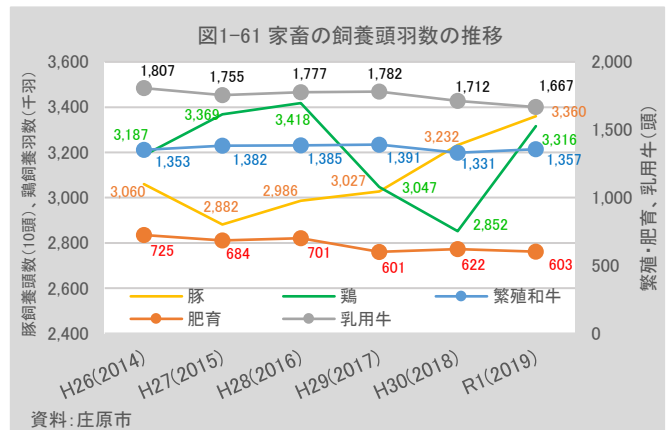
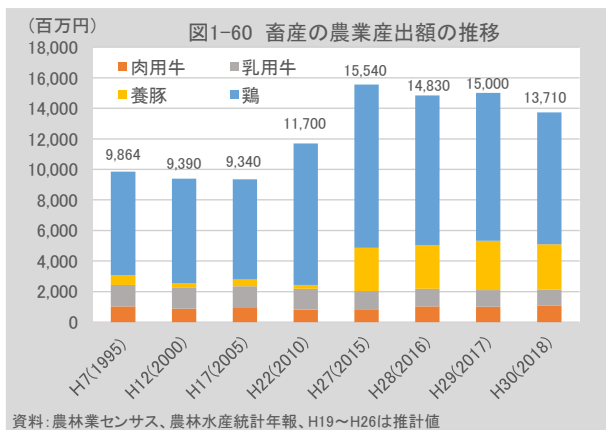
【成果と課題】

(1) 生産基盤の強化

本市の畜産は、肉用牛、酪農、養豚、養鶏それぞれが、県内の主要産地としての地位を確立し、県内随一の畜産地帯を形成しているなかで、安全・安心な畜産物の生産・供給を継続していくため、飼養頭羽数の維持・拡大に向け、畜舎など関連施設整備の支援や防疫対策などに取り組んできました。

特に、TPP11協定や日EU・EPA協定、日米貿易協定の締結、発効にともない安価な豚肉や牛肉等の輸入が増え、これによる国内市場への影響が懸念されるなかで、経営体質の強化とともに輸入畜産物との差別化など国の施策を含めた効果的な対策を進めていく必要があります。

また、アカバネ病などの予防対策に取り組んでいますが、牛、豚、鳥の家畜伝染病は時も場所も選ばず発生する可能性があります。今後、一層の防疫体制の強化が重要となるため、家畜の飼養衛生管理基準の見直しなどを受け、本市の家畜伝染病の予防対策の徹底、指導体制の強化、農家へのスムーズな情報伝達なども含めた対策を着実に進めていくことが課題です。



ア. 肉用牛

肉用牛経営は、古くから種畜生産地帯として、繁殖経営を中心に展開しており、本市農業における主要な産業の一つとして位置づけられます。

和牛については、牛舎等の施設整備や機械導入の支援を行なうことにより、経営基盤の強化を通じて、繁殖・肥育農家の維持拡大を図ってきました。

特に、平成26（2014）年度に復活を見た「比婆牛」ブランドについては、生産基盤の強化に向け、繁殖用和牛造成推進事業により雌牛の自家育成、導入、更新を支援し、比婆牛素牛の導入助成やあづま蔓・比婆牛素牛造成人工授精・受精卵移植助成等を通じて比婆牛素牛の増頭、品質向上に向けた飼養管理などについて取り組んできました。また、和牛用TMRセンターを誘致し、飼養管理の省力化や発育の斉一化等にも取り組んでいます。

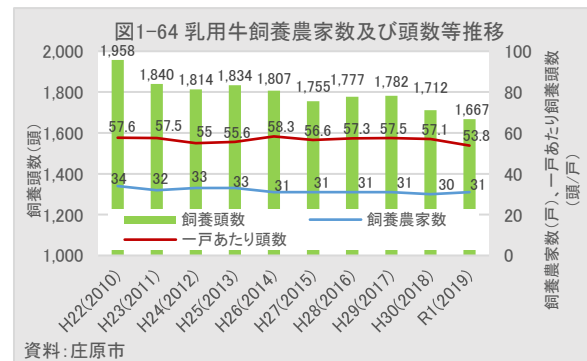
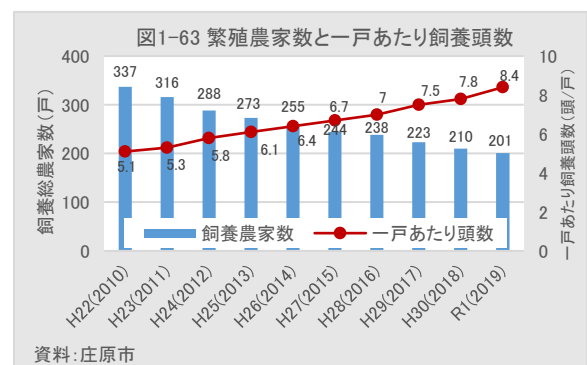
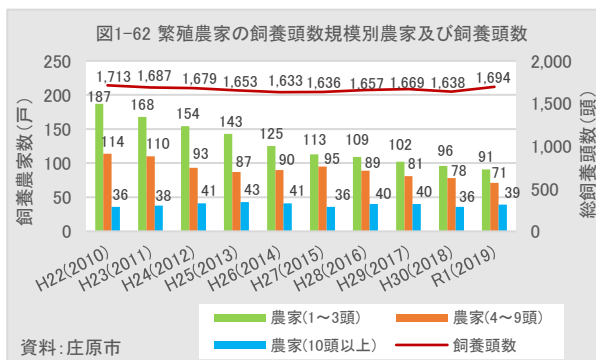
PR体制についても、あづま蔓振興会を中心に関係機関団体による取り組みを充実させながら「比婆牛」のブランド化を進めてきました。

今後も比婆牛素牛の一層の増頭、「比婆牛」の取扱い店舗の拡大が課題となっており、現在の施策の継続と、乳牛を活用した増頭等、生産強化と流通販売体制の確立が重要となります。

イ. 酪農

本市における酪農の農業産出額は平成18（2006）年の約15億円から平成30（2018）年では約10億円まで減少していますが、県内有数の主要酪農地帯として、飼養戸数・頭数は県内の約2割を占めています。飼養規模では10数頭から200頭以上まで大小様々ですが、いずれも安定した経営が展開されており、経営基盤強化のための施設整備や自家増殖を支援するための助成、受精卵移植による収益向上、牛群検定の促進、酪農ヘルパー活用による労働負担の軽減など総合的な対策により、飼養農家数及び飼養頭数ともここ数年は横ばい推移しています。

今後とも消費者ニーズに対応した新鮮で安全な県内産牛乳の生産に向け、耕畜連携による安定した粗飼料の生産とともに、生産性向上のための施設等整備について支援していく必要があります。



ウ. 養豚

本市における養豚は、企業の進出により平成23（2011）年以降拡大を続け、現在の農業産出額は約30億円となっており、県内の養豚主産地です。

また、貿易自由化の動きにともない安価な豚肉等の輸入による国内市場への影響が懸念されますが、今後は、輸入豚との差別化など含め、生産性向上に向けた取り組みを支援していく必要があります。

エ. 養鶏

本市における養鶏は平成18（2006）年以降拡大し、採卵鶏約300万羽を超える県内でも主要な採卵生産地となっており、多くの雇用も創出しています。

そうしたなかで、生産性の高い採卵経営の実現に向け、施設等整備への支援を通じ平成27（2015）年には産出額100億円を超え、平成30（2018）年でも86億円に及んでいます。

また、令和2（2020）年12月に県内では初めて採卵養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが発生し周辺地域への拡大が懸念されていますが、今後とも引き続き感染防止対策の徹底とともに、経営の安定に向け必要な支援を行う必要があります。

（2）耕種農家連携による安定的な生産の促進

耕種農家との連携については、環境保全型農業の推進とともに家畜排せつ物を活用した堆肥の利用や集落法人をはじめとする大規模耕種農家との連携による粗飼料の生産を促しています。

特に、平成30（2018）年3月から稼働している和牛用TMRセンターへWCS用稲を供給するため、耕種農家への作付け誘導を図ってきた結果、WCS用稲の生産面積は、令和元（2019）年には61haまで拡大していますが、今後も計画面積達成に向けて耕種農家への作付け誘導が必要です。

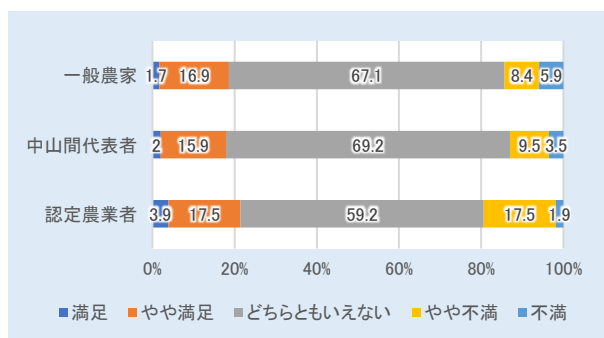
飼料用米については、JAを通じた必要数量の調整があるなかで、主食用、WCS用、飼料用、加工用それぞれの用途に応じた生産も含め、JAと再生協と連携し、計画的な生産を誘導していく必要があります。

表1-8 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状	実績	中間目標
		平成26(2014)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
◎振興目標2 畜産業に係る「もの」づくりへの取り組み	① 転作田での飼料作付面積	592.0ha	682.0ha	620ha
	② 水田放牧面積	10.7ha	12.3ha	15ha
	③ 和牛導入法人数	8法人	11法人	12法人
	④ 家畜飼養頭羽数			
	繁殖用和牛(育成牛除く)	1,353頭	1,357頭	1,800頭
	肥育牛(F1等含む)	725頭	603頭	860頭
	乳用牛	1,807頭	1,667頭	1,850頭
	豚	30,602頭	33,596頭	30,800頭
	鶏	3,187千羽	3,316千羽	3,190千羽

【アンケートによる市民満足度】

図1-65 畜産の振興に対する満足度



■振興テーマ3 活力あふれる「むら」づくり

【振興テーマ3の施策趣旨】

農業の持続的な発展を図るため、各地域の特性を活かした農業を支える生産基盤や農業用施設等を良好に維持保全するための取り組みを促し、また、農地の遊休化の防止に努め、効率的な利用を促進するための取り組みを推進します。

集落共同活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みを支援し、美しい田園風景や緑豊かな里山等、本市の有する自然資源を活かした生活環境の整備・保全に努めます。

農村都市交流の促進や集落内のふれあい促進等により、子どもから高齢者まで、誰もが住んでみたい、住み続けたいと思える「むら」づくりを目指します。

振興目標1 安心して農業に取り組める「むら」づくり

【主な取り組み】

農業生産の持続性を確保し、生産性の高い農業を実現するため、ほ場や農道・水路等について地域の実情に即した整備・改修等に取り組みます。

担い手不在、高齢化等による農地の遊休化を防止し、生産性の高い農地を確保するため、人・農地プランの作成を基本とした農地の利用、集積を推進します。

農業生産活動の大きな阻害要因となっている有害鳥獣による農作物被害の低減に向け、防止対策に取り組みます。

【成果と課題】

(1) 農地の効率的な利用促進

担い手育成の視点から、集落の農地、農業を担う経営体や農地利用の在り方をまとめた「人・農地プラン」の作成を推進するなかで、農地の効率的な利用、担い手への集積に取り組んでいます。現在、人・農地プランは全体で70地区ありますが、今後は、市内全域で地域ごとの話し合いを進め、それぞれの課題の洗い出しとプラン作成に向けた取り組みを着実に進めていく必要があります。

特に、農業委員、農地最適化推進委員と一緒に地域の事情に応じた柔軟で実行性の高い担い手の確保に向けた計画づくりを進めることが重要です。

また、条件不利地や担い手の不足する地域については、和牛の水田放牧や(株)庄原市農林振興公社（以下「公社」）による農作業受委託などを通じて農地の有効利用に取り組んできました。公社による農作業受委託では、水稻に係る一連の作業だけでなく、WC S用稲の収穫作業やそば、エゴマの収穫作業など農家所得の確保や「比婆牛」のブランド化など農地の有効利用とともに地域農業の振興も含めた取り組みとして現在約1,200haの作業を受託しています。

しかしながら、条件不利地については借り手の確保は難しく、これらの利用については、転用も含めて抜本的に検討していく必要があります。

(2) 生産基盤整備の充実

農業生産基盤の整備については、生産コストの低減や作業等の省力化を進め、生産性の向上を図るため、国・県及び市の事業を活用し、集落法人による水田農業や園芸等大規模経営に係る生産基盤の整備に取り組みました。また、整備済の農地、道水路、ため池等の維持、保全については、小規模なものは、多面的機能支払交付金を活用し機能維持に努め、大規模なものについては、市、県、国の補助事業により、施設の更新・改修に取り組んでいます。

今後も、災害防止の観点からも、ストックマネジメントが重要となるため、施設の管理を十分に行い、適切な改修に努めていくことが必要です。

また、耕作条件が悪い農地について、規模の大きいものについては、農地中間管理機構を通じた整備事業の実施の可能性についても検討する必要があります。

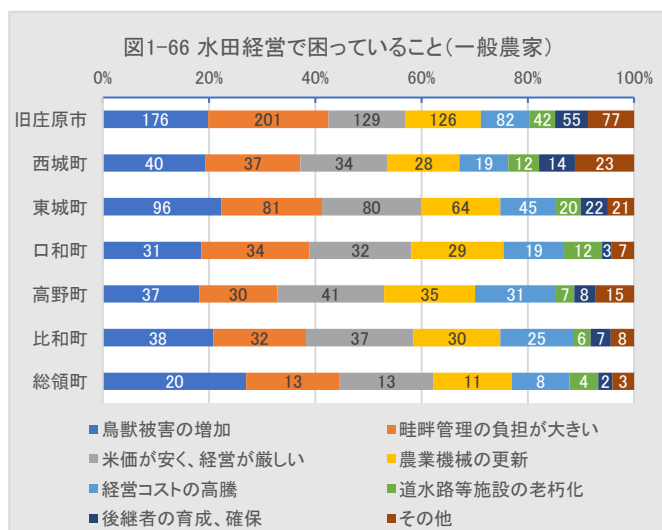
(3) 鳥獣被害防止対策の強化

「鳥獣被害防止対策」については、侵入防止柵の設置に係る助成や捕獲班を中心とした捕獲体制を整備するとともに、効果的な防護柵等設置等に取り組んだことで、有害鳥獣による農作物被害額は減少してはいるものの、ここ数年は再び増加傾向にあります。

また、平成30（2018）年度には、有害鳥獣処理施設を整備し、食肉加工によって資源の有効利用、新たな特産品としての活用にも取り組んでいます。

農作物被害は、食害だけでなく、畦畔、石積みの崩壊、農業用施設の破損など直接的な農作物被害以外にも発生しており、最近ではシカやクマの出没も多発しており、こうした実態を踏まえながらより効果的な対策に取り組んでいく必要があります。

アンケート調査の結果からも分かるように、5年前に比べ、より多くの農家が鳥獣被害防止対策を強く望んでいる状況です。



資料：「庄原市の農業振興に関するアンケート調査」令和2年9月実施

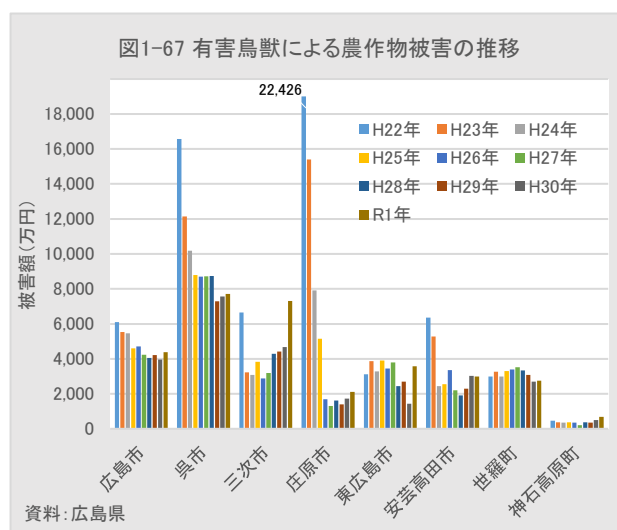
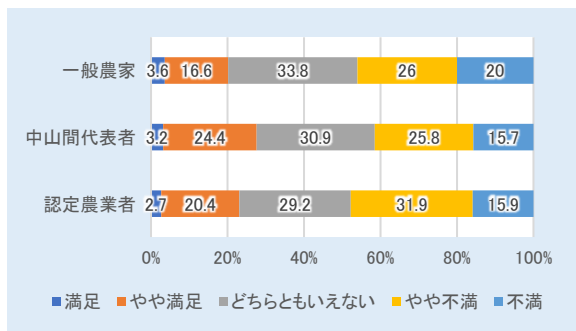


表1-9 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状	実績	中間目標
		平成26(2014)年	令和元(2019)年	令和2(2020)年
◎振興目標1 安心して農業に取り組める「むら」づくり	① 耕作放棄地面積 (荒廃農地の発生・解消状況に関する調査による)	57.9ha	60.4ha	55ha
	② 鳥獣被害面積	61.7ha	26.7ha	60ha
	③ (株)庄原市農林振興公社 農作業受託面積	1,241.0ha	1201.0ha	1,400ha

【アンケートによる市民満足度】

図1-68 鳥獣被害対策補助等に対する満足度



振興目標2 交流・連携による豊かな「むら」づくり

【主な取り組み】

農家世帯の減少、世帯員の高齢化が進むなかで、農業生産及び生活環境を良好に維持していくために必要となる集落共同活動を、効率的に取り組むための活動組織の広域化を推進、支援します。

都市住民が、気軽に農業体験や農山村の自然を体感することができる場を提供する取り組みを促進します。また、農産物直売施設・体験交流施設・滞在型交流施設の整備やネットワーク化等により、農村都市交流の推進及び市民の情報共有化に努めます。

【成果と課題】

(1) 地域共同による農村環境の保全

①多面的機能の維持・発揮

農地の多面的機能の維持は、水路や道路等の農業用施設の維持改修と畦畔等の保全、耕作の維持が必要となります。これらについては多面的直接支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、地域コミュニティの活動も含めた取り組みを推進しています。

環境保全型農業については、農産物のブランド化、付加価値の向上にも関連する取り組みとして位置づけていますが、特別栽培農産物等認証に係る事務負担の問題もあるなかで、よりメリットが得られる方策を検討する必要があります。また、環境問題に対する消費者等国民の意識が今後さらに高まっていくことが予想されるなかで、温室効果ガスの排出抑制、脱炭素社会の実現に貢献できる農業生産についても研究する必要があります。

②地域コミュニティのネットワーク、広域化

多面的直接支払制度や中山間地域等直接支払制度の実施状況は、令和元（2019）年において、それぞれ210地区、333地区で取り組まれており、概ね横ばいで推移していますが、今後、高齢化や担い手不足が進むなかで事務処理や共同活動を継続していくことが難しくなる状況も懸念され、その負担軽減に向けた対応が課題となっています。

一部地域では、広域化による取り組みをモデル的に取り入れた例もありますが、地域の事情が異なるなかで広域化も選択肢の一つとして今後の対応を検討していく必要があります。

(2) 産直市連携の促進

産直市販売に関しては、平成25（2013）年4月にオープンした「道の駅たかの」を中心に令和元（2019）年には7億7千万円になっています。

市内だけでなく、都市部、県外からも多くの消費者を集客する施設としてさらなる展開が求められるなかで、産直市の連携は今後の課題です。

(3) 農村都市交流イベントの促進

農村都市交流イベントについては、ひろしまフードフェスティバルへの出展やひろしま夢プラザでのイベント販売など、市外の都市住民に対する活動を中心に支援してきましたが、市内においては、産直市をはじめ、農家、農業団体等において独自の交流活動が取り組まれています。

今後も様々な主体で取り組まれる活動等について情報提供等を通じて支援していくとともに、観光施策の連携を強化しより効果的な取り組みとなるよう進めていく必要があります。

(4) 農家民泊の受け入れ体制の整備

農家民泊については、本市では、法改正前の農家民泊の手続きや要件が厳しかったことから、旅館業法による農家民宿を進めています。小中学校等の修学旅行需要に対応する形で取り組みが拡大し、受け入れ農家数は、平成26（2014）年度の112戸から平成30（2018）年度には184戸まで増えていますが、宿泊の目的はあくまでも教育の一環としての農村体験であり、農家所得の向上や就農定住としての波及効果が薄いため、観光振興の視点で継続的に推進していくこととしています。

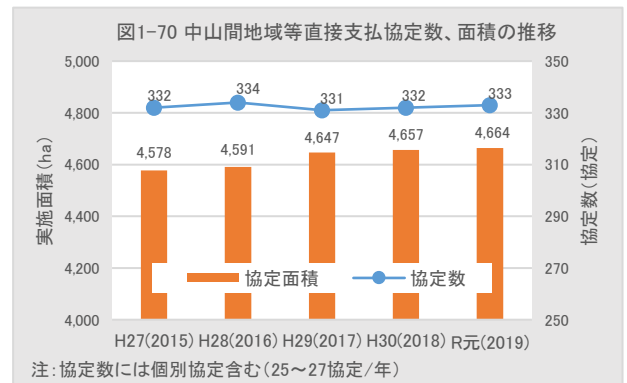
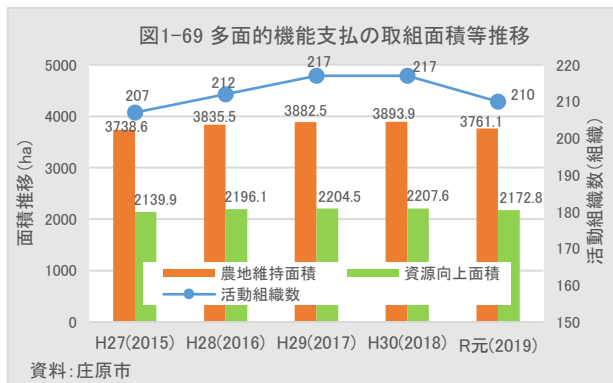


表1-10 目標指標の達成状況

目標	評価項目	現状 平成26(2014)年	実績 令和元(2019)年	中間目標 令和2(2020)年
◎振興目標 2 人の繋がり豊かな 「むら」づくり	① 中山間地域等直接支払制度取組可能地 実施割合	86.6%	83.1%	88.0%
	② 主要な市内産直市売上金額(単年度)	6.1億円	7.7億円	6.50億円
	③ 農家民泊の数	112戸	175戸	215戸

【アンケートによる市民満足度】

図1-71 農業振興施設の設置と維持管理に対する満足度

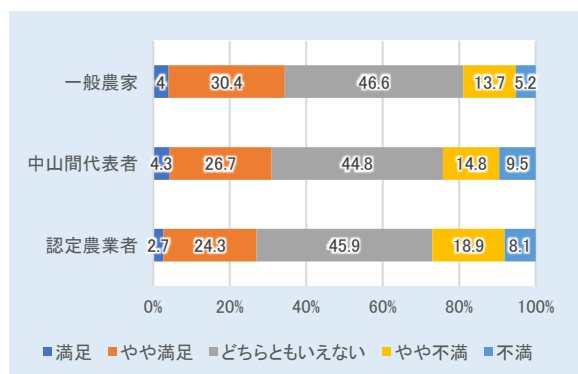
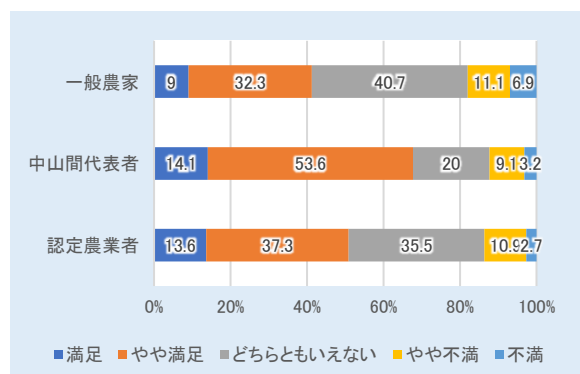


図1-72 多面的機能等維持に対する満足度



2 アンケート調査の結果

(1) 農業振興に関するアンケート調査結果

① 調査概要

調査は、「一般農家」「中山間地域等直接支払協定地区代表（以下「中山間代表」）」「認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」）」の3者を対象として、後継者や担い手確保、今後の経営意向や農業振興の重点課題等について意向を把握しました。（以下、結果概要）

〔実施期間〕 令和2年8月～9月

〔実施方法〕 郵送による配布、回収

〔実施対象者〕 一般農家：各地域毎で定めた配布数につき、農家代表より無作為に抽出、配布

中山間代表：中山間地域等直接支払協定地区代表者299人全員を対象

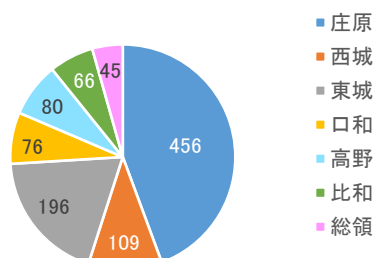
認定農業者等：令和2年8月1日時点の認定農業者及び認定新規就農者すべてを対象

〔回収状況〕 発送数：一般農家〔1,800件〕、中山間代表〔299件〕、認定農業者等〔224件〕、計2,323件
回収数：一般農家〔1,028件〕、中山間代表〔245件〕、認定農業者等〔125件〕、計1,398件

表1-11 地域別、対象者別アンケートの回収状況

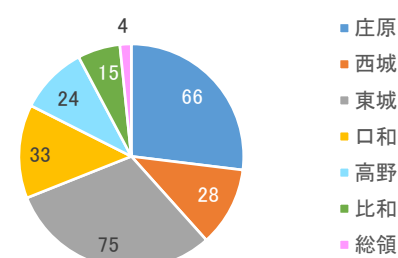
	一般農家		中山間代表		認定農業者等		合計	
	回収数	(回収率)	回収数	(回収率)	回収数	(回収率)	回収数	(回収率)
庄原	456	59.2%	66	85.7%	23	46.9%	545	60.8%
西城	109	51.9%	28	82.4%	16	53.3%	153	55.8%
東城	196	53.0%	75	79.8%	34	61.8%	305	58.8%
口和	76	58.5%	33	86.8%	11	78.6%	120	65.9%
高野	80	61.5%	24	80.0%	31	51.7%	135	61.4%
比和	66	60.0%	15	71.4%	8	72.7%	89	62.7%
総領	45	56.3%	4	80.0%	2	40.0%	51	56.7%
合計	1,028	57.1%	245	81.9%	125	55.8%	1,398	60.2%

図1-73 地域別回収件数（一般農家）



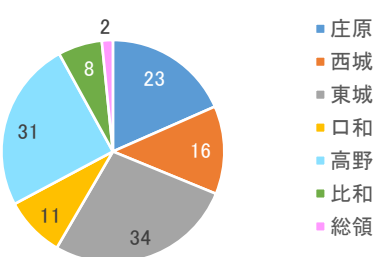
回答者計：1,028件

図1-74 地域別回収件数（中山間代表）



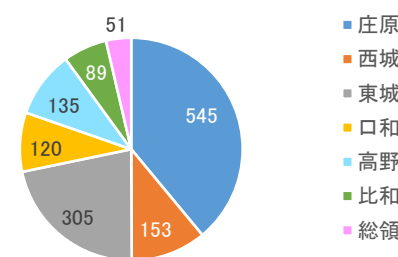
回答者計：245件

図1-75 地域別回収件数（認定農業者等）



回答者計：125件

図1-76 地域別回収件数（3対象計）

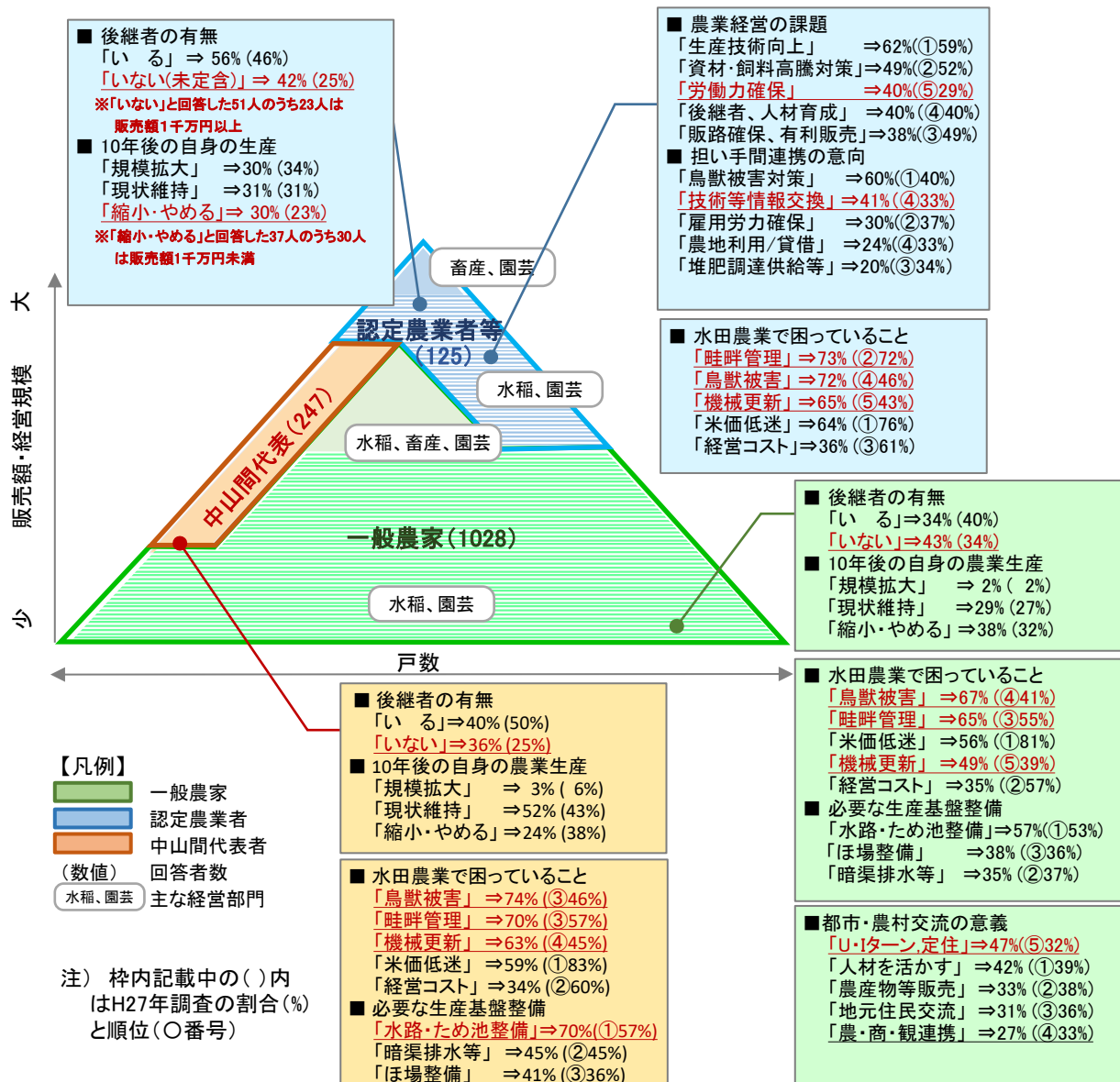


回答者計：1,398件

② 結果の分析(農業者が抱える問題、経営課題等)

- 「農業後継者」について、平成27(2015)年8月に実施したアンケート調査結果(以下「H27年調査」)との比較では、対象者の全てで今回「後継者がいない」と回答した割合が高くなりました。認定農業者等では今回「いない」と回答した割合は17ポイント減少しましたが、「確保の見込みが立っていない」とする34%を合わせると42%となり、さらに、後継者が「いない」と回答したなかには販売額が1千万円以上の農家が含まれるなど、認定農業者等においても後継者の確保や経営資源の継承等に課題を抱えている農家が一定程度いることが把握されました。
- 「将来の経営」については、小規模、高齢の農家では「規模縮小」や「やめる」とする回答割合が高いものの、認定農業者等では「規模拡大」の意向も多いことから、こうした担い手の意向を積極的に支援していく必要があると思われます。
- 「水田農業で困っていること」については、H27年調査では、「米価の低迷」や「経営コストの負担」が回答の1位、2位となっていました。今回の調査では、「畦畔管理労力の負担」、「鳥獣被害」が上位に挙がっており、5年前と状況が変わっていることが分かります。また、5年前は下位にあった「農業機械の更新」もポイントを大きく上げていることから、特に、水田農業では、これらの3つが大きな問題として挙げられます。
- 「生産基盤の整備」については、H27年調査と同様、「水路・ため池整備」「暗渠排水」「ほ場整備」の順でポイントが高い結果となりました。地域的な特徴としては、庄原、東城、口和、比和では「水路・ため池」の割合が高く、総領は「道路整備」について比較的回答割合が高い結果となりました。また、全体のポイントは低いものの高野、庄原は「農産加工施設」について比較的、高い結果となりました。

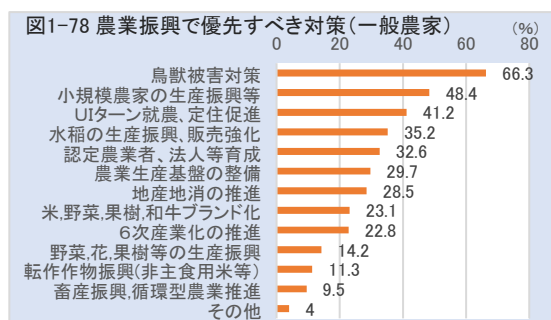
図1-77 農業者区分別の農業経営等に係る問題点、課題等(アンケート調査結果より)



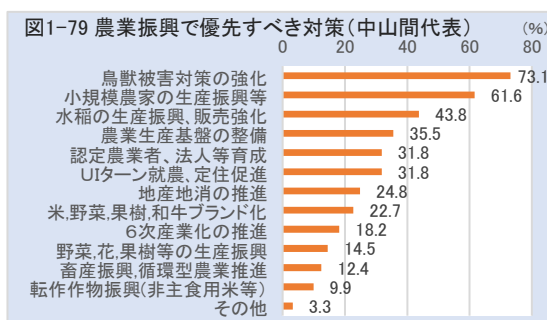
- 認定農業者等の「経営課題」については、H27年調査と同様に、「生産技術向上」、「資材・飼料の高騰対策」、「雇用労働力の確保」「後継者、人材育成」、「販路確保、有利販売」が回答の上位となっています。年代別では、20代・30代は「生産技術の向上」、40代・50代では「雇用労働力の確保」、60代以上では「後継者への経営継承」が比較的高くなっています。また、「雇用労働力の確保」については、果樹、野菜部門が他部門と比較して割合が高くなっています。
- 認定農業者等の「担い手間連携への意向」については、前回と同様「鳥獣被害対策」「雇用労働力確保」「農地利用(貸借)」「堆肥の調達・供給」が上位にありますが、今回は、「技術等情報交換」と回答した割合が2番目に上がっています。
- 「担い手間の連携意向」に係る年代別の特徴としては、30代、40代、60代は「技術習得等情報交換」の回答割合が高く、20代は「農地の貸借」、また、50代、60代では「農機具の共同利用」についてそれぞれ高い割合を示しています。経営部門別では、野菜、花、果樹では「労力確保」「農地の貸借」について他部門と比較して高く、酪農、花の部門は「堆肥の供給・調達」が他と比較して回答割合が高くなるなど、それぞれの経営課題を反映した結果となっています。

③ 結果の分析(農業振興施策への期待)

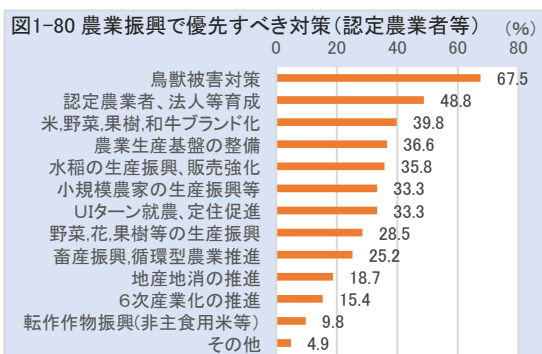
- 本市の農業振興で重視する施策として、全対象者で「鳥獣被害対策」が1位となっています。H27年調査では、「鳥獣被害対策」は一般農家及び中山間代表者では2位、認定農業者では3位だったことと比較するとこの対策の優先度が一層高まっています。
- 対象者別では、一般農家では、前は低かった「認定農業者、法人育成」が今回の調査では5位に上昇し、また、「U・Iターン、定住促進」は3位にランクアップしていることから、外部からの新規就農者等受け入れへの期待が高まっていると推察されます。中山間代表者では、前回調査と同様に「水稻の生産振興」、「生産基盤の整備」、「認定農業者、法人等育成」が上位に位置づけられています。認定農業者等についても前回調査と同様、「認定農業者、法人育成」「農畜産物のブランド化」「生産基盤の整備」「水稻の生産振興」が上位に位置づけられる結果となりました。



注)「庄原市の農業振興に関する意向調査」令和2(2020)年実施結果(対象者:一般農家1,028)



注)「庄原市の農業振興に関する意向調査」令和2(2020)年実施結果(対象者:中山間直接支払代表者245)



注)「庄原市の農業振興に関する意向調査」令和2(2020)年実施結果(対象者:認定農業者125)

④ 結果の分析(施策評価)

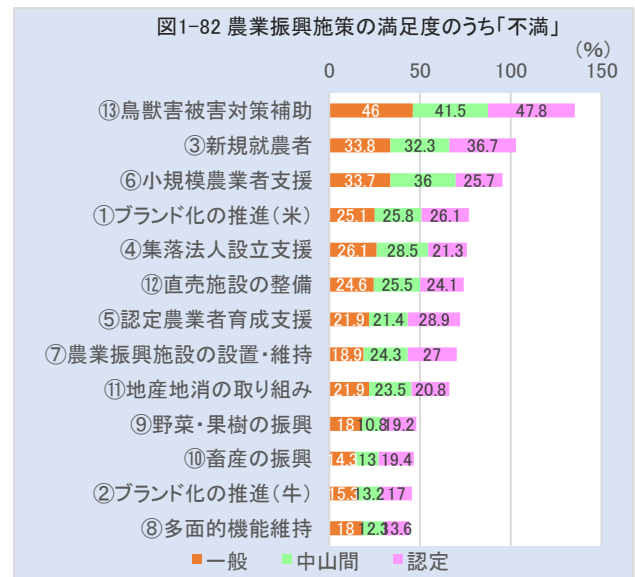
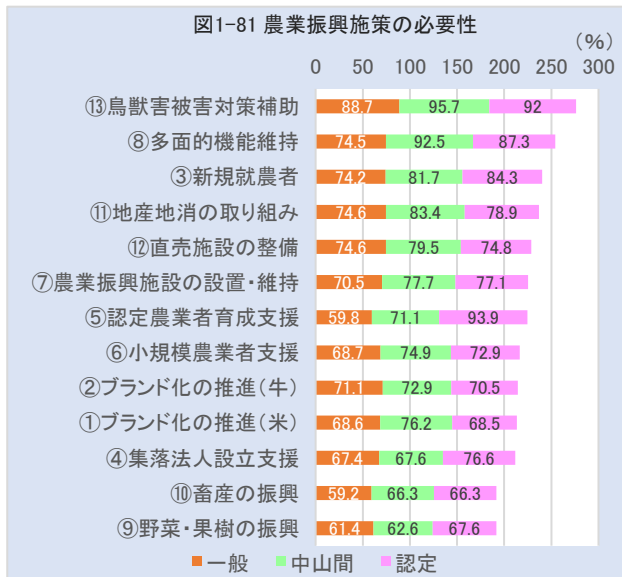


表1-12 施策の必要性及び満足度の結果【一般農家】

必要性	施策区分	満足度	不満度
1番目	⑬鳥獣害被害対策補助	6番目	1番目
2番目	⑫直売施設の整備	7番目	6番目
2番目	⑪地産地消の取り組み	4番目	7番目
4番目	⑧多面的機能維持	1番目	10番目
5番目	③新規就農者	12番目	2番目
6番目	②ブランド化の推進(牛)	2番目	12番目
7番目	⑦農業振興施設の設置・維持	3番目	9番目
8番目	⑥小規模農業者支援	13番目	3番目
9番目	①ブランド化の推進(米)	5番目	5番目
10番目	④集落法人設立支援	11番目	4番目
11番目	⑨野菜・果樹の振興	10番目	10番目
12番目	⑤認定農業者育成支援	9番目	7番目
13番目	⑩畜産の振興	8番目	13番目

表1-13 施策の必要性及び満足度の結果【中山間代表者】

必要性	施策区分	満足度	不満度
1番目	⑬鳥獣害被害対策補助	4番目	1番目
2番目	⑧多面的機能維持	1番目	12番目
3番目	⑪地産地消の取り組み	6番目	8番目
4番目	③新規就農者	10番目	3番目
5番目	⑫直売施設の整備	9番目	6番目
6番目	⑦農業振興施設の設置・維持	3番目	7番目
7番目	①ブランド化の推進(米)	7番目	5番目
8番目	⑥小規模農業者支援	13番目	2番目
9番目	②ブランド化の推進(牛)	2番目	10番目
10番目	⑤認定農業者育成支援	8番目	9番目
11番目	④集落法人設立支援	12番目	4番目
12番目	⑩畜産の振興	5番目	11番目
13番目	⑨野菜・果樹の振興	11番目	13番目

表1-14 施策の必要性及び満足度の結果【認定農業者】

必要性	施策区分	満足度	不満度
1番目	⑤認定農業者育成支援	2番目	3番目
2番目	⑬鳥獣害被害対策補助	5番目	1番目
3番目	⑧多面的機能維持	1番目	13番目
4番目	③新規就農者	8番目	2番目
5番目	⑪地産地消の取り組み	9番目	9番目
6番目	⑦農業振興施設の設置・維持	4番目	4番目
7番目	④集落法人設立支援	12番目	8番目
8番目	⑫直売施設の整備	10番目	7番目
9番目	⑥小規模農業者支援	13番目	6番目
10番目	②ブランド化の推進(牛)	3番目	12番目
11番目	①ブランド化の推進(米)	11番目	5番目
12番目	⑨野菜・果樹の振興	7番目	11番目
13番目	⑩畜産の振興	6番目	10番目

■ 今後の一層の対策が期待される施策

～満足度は低いが必要性は高い～

- 鳥獣被害防止対策(全対象者)
- 直売施設の整備(一般農家、中山間代表)
- 地産地消(中山間代表、認定農業者等)
- 新規就農者対策(全対象者)

■ これまでどおり継続的な実施が期待される施策

～満足度は高く、必要性も高い～

- 多面的機能維持(全対象者)
- 地産地消の推進(一般農家)
- ブランド化(牛)(一般農家、中山間)

～満足度は低いが一定の必要性を認識～

- ブランド化(米)(一般農家、中山間)
- 集落法人設立支援(認定農業者等)
- 小規模農家の支援(一般農家、中山間代表)

⑤ 結果の分析(施策課題)

アンケート調査結果を踏まえた施策課題

ひとへん

【水田農業における担い手育成】

- 一般農家だけでなく認定農業者においても4割は「後継者がいない(未定を含む)」と回答。
- ※ 集落法人等の担い手の育成が必要(地域農業集団の無い地域でも拡大)
- ※ 鳥獣被害防止対策や畦畔管理に係る省力化、軽労化が必要
- ※ 規模拡大意向の担い手への農地集積が必要(人・農地プラン実質化等)

【新規就農者の育成】

- U・Iターン等による新規就農者を受け入れ、産地を支えるだけでなく、集落を支える担い手として地域からも期待されている。
- 若い就農者は、生産技術、農地や生産基盤の確保に課題を抱えている。
- ※ 生産技術の指導・助言体制等の充実が必要とされる

【認定農業者の経営安定】

- 認定農業者の一定割合は規模拡大を志向し、農地、農業用機械施設の導入等を考えている。
- 経営課題として農業用機械等の更新、生産技術の改善、雇用労働力確保等を掲げており、担い手間の情報交流も課題解決の手段として認識。
- ※ 生産基盤(農地、農業用施設)の整備とともに、多様な担い手間連携を促す体制が必要(技術情報等の共有、機械の共同利用、労働力の相互活用、ブランド化等)

ものへん

【農畜産物のブランド化】

- 「比婆牛」「庄原産こだわり米」のブランド化に向けた取り組みの継続、充実。
- 農畜産物の販売促進(産直市の連携、インターネット等の活用)
- ※ 現在の施策の継続と一層の拡充

【生産性向上の取り組み】

- 水田農業では、畦畔管理の負担や有害鳥獣による被害が深刻化し、また、排水対策等の生産性向上を課題としてとらえている。
- 水田農業とともに、野菜・果樹等の園芸農業では、雇用労働力の確保も課題。
- ※ 鳥獣被害対策、水田の排水対策等の生産環境の改善、整備が必要
- ※ 園芸作物の生産振興では労働力不足への対策が必要

むらへん

【良好な生産環境の確保】

- 有害鳥獣被害防止対策については、一般農家、中山間代表者、認定農業者等の全ての対象者で取り組みの強化を望む。
- 農地及び農業用施設の維持、補修など農村資源の良好な保全について、中山間地域等直接支払や多面的機能支払等の制度の継続が必要と認識。
- 農業生産基盤の整備の必要性も認識(用排水路・ため池の整備〔水稻関連〕、水田の排水対策〔水稻関連、野菜等〕、ほ場整備、農道整備)
- ※ 中山間地域等直接支払及び多面的機能支払制度や農業生産基盤の整備については、継続的な実施が必要

【少量多品目の販売環境の改善】

- 地産地消や少量多品目の販売先として産直市については、利便性や売上拡大等の改善に期待している。
- ※ 産直市については、出荷の利便性向上に向けた施設間連携などの運営の改善が望まれる

3 農業振興の課題と見直しのポイント

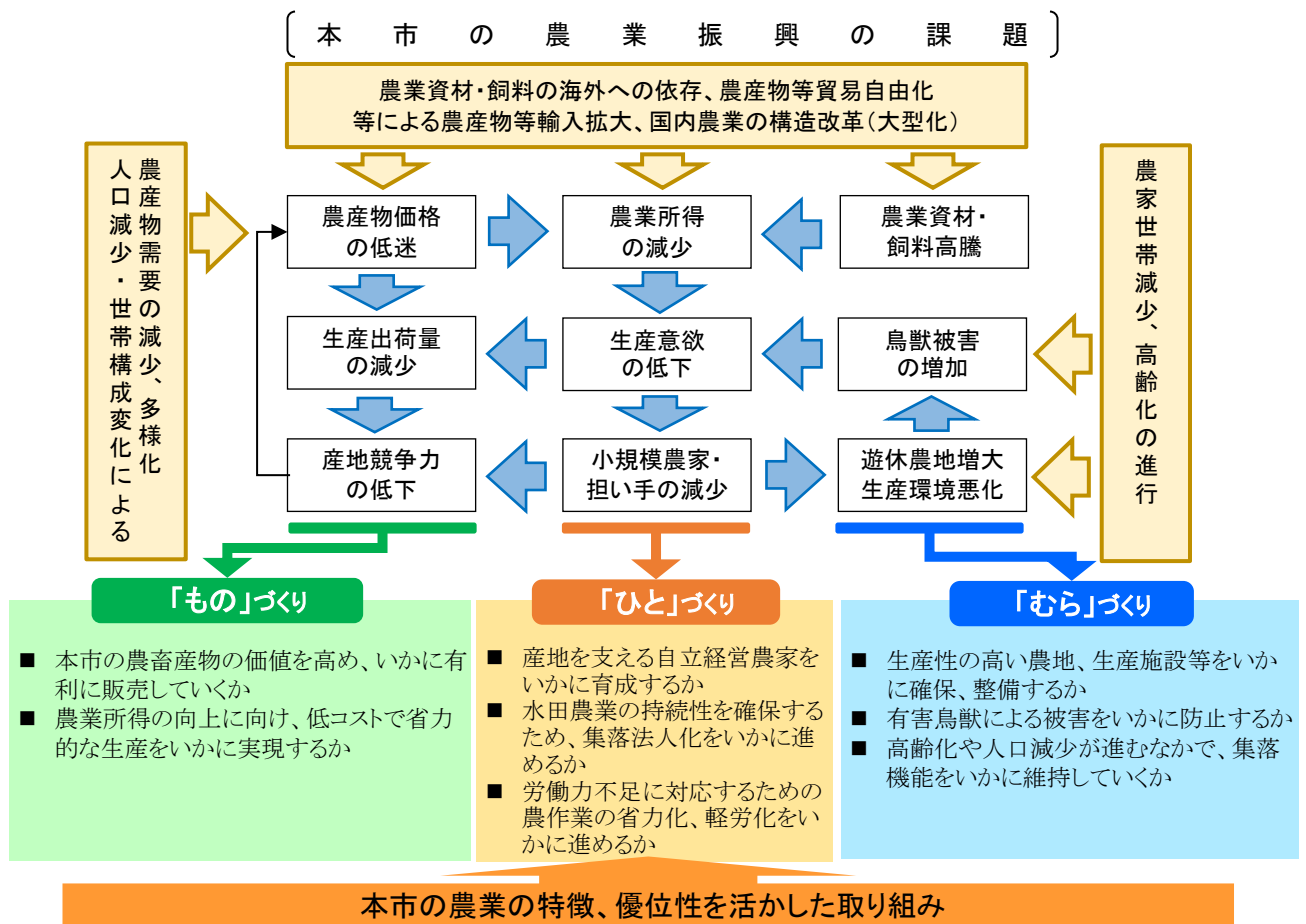
本市の農業は、高齢化と後継者不足が進むなかで、産地の生産力・競争力低下を招き、遊休農地の増加や有害鳥獣による被害、集落機能の低下に不安を抱えながら経営を続けている状況です。

「高齢化・担い手不足」が「生産販売力及び所得低下」を招き「生産・生活環境の悪化」に結び付くという負の連鎖に歯止めを掛け、持続的な農業を確立するために、あらためて「ひと」「もの」「むら」の3つの視点から農業振興の課題を明確にし、従来の取り組みに加え必要な施策を拡充しながら対策を講じていく必要があります。

「ひと」づくりについては、担い手が中心となった産地形成を推進・確立するために、認定農業者等の自立経営農家の育成をいかに取り組むかが課題であり、水田農業においては集落法人化を通じて持続性の高い農業を確立していく必要があります。本市は、認定農業者が県内で最も多く、各生産部門で収益性の高い多様な農業経営が展開され、新規就農者の育成や産地形成を進めていくための優位な条件が整っており、こうした特徴を活かした農業振興が求められます。

「もの」づくりについては、農業による所得の維持、向上を図るため、生産性を高めるための規模拡大や技術革新等を促すとともに、農畜産物のブランド化を通じて有利な販売を実現していく必要があります。

「むら」づくりについては、生産性向上のための農地集積や農業用施設の整備・維持を進め、農家世帯及び世帯員数が減少するなかで集落機能を維持するための新たな仕組みづくりに取り組む必要があります。



特に、この5年間の情勢変化、継続的な施策課題等を踏まえ、第2期振興計画の中間見直しにおいては、3つの施策テーマごとで、以下のとおりポイントを整理し、具体的な施策内容に反映させていきます。

～ 農業振興に係る新たな施策課題(見直しのポイント)～



第2章 基本方針

第2章 基本方針

1 農業振興の基本方針

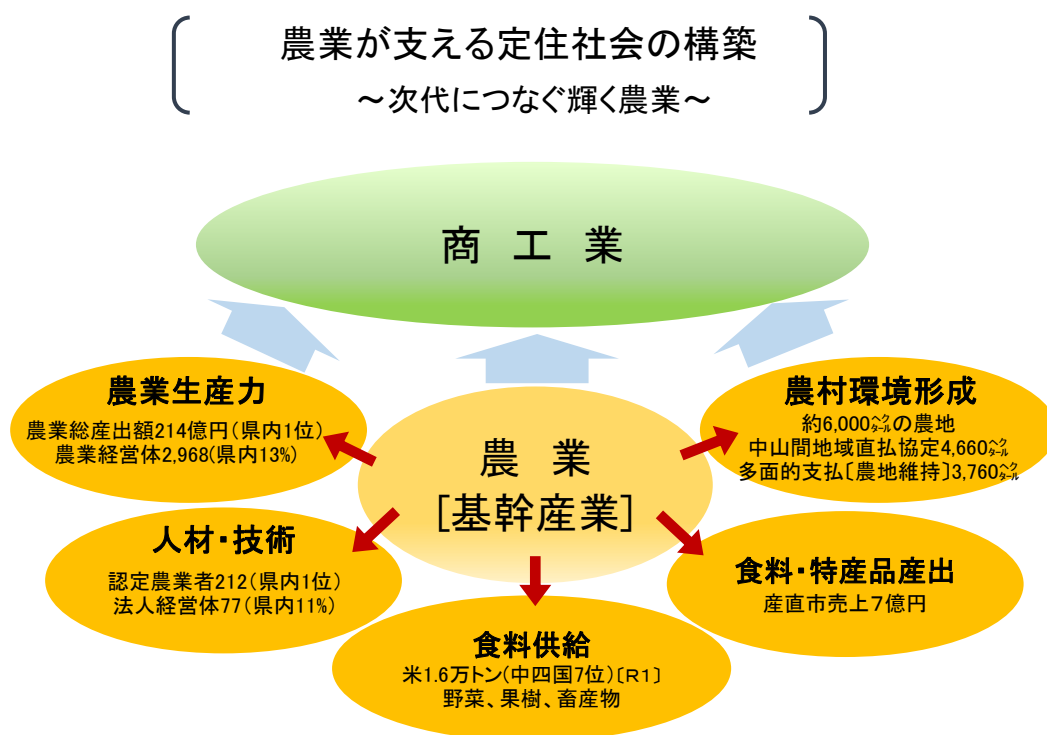
(1) 農業のめざす姿

高度経済成長以前、本市では、農業経営と林業経営を合わせて営んでいる経営体が大半であり、農林業が商工業を支える構造のもと、助け合い・協働の精神、コミュニティ等を重んじる農村特有の価値観が中心の社会でした。高度経済成長以降は、農林業と商工業の地位が逆転し、併せて、効率を重視した都市的な価値観が混在しつつありますが、今なお、都市部では失われてしまった農村特有の価値観が残っています。この価値観が、農業を支え地域を活性化させる大きな原動力となります。

また、本市において農業は、生産額の点では他の産業に比べ小さいものの、関わる人の数や層の厚さ、技術の蓄積などの面を考えると、高く位置づけられるべきものです。更に農業は、人間が生きていくうえで欠かすことのできない「食」を提供しているという面では、いつの時代でも、必要とされる産業であり、近年、「食」や「環境」に対する安全・安心志向の高まりから、その重要性は更に増しています。

こうしたことから、本市は農業を基幹産業と位置づけ、農業による安定した収入が他産業を下支えする構造を強化することが重要です。そのことが、高齢者が生きがいを持って暮らし、子育て世代が安心して子どもを産み育て、皆が将来に希望を持てる経済環境、生活環境、コミュニティの形成に繋がるものと考えます。あわせてUターン・Iターン者の農業を通じた働く場所の確保や起業の支援なども重要であり、こうした営みにより、本市の最重要課題である人口の減少に対する対策に結びつけていかなければなりません。

こうした観点から、本市農業のめざす姿を「農業が支える定住社会の構築～次代につなぐ輝く農業～」とします。



(2) 農業振興のテーマ

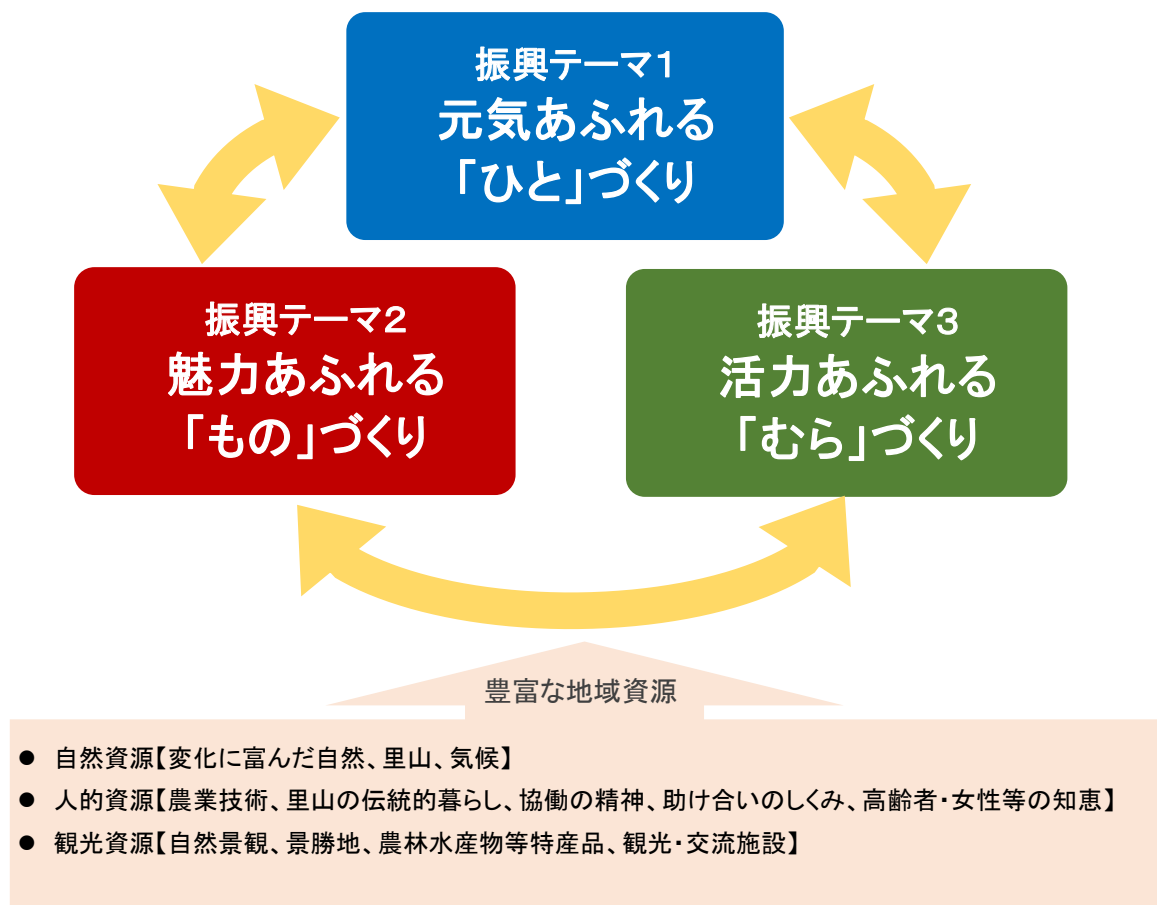
本市には、里山の伝統的な暮らしに根付いた生活の知恵、農業に関する高いものづくりの技術の蓄積、協働の精神や助け合いのしぐみを支える人的な資源、変化に富んだ多様な自然資源、そして、それらにより育まれてきた景観・文化を基礎とした観光資源など、農業に関わる豊富な地域資源があります。

これらの多くはその地域に生きる「ひと」に根ざしたものであり、高齢化や担い手不足等による農業・農村の衰退の中、失われつつあります。

また、価格の低迷等により農業経営が厳しさを増す中、農業に関する「もの」づくりは、明確な展望が見えにくい状況にあります。

さらに、田畑、その周辺の山林で構成される里山などの自然環境も、高齢化や生産意欲の減退などにより放置・荒廃が進む中、「むら」消滅の危機さえも取りざたされています。

このような危機的状況の中で、地域資源を再認識し、活かすために「**農業が支える定住社会の構築～次代につなぐ輝く農業～**」を目指して、地域が抱える共通の課題に対して、体系的・計画的な施策の整理を行い、「ひと」「もの」「むら」の視点から3つの振興テーマを設定します。



2 農業振興のテーマと振興目標

「ひと」「もの」「むら」の視点から3つのテーマを設定し、それぞれのテーマに沿って、体系的・計画的に取り組むよう、それぞれ振興目標を設定します。

■振興テーマ1 元気あふれる「ひと」づくり

深刻化する担い手不足を解消し、産地を維持・強化するため、新しく農業に取り組む「ひと」や「組織」の確保・育成・支援を行い、多様な担い手による農業の安定的な経営を支える仕組みづくりを推進します。

中山間地域という条件不利地の本市においては、土地への愛着により農業を営んでいる「ひと」に支えられ農地が保たれているという現状を踏まえ、小規模であっても意欲のある「ひと」への支援や、市民が農業に理解と関心を持ってもらう取り組み等により、農業・農村を愛する「ひと」づくりを目指します。

◎振興目標1 新たに農業に携わる「ひと」づくり

農家及び農業経営体（以下「農家等」）人口の減少や高齢化が進行する中、農業の中心となる人（担い手）を確保するため、農業関連学校の生徒・学生やUターン・Iターン希望者、他産業からの参入など、新規就農希望者を新たな担い手候補者として育成、支援します。

◎振興目標2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」づくり

農産物を安定的に生産・供給するためには、担い手を中心となって産地を支える構造を確立していく必要があります。また、集落の農地を長期的に守っていくためには、遊休農地等を受け入れることができる担い手組織が必要です。このため、産業として農業を担う農家や集落の農業を支える集落法人の設立、支援に向けた体制・条件整備を行います。

◎振興目標3 農業への興味、意欲あふれる「ひと」づくり

本市農家等の多くが、65歳未満の世帯員が不在の小規模・零細農家となっています。本市農業を元気にするためには、これらの人達の生産意欲を高める必要があります。農業・農村を愛し、その保全や活性化に向けて意欲のある人や関心を持ってもらうための取り組みを行う人達を育成・支援します。

■振興テーマ2
魅力あふれる「もの」づくり

「食」の安全・安心と消費者の信頼を確保すると同時に、農家所得の向上を図るため、栽培日誌の記帳や衛生管理の徹底など安全・安心な農畜産物の生産拡大を推進します。地域の特性を活かした特徴ある農畜産物の生産に取り組み、安定した品質の確保とともにブランド力を高めることによって有利販売を推進します。

農地の効率的な利用やスマート農業技術の普及とともに、良質な堆肥の生産と供給、粗飼料等の安定確保など耕畜連携の取り組み拡大によって、農作業の省力化、低コスト化を通じて農業の収益性向上を実現し、持続性の高い農業生産の仕組みづくりを推進します。

流通については、地産地消の拡大を図るとともに、市場調査や生産者と消費者の情報交換により、消費者ニーズにあった農産物の生産と、流通体制の充実を図ります。

◎振興目標1
ブランド力を高める「もの」づくり

消費者に信頼される農産物を、安定的に供給するため、安全・安心な農産物生産に対する取り組みを支援します。

本市固有の地域特性や様々な資源を活かした特色ある農畜産物の生産によって、ブランド化の推進を図り、有利販売の実現を目指します。あわせて、農畜産物の高付加価値化のための6次産業化を推進し、農畜産物の輸出についても市場動向を見ながら研究を進めます。

消費者ニーズ等に即した生産、流通、販売体制を整備するため、関係機関や団体との連携を強化していきます。また、省力化、生産性向上のためのスマート農業の導入を進めます。

◎振興目標2
農業に係る「もの」づくり

売れる米づくりに向けて、市内で生産されたこだわり米のブランド化とあわせ、県内外での知名度向上に向けた取り組みを強化します。

また、水田活用のため、飼料用稲・米の生産拡大と、流通体制の整備を行うとともに、新たな農産物生産に取り組みます。

園芸作物については、振興6品目及び夏秋いちごの生産技術の向上を図るとともに、農業用機械・施設整備を支援します。また、大型経営体を中心にキャベツの生産強化を図ります。

市内産直市や量販店における地場産農産物の販売、学校給食・外食産業等での利用促進などの活動を支援し、地産地消の拡大を図ります。

◎振興目標3
畜産業に係る「もの」づくり

かつての和牛産地の復興を目指し、一定規模の飼養農家・頭数確保に向けた取り組みに努め、「比婆牛」のブランド化を推進します。

耕畜連携による粗飼料等の安定供給体制の確立、家畜ふん尿を原料とした堆肥の利用を促進し、環境保全型農業の推進とともに「安全・安心な農畜産物生産地」の確立を目指します。

■ 振興テーマ3
活力あふれる「むら」づくり

農業の持続的な発展を図るため、各地域の特性を活かした農業を支える生産基盤や農業用施設等を良好に維持保全するための取り組みを促し、また、農地の遊休化の防止に努め、効率的な利用を促進するための取り組みを推進します。

集落共同活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みを支援し、美しい田園風景や緑豊かな里山等、本市の有する自然資源を活かした生活環境の整備・保全に努めます。

農村都市交流の促進や集落内のふれあい促進等により、子どもから高齢者まで、誰もが住んでみたい、住み続けたいと思える「むら」づくりを目指します。

◎ 振興目標 1

安心して農業に取り組める「むら」づくり

農業生産の持続性を確保し、生産性の高い農業を実現するため、ほ場や農道・水路等について地域の実情に即した整備・改修等に取り組みます。

担い手不在、高齢化等による農地の遊休化を防止し、生産性の高い農地を確保するため、農地の利用、集積を推進します。

農業生産活動の大きな阻害要因となっている有害鳥獣による農作物被害の軽減に向け、防止対策に取り組みます。

◎ 振興目標 2

交流・連携による豊かな「むら」づくり

農家世帯の減少、世帯員の高齢化が進むなかで、農業生産及び生活環境を良好に維持していくために必要となる集落共同活動を効率的に取り組むための活動組織の広域化を推進、支援します。

都市住民が、気軽に農業体験や農山村の自然を体感することができる場を、提供する取り組みを促進します。また、農産物直売施設・体験交流施設・滞在型交流施設の整備やネットワーク化等により、農村都市交流の推進及び市民の情報共有化に努めます。

3 農業振興施策体系

農業振興の3つのテーマによって振興目標を定め、以下のとおり具体的な施策を実施します。

表2-1 施策体系

	振興テーマ	振興目標	施策内容
農業が支える定住社会の構築 ～次代につなぐ輝く農業～	振興テーマ1 元気あふれる「ひと」づくり	1) 新たに農業に携わる「ひと」づくり	(1) 認定新規就農者の段階別育成
			(2) 中高年代からの就農支援
			(3) 参入企業の拡大、雇用就農促進
		2) 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」づくり	(1) 農業を担う認定農業者等の経営基盤強化
			(2) 集落の農業を支える組織強化
		3) 農業への興味、意欲あふれる「ひと」づくり	(1) 小規模農業者への支援
			(2) 市民の農業への理解を深める取り組みの促進
	振興テーマ2 魅力あふれる「もの」づくり	1) ブランド力を高める「もの」づくり	(1) ブランド化の推進
			(2) 特色ある農産物の生産
			(3) 消費者ニーズの把握と生産体制の強化
			(4) 生産から販売まで一体となった取り組みによる販売力の強化
		2)-1 農業(水田農業)に係る「もの」づくり	(1) 売れる米づくりの推進
			(2) 非主食用米等の生産流通の推進
		2)-2 農業(園芸・果樹作物)に係る「もの」づくり	(1) 園芸・果樹作物生産の産地構造の確立
			(2) 地産地消の促進
		3) 畜産に係る「もの」づくり	(1) 生産基盤の強化
			(2) 耕種農家連携による安定的生産の促進
	振興テーマ3 活力あふれる「むら」づくり	1) 安心して農業に取り組める「むら」づくり	(1) 農地の効率的な利用促進
			(2) 生産基盤整備の充実
			(3) 鳥獣被害防止対策の強化
		2) 交流・連携による豊かな「むら」づくり	(1) 多面的機能の維持・発揮
			(2) 産直市連携強化の促進
			(3) 農村都市交流イベントの促進

第3章 基本計画

第1節 元気あふれる「ひと」づくり

振興目標1 新たに農業に携わる「ひと」づくり

施策の展開方向

- ◆ 新たな担い手候補者として、親元就農者とともにUターン・Iターンによる就農者を積極的に受け入れ、早期の経営安定に向け支援します。
- ◆ 45歳以上の中高年層の就農者も対象に、栽培技術研修を中心として支援します。
- ◆ 農地をはじめとする農業生産基盤の確保とともに、住居の確保など定住対策も含め総合的に支援します。
- ◆ 農外企業の農業参入や、農業生産企業の誘致を促進し、産地競争力の強化や雇用創出を促します。

施策の内容

(1) 認定新規就農者の段階別育成

- Uターン・Iターンによる就農者の受け入れに向け、生産性の高い農地の確保に加え、定住先の斡旋など総合的な支援ができるよう体制整備に取り組みます。
- 関係機関が一体となり、就農者のそれぞれの段階で必要な支援に取り組みます。また、実業高校・農業技術大学校・県立広島大学など市内の教育機関との連携を強化します。
- 早期の経営安定を図るため、生産部会を中心に、県、JAと連携し、栽培技術の指導、販路の確保、施設の導入とともに経営分析を踏まえた経営指導など、より専門的な知見に基づく支援に取り組みます。
- 農業生産基盤の確保については、人・農地プランの実質化とともに、担い手間の連携による情報提供の仕組みづくりに取り組みます。

表3-1 段階別支援内容

就農段階区分	段階概要	主な支援内容
①就農啓発段階 (就農に向けた検討)	・就農するか否か検討を始めるため、様々な情報が必要な段階	■就農するまでの手順等の情報提供 ■住居の確保等定住対策を含めた支援
②就農準備段階 (就農に向けた具体的検討)	・就農に向け、研修及び準備を進める段階	■研修・定住の場の提供 ■営農計画策定支援 ■研修中の生活基盤支援 ■優良農地確保支援 ■農業次世代人材投資事業（準備型）
③就農初期段階 (認定～3年目)	・経営確立のため、初期投資が必要であり、また、取り組み品目の技術確立を行う段階	■機械・施設の整備支援 ■青年等就農資金借受支援 ■取り組み品目栽培サポート ■先進地研修支援 ■農業次世代人材投資事業（経営開始型）
④就農定着段階 (3年目～5年目)	・地域に定着し、担い手となるべく取り組みを進める段階	■庄原市ヤングファーマー加入支援 ■JA庄原生産部会加入支援

注) 認定新規就農者とは、原則45歳未満で、農業経営を開始して5年以内の者で、青年等就農計画を作成し、市町の認定を受けた者

(2) 中高年代からの就農支援

- 新たに農業を志す中高年代（45～65歳）や定年帰農者を対象に、栽培技術研修等に取り組みます。
- 効果的な研修の実施、就農後の技術及び経営指導を行うため、J A、関係機関等との連携に努めます。
- 目標とする経営規模等に応じた農地・施設等の斡旋に加え、定住先などの情報提供に努めます。

(3) 参入企業の拡大、雇用就農促進

- 地域住民や農業者の理解を得る中で、人・農地プランで地域の中心経営体として位置づけるとともに、農地の確保や農業用機械施設の整備等について支援します。
- 振興品目に取り組む参入企業に対して、関係機関等と連携し、栽培技術の指導等に取り組みます。
- 雇用の拡大を図るとともに、U・Iターン者の雇用就農や雇用就農から独立し自営就農を目指す人を支援します。

注）参入企業とは、出資者（母体企業）が異業種であり農業に参入する経営体、または、市内に拠点となる事業所等を開設し、農業に参入する経営体とします。

施策の目標(指標)

表3-2 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) 新規就農者の数 (H17からの延べ数)	43人	62人	83人
2) 農業への参入企業等の数	10経営体	12経営体	15経営体

各事業の推進主体(役割分担)

表3-3 事業推進の役割分担

◎:主体 ○:支援

施策(事業)	市	県	◎:主体 ○:支援 その他
(1) 認定新規就農者の段階別育成			
①就農するまでの手順等の情報提供	◎	◎	
②Uターン・Iターン説明会等での情報提供	◎		
③研修・定住の場の提供	◎	◎	
④営農計画策定への支援	○	◎	
⑤研修中の生活基盤支援	◎	◎	
⑥農地確保への支援	○		農業委員会
⑦機械・施設整備の経費に対する支援	◎		
⑧青年等就農資金等借入への支援	○	○	金融機関
⑨取組品目栽培への支援	◎	◎	J A
⑩J A庄原生産部会加入への支援	○		J A
⑪専門家による経営分析、指導	◎	◎	J A
(2) 中高年代からの就農支援			
①経営規模別就農情報提供	◎	◎	J A
②定住先情報提供	◎		
③研修情報提供	◎	◎	J A
(3) 参入企業の拡大、雇用就農促進等			
①機械・施設整備の経費に対する支援	◎	◎	
②振興品目の技術的支援	◎	◎	J A
③農地確保への支援	◎	◎	農業委員会

振興目標2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」づくり

施策の展開方向

- ◆ 担い手を中心となって産地を支える構造とするため、認定農業者の育成、経営安定に向けた規模拡大、生産基盤の整備等を支援します。また、規模拡大や経営多角化等に伴い不足する労働力を確保するため、スマート農業の取り組みや担い手間連携等を促進します。
- ◆ 農地中間管理機構を活用し、人・農地プラン作成とともに集落法人設立の取り組みを強化します。

施策の内容

(1) 農業を担う認定農業者等の経営基盤強化

- 地域農業の中心となる担い手として育成するため、意欲ある農業経営者を認定農業者に誘導し、経営や技術向上など重点的に支援します。
- 人・農地プランにおける中心経営体に位置づけ、農地中間管理事業を活用した経営規模の拡大・農地集積や、同事業活用による生産基盤の整備等を進めます。
- 労働力不足への対応としてスマート農業による省力化や軽労化技術の導入や労働力・機械等の相互活用に向けた担い手間の連携促進、推進体制の整備等に取り組みます。
- 経営改善を図るため、研修会等を通じた支援や、女性農業者の参加を促進するための啓発活動に取り組みます。

(2) 集落の農業を支える組織強化

- 法人化に向けた地域での検討に際し、調整やとりまとめ等を行うリーダーの育成・支援に努めます。
- 地域農業集団による機械の共同利用から法人組織への移行を誘導するため、集団での法人化に向けた話し合い活動や研修参加等を支援します。
- 地域農業集団の無い地域においても、集落の農業、農地の利用について地域の話し合いを促しつつ、農地中間管理機構を活用した集落法人の設立を促進します。
- 販売力の強化や資材購入経費等の低減、労働力確保の観点から、既存の法人同士の連携や、法人の合併等による経営力向上に向けた取り組みを促進します。
- 法人の経営改善・経営高度化に向けた情報提供や設備整備等に係る資金の支援に努めます。
- 水田農業において大きな負担となっている畦畔管理等の農作業について、スマート農業による省力化や軽労化に向けた技術の導入、実用化等の取り組みを進めます。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-4 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) 認定農業者の数	221経営体	212経営体	270経営体
2) 農業法人数(集落型)	34法人	45法人	50法人
3) 認定農業者・集落法人等が管理する農用地の面積割合	25.2%	31.6%	50%

各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-5 事業推進の役割分担

◎:主体 ○:支援

施策(事業)	市	県	その他
(1) 農業を担う認定農業者等の経営基盤強化			
① 農業経営改善計画策定への支援	◎	◎	
② 機械・施設整備の経費に対する支援 (スマート農業技術導入支援)	◎		
③ 制度資金借入への支援	○	○	金融機関
④ 農用地の利用集積支援	◎	○	農業委員会
⑤ 経営改善に向けた研修会等の支援	○	○	J A
⑥ 女性農業者の参加促進	◎	○	J A
(2) 集落の農業を支える組織強化			
① 集落営農リーダーの育成支援	◎	◎	J A
② 集落法人化に向けた推進地区での啓発等	◎	◎	J A
③ 集落法人化に向けた研修等の実施	◎	◎	J A
④ 集落営農組織の法人化支援	◎	◎	J A
⑤ 集落法人への機械・施設整備の経費に対する支援 (スマート農業技術導入支援)	◎	◎	J A
⑥ 集落法人の経営改善に向けた研修会等による情報提供	◎	◎	J A
⑦ 畦畔管理の省力化に向けた支援 (草刈ロボット、被覆植物等導入)	◎	◎	J A・備北バイオの里づくり推進協議会

振興目標3 農業への興味、意欲あふれる「ひと」づくり

施策の展開方向

- ◆ 小規模であっても、市内農業者全体の活力向上を目指し、意欲的な農業者を支援します。
- ◆ 市民が農業への理解を深めるため、農産物の購入や農業にふれあうことができる機会の拡大を促します。

施策の内容

(1) 小規模農業者への支援

- 産直市への出荷に取り組むなど意欲ある小規模農家及び農業経営体（以下「農家等」）については、栽培技術の指導や機械施設の整備等について支援します。
- 少量多品目の販路として、産直市の効果的な施設運営と連携に取り組みます。

(2) 市民の農業への理解を深める取り組みの促進

- 市民（主として消費者）に農業への関心や理解を深めてもらうため、集落や農業者等が取り組む農業体験交流や農村都市交流、農業ボランティア活動などを促進するとともに、産直市等を通じた効果的な情報収集と発信に努めます。
- 地域の農産物を加工・販売する施設等の運営や特産品の開発への取り組みを支援します。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-6 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
主要な市内産直市売上金額 (単年度)	6.1億円	7.7億円	8億円

各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-7 事業推進の役割分担		◎:主体 ○:支援	
施策(事業)	市	県	その他
(1) 小規模農業者への支援			
①機械・施設整備の経費に対する支援	◎		
②営農指導員による栽培技術支援	◎		J A
③市内産直市等連携体制（組織）設置（posシステムの統一化等検討）	◎		J A
(2) 市民の農業への理解を深める取り組みの促進			
①農業体験イベント等の支援と情報発信	◎		J A
②農村都市交流事業等の支援と情報発信	◎	◎	J A
③農業ボランティア活動支援と情報発信	◎		J A
④市内産直市の連携強化支援（情報受発信の強化）	◎		J A
⑤農産物加工・特産品開発組織等の支援	◎		J A



第2節 魅力あふれる「もの」づくり

振興目標1 ブランド力を高める「もの」づくり

施策の展開方向

- ◆ 安全・安心な農産物生産のため、環境保全型農業の取り組み拡大に向けて、エコファーマー認定、「安心！広島ブランド」の認証を促進し、「こだわり米」、「比婆牛」などのブランド化を目指します。
- ◆ 特色ある農産物の生産を行う団体等の支援を行います。
- ◆ 消費者ニーズの把握とそれに即したものづくりに向けた取り組みを支援します。
- ◆ J A、産直市等の関係施設等と連携し、消費者や実需者ニーズを踏まえ、生産から販売まで一体となった流通・販売体制の整備や加工等による付加価値化等について、A I や I C T 等の新たな技術の導入、実用化等も含めた生産性の向上を目指します。
- ◆ 関係機関と連携し、輸出についての研究を行います。

施策の内容

(1) ブランド化の推進

- 安全・安心な農産物の生産のため、品質の均質化と向上、収量の増加を実現できるよう、作業工程の見直し、適正な農薬使用や栽培履歴の記帳など、J G A P 等も視野に入れた取り組みについて、周知、啓発に努めます。
- 「安心！広島ブランド」の認証取得やエコファーマーの認定に向けた取り組みの効果等を検証し、J G A P 等や他の制度のメリットについて総合的に判断したうえで、消費者が「食」の安全・安心の情報を得ることができるよう有効な施策を推進します。
- 産地化されている作物や産地化を目指す作物について、ネーミングやパッケージデザインの工夫等による新たなブランドイメージの創出に取り組みます。
- 「庄原産こだわり米」のブランド化と有利販売に向け、「庄原市ブランド米推進協議会」への参加を促し、地域の特徴を生かした生産、流通・販売体制の整備、強化に努めます。
- 「比婆牛」のブランド化に向け、「あづま蔓振興会」を核とした、消費者向けの広告宣伝を効果的に行うとともに、関係団体により品質の高い比婆牛素牛の生産に取り組みます。

(2) 特色ある農産物の生産

- 特色ある農産物の生産を行う個人や団体に対して、機械施設の整備等を支援します。
- J A と連携し、特色ある農産物の生産を拡大するため、技術向上を目的とした営農指導を強化します。

(3) 消費者ニーズの把握と生産体制の強化

- 市場調査や、生産者と消費者、流通業者との情報交換を進め、需要に応じた農産物の生産に繋がります。
- 関係機関・団体の協力、連携により、生産者が消費者のニーズを的確に把握し、それに応える農産物の生産と供給ができる体制づくりを推進します。
- 消費者の多様なニーズに応え、農畜産物の付加価値化を図るよう、特徴ある農産物を原料とした加工品の開発等の取り組みを支援します。

(4) 生産から販売まで一体となった取り組みによる販売力の強化

- 需要に対応した生産体制づくりや生産者の意識改革を促すとともに、県やJA庄原とともに生産者と流通事業者等との連携を強化し、生産から販売までが一体となった販売力強化に向けた体制整備を推進します。
- 農畜産物の高付加価値化や新たな流通販売に取り組むための6次産業化を推進します。
- 生産から流通、販売に至る一連の取り組みについてインターネット販売等の新たな販売方式の導入とともに競争力強化を図るため、関係機関・団体、産直市等関連施設等と協力し、マーケティングや販売促進に係る体制等構築に向けた研究を行います。
- 国の政策や関係諸国の経済成長、関税貿易等の輸出市場の動向等を見ながら、関係機関と連携し、輸出についての研究を行います。
- スマート農業の推進について、現在農業が抱える担い手不足等への対応として作業の省力化に向けたロボット導入、AIの活用や、IoT等の情報通信技術の導入等、新たな生産体制の構築に向けた研究、それに対する支援を検討します。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-8 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) エコファーマーの数	67人	69人	100人
2) 「安心！広島ブランド」認証農家数（取り組み農家数）	28戸	19戸	80戸
3) あづま蔓頭数・飼養割合	360頭・25.8%	370頭・27.2%	600頭・33.3%
4) 「比婆牛」認証頭数	49頭	241頭	380頭

各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-9 事業推進の役割分担

◎:主体 ○:支援

施策(事業)	市	県	その他
(1) ブランド化の推進			
①エコファーマー認定、「安心！広島ブランド」認証への誘導支援	◎	◎	J A
②J G A P等の周知・導入の推進	○	◎	J A
③適正な農薬使用の周知	◎	◎	J A
④土づくりへの支援（堆肥購入助成）	◎		J A
⑤農産物のブランドイメージ創出、庄原ブランド確立	◎		J A
⑥J A米・特別栽培米等「こだわり米」栽培促進	◎		J A
⑦「比婆牛」ブランド化の推進	◎	◎	J A・あづま蔓振興会
(2) 特色ある農産物の生産			
①特色ある農産物を生産する者への支援	◎	◎	J A・県立広島大学
②技術向上のための営農指導	◎	◎	J A
(3) 消費者ニーズの把握と生産体制の強化			
①市場調査による消費者ニーズの把握	◎		J A
②生産者のイベント出展などで消費者との交流によるニーズの把握を行う取り組みに対する支援	◎		J A
③消費者ニーズに合った特徴ある加工品開発	◎	◎	J A
(4) 生産から販売まで一体となった取り組みによる販売力の強化			
①ニーズの把握、マーケティング体制づくり	◎	◎	J A
②ニーズに応える農産物の供給体制づくり	◎	◎	J A
③効率的で有利な流通の仕組みづくり	◎	◎	J A
④6次産業化の推進（ニーズにあった特徴ある加工品開発）	◎	◎	J A
⑤輸出の検討	◎	◎	J A
⑥スマート農業の推進（検討、普及）	◎	◎	J A



振興目標2-1 農業(水田農業)に係る「もの」づくり

施策の展開方向

- ◆ 「庄原市ブランド米推進協議会」を核に、米のブランド力の強化と有利販売に対する活動を支援します。
- ◆ 地域の生産条件にあった品種や消費者動向に対応した良食味品種への作付誘導を図るとともに、生産履歴、検査・保管履歴の記帳・管理の徹底を促進します。
- ◆ W C S 用稲や飼料用米などの非主食用米については、安定した需要を確保するとともに生産拡大に向け、庄原市農業再生協議会（以下「再生協」）を中心とした体制整備の強化に努めます。
- ◆ 加工用米については、実需者との結びつきを強化し、需要に応じた生産を行います。
- ◆ そばについては、地域の実需者との契約等に基づき、現行の栽培面積を維持します。
- ◆ エゴマなどの水田を活用した新たな農産物生産の取り組みを支援します。

施策の内容

(1) 売れる米づくりの推進

- 「庄原産こだわり米」のブランド化を進めるため、J G A P等の取り組みにより、作業工程の見直しと、栽培管理基準等の明確化、調整加工及び流通販売等管理基準の明確化を図り、安全・安心の米づくりに取り組みます。
- 「庄原市ブランド米推進協議会」を中心とした、生産・流通体制の構築と庄原産米の知名度向上を図ります。
- 地域の生産条件にあった品種構成及び消費者動向に対応した良食味品種への作付誘導を図るとともに、生産履歴・検査・保管履歴の記帳・管理の徹底を推進します。
- 環境保全型農業の取り組みと合わせ、J G A P等の取り組み推進等、安全・安心を基調とした米づくりを促進します。

(2) 非主食用米等の生産流通の推進

- W C S 用稲については、和牛用TMRセンター等の具体的な需要動向を踏まえ、高品質な生産とともに作付け面積の拡大を図り、必要に応じて生産に係る機械等の導入を支援します。

- 飼料用米については、今後の需要動向、施策動向等を踏まえ、J A庄原による乾燥や貯蔵施設等の確保状況、整備に応じ、また、多収性品種の導入を進めながら段階的に生産拡大振興を図ります。
- 加工用米については、必要量をJ A庄原と検討し、需要に応じた生産を行います。
- そばについては、機械利用等による生産の効率化を図り、安定的な生産体制の確立に取り組めます。
- 水田を活用し、地域に合った栽培可能な農産物を研究し、試験的に栽培する取り組みを支援します。既に推進しているエゴマについては、今後も機械化の研究を進め、農家の所得確保に結び付けていきます。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-10 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) 特別栽培米生産面積	185.1ha	218ha	600ha
2) W C S 用稲の生産面積	48.8ha	172.8ha	250ha
3) 飼料用米の生産面積	0.0ha	45.5ha	170ha

各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-11 事業推進の役割分担

◎:主体 ○:支援

施策(事業)	市	県	その他
(1) 売れる米作りの推進			
①エコファーマー、「安心!広島ブランド」、G A P の認定等促進	◎	◎	J A
②こだわり米の生産販売促進	◎		J A
(2) 非主食用米等の生産流通の推進			
①W C S 用稲・米の生産拡大	◎	○	J A ・ 再生協
②加工用米の生産拡大	○		J A ・ 再生協
③麦・大豆・そばの生産拡大	○		J A ・ 再生協
④水田を活用した新たな農産物の生産 (エゴマの生産拡大)	◎		J A ・ 再生協

振興目標2-2 農業(園芸・果樹作物)に係る「もの」づくり

施策の展開方向

- ◆ 園芸作物の生産振興は、産地強化対策と並行して、新規就農者の確保や農業者の経営安定に向けた施策に取り組みます。
- ◆ 庄原産野菜のブランド化確立に向け、安全・安心な生産に取り組み、規格統一・集出荷体制の整備、販売戦略を構築し、有利販売のための体制整備に取り組みます。
- ◆ 「ほうれんそう」「アスパラガス」「だいこん」「トマト」「青ねぎ」「きく」については、各部会組織を中心に、JA庄原、県農林事務所、農業技術指導所等の連携によって生産技術の向上、生産基盤の整備等を支援します。
- ◆ 「夏秋いちご」は、生産法人を中心とした産地拡大に向けて、経営の安定を図るため、規模拡大とともに必要に応じて機械施設整備等を支援します。
- ◆ 「キャベツ」の産地強化を図るため、生産基盤や出荷体制等の整備、労働力の確保のための仕組みづくり等を支援し、担い手を中心とした産地構造の確立に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 果樹の生産における栽培技術向上等に取り組む農家を支援します。
- ◆ 地場産農産物の販売利用と、イベント出展や消費者との交流の取り組みを支援します。
- ◆ 学校給食、外食産業等での地場産農産物の利用促進活動を促進します。

施策の内容

(1) 園芸・果樹作物生産の産地構造の確立

- 付加価値の高い農産物としてブランド化を進めるため、環境保全型農業の推進とともに、エコファーマー認定、「安心！広島ブランド」認証の取り組みを支援します。
- 既存農家の規模拡大とともに、新たな担い手の育成、確保に取り組み、産地競争力の強化を図ります。また、これに伴う、農業用機械・施設整備を支援します。
- 出荷体制を整備し、ロットの確保、品質の向上に努め、市場での優位性を確保するとともに、業務用需要への対応など新たな販売にも取り組みます。
- 「ほうれんそう」については、調整作業等負担を軽減するため、収穫、調整、袋詰等に係る機械施設の導入を促し、担い手の確保に繋げていきます。また、「寒じめほうれんそう」の面積拡大とともに、ねぎの後作などによる施設栽培により、延べ作付面積の拡大を進めます。
- 「アスパラガス」については、株の経年劣化や高齢化等による生産面積に縮小に対応するため、早期収穫の親株の導入、省力化・軽労化に向けた技術の改善、普及等を支援します。

- 「だいこん」については、労働力不足に対応するための機械や省力化技術の導入とともに大規模生産者を系統出荷へと誘導することで、産地としての競争力の維持を目指します。また、他品目との複合経営を育成します。
- 「トマト」については、高野町野菜生産組合を中心に関係機関・団体と連携し、U・Iターンによる新規就農者の受け入れのため、効果的な研修の実施、農地や施設等生産基盤の確保、経営指導に係る体制の充実、強化を図っていきます。
- 「青ねぎ」については、青ねぎ部会を中心に、集落法人での生産も含めて新規就農者による生産拡大を図るため、栽培技術の向上、労働力の補完、生産基盤の確保等に対応して、生産組織の体制、活動強化を図ります。
- 「夏秋いちご」については、既存の生産法人の生産性向上のため、機械施設整備を支援するとともに、関係機関と連携し、技術提供を行います。
- 花きのうち、生産出荷量が最も多く、市場評価の高い「きく」について、産地の拡大、強化を図るため、新規就農者の定着に向けて、栽培技術の継承を中心に関係機関と連携して支援します。
- 「キャベツ」生産については、大規模経営のモデルとなるようスマート農業を中心とした取り組みを支援します。
- 果樹については、「りんご」を中心に、栽培技術研修の推進、新品種導入の検討、効果的な病虫害防除等に取り組む農家等を支援し、後継者不在の農家については樹園地の継承等への対応を検討します。

(2) 地産地消の促進

- 市内小中学校の児童・生徒に「食」と「農業」の大切さを教え、理解を促すため、生産者や地域、教育関係者が一体となって学校給食への地場産農産物の供給体制整備や活動支援等に取り組めます。
- 学校給食での庄原産農産物の利用を促進するため、庄原地域学校給食地産地消調整会議を通じて生産者や関係機関・団体との連携を強化し、地場産農産物の安定供給を図ります。
- 市内産直市への出荷を促進するため、小規模農家等への栽培技術等支援を行うとともに、産直市間の連携によって生産出荷の拡大を図ります。
- 市外を含む各種イベント等に積極的に参加できるよう支援し、消費者との交流によりニーズにあった農産物の生産を促進するとともに、人の繋がりを図ります。
- 市内で生産された多様な農産物の有利販売に繋げるため、市内産直市のそれぞれの特徴を活かし、出荷の拡大と効果的な販売展開ができるよう取り組めます。あわせて、市内の飲食店等での地場産農産物の利用拡大に向けた取り組みも見据え、産直市間の連携を促します。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-12 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) 栽培面積			
ほうれんそう	69.3ha	47.1ha	90ha
アスパラガス	7.4ha	5.9ha	15ha
だいこん	43.0ha	45.8ha	50ha
トマト	5.2ha	7.3ha	20ha
青ねぎ	20.9ha	32.9ha	30ha
夏秋いちご	4.6ha	3.1ha	10ha
キャベツ	30.0ha	60.9ha	100ha
きく	16.4ha	18.2ha	25ha
2) 市内小中学校の学校給食における庄原産野菜食品数使用割合	18.5%	22.2%	27.0%

各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-13 事業推進の役割分担

◎:主体 ○:支援

施策(事業)	市	県	その他
(1)産地構造の確立			
①エコファーマー、「安心!広島ブランド」、J G A P等の認定促進	◎	◎	J A
②各生産組織等の生産強化取り組み支援	○	○	
③J A各部会の取り組み支援	◎	◎	J A
④振興品目への取り組み			J A
⑤キャベツ振興に係る支援	◎	◎	J A
(2)地産地消の促進			
①市内小中学校の取り組み支援	◎		
②地域と学校の連携協力支援	◎		J A
③学校栄養士との意見交換実施	◎		J A
④地場産農産物の販売・利用促進	◎	◎	J A
⑤地産地消の啓発活動	◎	◎	J A
⑥産直市間の連携	◎	◎	J A

振興目標3 畜産業に係る「もの」づくり

施策の展開方向

- ◆ 飼養農家の規模拡大に向けた支援を行います。
- ◆ 「比婆牛」ブランド力の強化のため、「あづま蔓振興会」を核に生産、流通、販売等体制整備及び有利販売の取り組みを推進します。
- ◆ 畜産経営とともに水田農業の収益性向上を図るため耕畜連携を推進します。
- ◆ 関係機関との連携を強化し、防疫対策を強化します。

施策の内容

(1) 生産基盤の強化

- 県内随一の畜産地帯として、安全・安心な畜産物の生産・安定した供給を継続していくための取り組みや規模拡大に向けた支援及び飼養衛生管理基準の周知等による防疫対策の徹底など、生産基盤の強化へ取り組みます。
- 肉用牛については、「比婆牛」ブランドを推進するため、「あづま蔓振興会」を核に関係団体等と連携し、比婆牛素牛の増頭、販路拡大のためのPR、販売促進対策に取り組みます。また、比婆牛素牛については、酪農家と連携し、乳用牛からの生産による増頭を推進します。
- 酪農については、「新鮮で安全な牛乳」の県内一の生産を継続するため、生産基盤の維持など、経営安定に向けた取り組みを支援します。
- 養豚については、安全・安心な豚肉の安定供給や防疫対策の徹底とともに、飼養頭数の維持・拡大に向けた取り組みを支援します。
- 養鶏については、安全・安心な鶏卵の供給に向け、高病原性鳥インフルエンザをはじめとした防疫対策に努めます。

(2) 耕種農家連携による安定的生産の促進

- 畜産農家と耕種農家の連携を図り、資源循環機能を活かした環境保全型農業を促進するとともに、家畜堆肥の利用促進と流通拡大、安定した粗飼料の生産・供給を目指します。
- 平成30（2018）年に誘致した和牛用TMRセンター等への需要に対して、WCS用稲や飼料用米の効率的な生産拡大に努めるとともに、関係機関と連携し、堆肥散布、植付けや収穫作業などの農作業受託の取り組みを促進します。
- 畜産農家の労力、経費の軽減のため遊休農地や里山等を活用した放牧を促進するよう、放牧技術の普及等の支援を行います。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-14 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) 転作田での飼料作付面積	592.0 ha	682 ha	650 ha
2) 水田放牧面積	10.7 ha	12.3 ha	20 ha
3) 和牛導入法人数	8 法人	11 法人	15 法人
4) 家畜飼養頭羽数			
繁殖用和牛(育成牛除く)	1,353 頭	1,357 頭	1,800 頭
肥育牛(F1等含む)	725 頭	603 頭	1,000 頭
乳用牛	1,807 頭	1,667 頭	1,900 頭
豚	30,602 頭	33,596 頭	31,000 頭
鶏	3,187 千羽	3,316 千羽	3,200 千羽

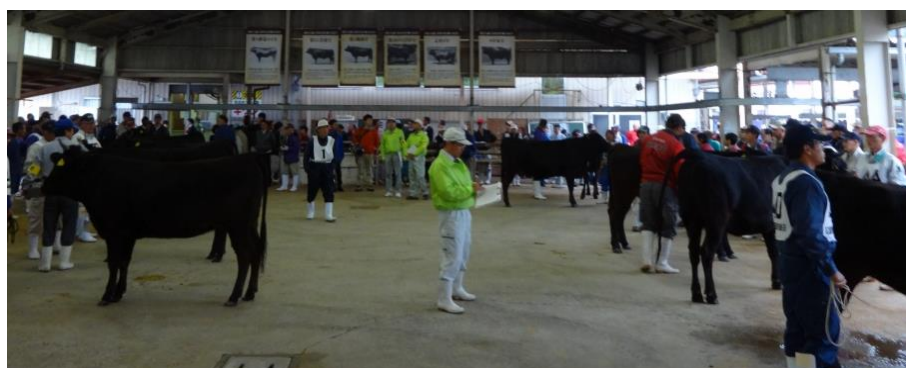
各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-15 事業推進の役割分担

◎:主体 ○:支援

施策(事業)	市	県	その他
(1) 生産基盤の強化			
①生産基盤整備等の推進	◎	○	J A
②「比婆牛」のブランド化の推進	◎	◎	J A・あづま蔓振興会
③飼養衛生管理基準(改正)の周知	◎	◎	J A
(2) 耕種農家連携による安定的生産の促進			
①資源循環型農業システムの構築	○	○	J A
②家畜用粗飼料生産基盤の整備支援	○	○	
③飼料自給率の向上支援	○	○	J A・広酪
④電気牧柵等放牧施設整備への支援	◎		
⑤畜舎など関連施設整備への支援	◎	○	
⑥家畜伝染病の防疫体制強化	◎	◎	J A・広酪
⑦和牛生産組織への支援	○	○	J A



第3節 活力あふれる「むら」づくり

振興目標1 安心して農業に取り組める「むら」づくり

施策の展開方向

- ◆ 「人・農地プラン」の作成（実質化）を推進するとともに、農地中間管理事業を活用した農地の効率的な利用促進を図ります。
- ◆ 地理的条件により、耕作が困難な農地を抱える農業者を支援し、また、農業委員会との連携のもと、希望者に対し遊休農地を斡旋することで、農地保全に努めます。
- ◆ 水路、ため池等農業用施設は利用の実情等を踏まえ、改修・整備等の推進及び長寿命化の取り組みを支援します。
- ◆ 生産性の高い農業経営に必要な農業生産基盤を整備するとともに、既に整備された農業用施設については、その機能を長く維持するための補修や管理等のための活動を支援します。
- ◆ 有害鳥獣による被害防止を図るため、継続的かつ効果的な対策の実施を支援します。

施策の内容

（1）農地の効率的な利用促進

- 担い手の育成と農地確保を一体的に解決するため、集落や地域における徹底した話し合いを通じて、集落の農地・農業を担う経営体や農地利用の在り方等を具体的にまとめた「人・農地プラン」の作成、実質化を促進します。
- 認定農業者や認定新規就農者、集落法人等の担い手が継続的かつ安定的な農業経営を実現できるよう、担い手の経営にあった農地の集積を進めます。
- 大規模な園芸作物等の生産のため、生産性の高い農地を確保し、担い手に集積するよう、必要に応じて農地中間管理機構と連携し、農地耕作条件改善事業等を活用した農地の再整備を行います。
- 農地中間管理機構や農業委員会と連携し、農業経営の規模拡大、農地の集団化、新たな農業経営への参入等を促進するため農地利用の効率化及び高度化を図ります。
- 急傾斜地などの水田においては、和牛放牧による農地の利用を促すため、水田放牧の促進と放牧技術の普及等を図ります。
- 担い手のいない地域では、榑庄原市農林振興公社等による農作業受委託等によって耕作を維持することで、農地の遊休化を防止します。あわせて、条件不利地の中長期的な土地利用について対策を講じていくための農地の利用実態の把握、検討を進めます。

(2) 生産基盤整備の充実

- 農業生産の低コスト化・省力化を推進し、生産性の向上を図るため、農地集積とあわせて必要な生産基盤の整備に取り組みます。
- 集落での共同活動の取り組みを支援するため、水路や農道等の簡易補修による農業用施設の長寿命化を図る取り組みを推進します。
- 地球温暖化対策への関心が高まるなか、地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用や環境負荷の高い農業用資材の生分解性資材への切り替え等を通じて、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

(3) 鳥獣被害防止対策の強化

- 農産物に対する有害鳥獣の被害を未然に防止し、農業者の生産意欲の向上と安定的な生産基盤を確保するため、有害鳥獣捕獲班との連携による有害鳥獣の捕獲や、防護柵の設置による防護などを推進します。
- 鳥獣被害にあわないための適切な被害防止対策や正しい防護柵の設置方法などの講習会の開催により、集落単位での取り組みを強化するとともに、農業者自らの適切な対策実施を促進します。
- 捕獲した鳥獣を資源として捉え、食肉（ジビエ）などへの利用について研究や検討を進めます。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-16 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) 耕作放棄地面積	57.9ha	60.4ha	50ha
2) 鳥獣被害面積	61.7ha	26.7ha	26ha
3) (株)庄原市農林振興公社 農作業受託面積	1,241.0ha	1,201.0ha	1,500ha

各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-17 事業推進の役割分担

施策(事業)	◎:主体 ○:支援		
	市	県	その他
(1) 農地の効率的な利用促進			
①担い手への農地集積支援 (人・農地プラン策定、農地集積)	◎	◎	農業委員会、農地中間管理機構
②(株)庄原市農林振興公社等による作業受託	◎		
③遊休農地の幹旋	◎	○	農業委員会
④条件不利地の利活用に係る検討、調査	◎	○	農業委員会
(2) 生産基盤整備の充実			
①ほ場・農道・水路など農業生産基盤の整備支援	◎	◎	土地改良区、農地中間管理機構
②老朽ため池、防災重点ため池の改修等実施	◎	◎	土地改良区
(3) 鳥獣被害防止対策の強化			
①有害鳥獣捕獲への支援	◎		
②鳥獣被害防護のための施設設置への支援	◎	○	
③鳥獣被害防止対策のための講習会の開催	◎	○	

振興目標2 交流・連携による豊かな「むら」づくり

施策の展開方向

- ◆ 集落共同活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向け、効率的な制度活用の仕組みづくりを推進します。
- ◆ 日本型直接支払制度については、農家世帯及び世帯員の減少が続くなか、地域コミュニティの維持、集落共同の取り組みの維持継続を通じてこれを活用する取り組みを推進、支援します。
- ◆ 産直市間の連携・ネットワーク化により、都市住民への情報発信の強化と利用拡大、販売増を目指します。

施策の内容

(1) 地域共同による農村環境の保全

①多面的機能の維持・発揮

- 水路・農道等の農業用施設の保全活動、施設の軽微な補修、植栽等の景観形成による農村環境の良好な保全、施設の長寿命化を図る多面的機能支払制度による集落共同活動の取り組みを支援します。
- 急傾斜地等における農業生産活動の継続を図るため、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく、耕作放棄地の防止等の農業生産活動、農地と一体の周辺林地の管理等の取り組みを支援します。
- 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取り組みとあわせて、緑肥の作付や水質保全に資する堆肥施用など地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い環境保全型農業直接支払制度による営農活動への取り組みを支援します。
- 農地や農業用施設の被災防止に努め、農産物の安定的な生産と品質確保に努めます。
- 緑豊かな美しい農村景観・生活環境の保全や形成を図るため、環境に配慮した農業を推進します。

②地域コミュニティのネットワーク、広域化

- 共同活動や事務処理に係る負担を軽減するよう、活動の枠組みを再編するとともに、集落組織との役割分担を整理し、より効率的な組織とする取り組みを推進します。
- 集落としての維持が困難な地域の課題解決に向け、集落協定に向けた話し合いなど、新たな地域づくりを実施する集落を支援します。

(2) 産直市連携強化の促進

- 道の駅等連絡協議会を中心とした市内産直市の連携強化を図るとともに、生産者同士の情報交換や生産者と消費者との交流等の取り組みを支援し、生産意欲の向上と産直市の機能の充実・強化に努めます。
- 都市部でのイベント出展等により庄原産農産物のPRを行い、認知度の向上に努めます。

(3) 農村都市交流イベントの促進

- 住民自らが、自然環境、伝統文化、農産物など多様な地域資源を活用し、実施する交流活動を支援します。
- 都市住民が気軽に農産物の収穫や農山村の自然を体験することができるよう、体験交流・農家民泊の推進や、観光資源を組み合わせた周遊ルートの整備などで交流の拡大を図ります。
- グリーンツーリズムの更なる推進を目指し、農村都市交流イベント等について、情報の共有、情報発信に努めます。

(4) 農家民泊受け入れ体制の整備

- 小中高の修学旅行生が農家で農業体験等を行う「体験型教育旅行」の受け入れを、農家民泊として対応します。

施策の目標

施策の展開方向及び施策の内容を踏まえ、指標となる目標については、以下のとおり設定します。

表3-18 施策の目標

施策(事業)	実績	現状	目標
	平成26(2014)年度	令和元(2019)年度	令和6(2024)年度
1) 中山間地域等直接支払制度 取り組み可能地実施割合	86.6%	83.1%	90%
2) 主要な市内産直市売上金額 (単年度) ※再掲	6.1億円	7.7億円	8億円
3) 農家民泊の登録農家数	112戸	175戸	215戸



各事業の推進主体(役割分担)

各事業の推進については、以下のとおり市、県、関係機関・団体が役割を分担し、取り組んでいきます。

表3-19 事業推進の役割分担

◎:主体 ○:支援

施策(事業)	市	県	その他
(1) 多面的機能の維持・発揮			
① 多面的機能維持支払制度の実施	◎	◎	
② 中山間地域等直接支払制度の実施	◎	◎	
③ 環境保全型農業直接支払制度の実施	◎	◎	
④ 集落共同活動等組織再編	◎	◎	自治振興区等
(2) 産直市連携強化への取り組み			
道の駅等連絡協議会等の活動支援	◎		
(3) 農村都市交流イベント等の取り組み			
① グリーンツーリズムの推進	◎		
② 農家民宿・市民農園等の開設支援	◎		J A
③ 観光資源との組み合わせ等による交流拡大への取り組み	◎		観光協会



参考資料

アンケート調査編

アンケート調査は、令和2(2020)年8月に「一般農家」「中山間地域等直接支払協定地区代表（以下「中山間代表」）」「認定農業者及び認定新規就農者（以下「認定農業者等」）」の3者を対象として、本市の農業振興施策に係る満足度調査及び後継者や担い手確保、今後の経営意向や農業振興の課題等について意向を把握しました。

1 調査の実施方法

〔実施期間〕 令和2年8月～9月

〔実施方法〕 郵送による配布、回収

〔実施対象者〕 一般農家：各地域毎で定めた配布数につき、1,800人を無作為に抽出

中山間代表：中山間地域等直接支払協定地区代表者299人すべてを対象

認定農業者等：令和2年8月1日時点の認定農業者及び認定新規就農者すべてを対象

〔回収結果〕 発送数：一般農家〔1,800件〕、中山間代表〔299件〕、認定農業者等〔224件〕、計2,323件

回収数：一般農家〔1,028件〕、中山間代表〔245件〕、認定農業者等〔125件〕、計1,398件

表4-1 一般農家

	発送数	回収数	回収率
庄原	770	456	59.2%
西城	210	109	51.9%
東城	370	196	53.0%
口和	130	76	58.5%
高野	130	80	61.5%
比和	110	66	60.0%
総領	80	45	56.3%
合計	1,800	1,028	57.1%

表4-2 中山間代表者

	発送数	回収数	回収率
庄原	77	66	85.7%
西城	34	28	82.4%
東城	94	75	79.8%
口和	38	33	86.8%
高野	30	24	80.0%
比和	21	15	71.4%
総領	5	4	80.0%
合計	299	245	81.9%

表4-3 認定農業者等

	発送数	回収数	回収率
庄原	49	23	46.9%
西城	30	16	53.3%
東城	55	34	61.8%
口和	14	11	78.6%
高野	60	31	51.7%
比和	11	8	72.7%
総領	5	2	40.0%
合計	224	125	55.8%

表4-4 総計

	発送数	回収数	回収率
総計	2,323	1,398	60.2%

2 農業振興施策満足度調査の結果

満足度調査では、表4-5に示す評価対象施策〔13〕について、「施策満足度」と「施策の必要性」について意向を把握しました。

表4-5 農業振興施策の満足度調査対象施策一覧

テーマ・目標		評価対象施策〔13〕
振興テーマ1 元気あふれる「人」づくり	◎振興目標1 新たに農業に携わる「ひと」への取り組み	■新規就農者の就農支援・育成補助 (U・Iターン等受け入れ、就農奨励・資金交付、施設整備補助他)
		■認定農業者等育成支援 (経営改善計画作成支援、農地集積補助、がんばる農業補助他)
	◎振興目標2 継続的・安定的な経営に取り組む「ひと」への取り組み	■集落法人等の設立支援・育成補助 (リーダー養成、法人化啓発、農業法人育成補助他)
	◎振興目標3 農業への興味、やる気あふれる「ひと」への取り組み	■小規模農業者等支援 (栽培技術講習、少量多品目販売促進(産直市等)等支援他)
		■地産地消の取り組み (学校給食での市内農畜産物使用促進他)
振興テーマ2 魅力あふれる「もの」づくり	◎振興目標1 農業に係る「もの」づくりへの取り組み	■野菜、果樹生産振興施策 (振興作物に係る機械施設導入、部会等支援他)
		■ブランド化の推進 (こだわり米育成、特別栽培米の生産拡大、GAP取得推進他)
		■ブランド化の推進 (比婆牛ブランドの復活、人工授精・移植経費補助他)
	◎振興目標2 畜産に係る「もの」づくりへの取り組み	■畜産(和牛・乳用牛・養豚)の振興 (TMRセンター誘致、飼料用稲・米振興、ヘルパー利用助成他)
振興テーマ3 活力あふれる「むら」づくり	◎振興目標1 安心して農業に取り組める「むら」づくりへの取り組み	■農業振興施設の設置と維持管理 (ゆめさくら等主要直売・加工施設及び農村公園、集会施設他)
		■鳥獣被害対策補助等 (捕獲、防護柵、狩猟免許取得等支援)
		■多面的機能維持 (多面的機能支払、中山間地域等直接支払、農作業受託他)
	◎振興目標2 人の繋がり豊かな「むら」づくりへの取り組み	■直売施設の整備 (市内産直市の連携強化他)

施策の満足度、施策の必要性に係る総合的な結果としては、鳥獣被害対策、多面的機能維持、新規就農者育成支援、地産地消の取組が上位を占めた。回答傾向の特徴は以下のとおり。

■ 今後一層の対策が期待される施策

～満足度は低いが必要性は高い施策～

- 鳥獣被害防止対策(全対象者)
- 直売施設の整備(一般農家、中山間代表)
- 地産地消(中山間代表、認定農業者等)
- 新規就農者対策(全対象者)

■ これまでとおり継続的な実施が望まれている施策

～満足度は高く、必要性も高い施策～

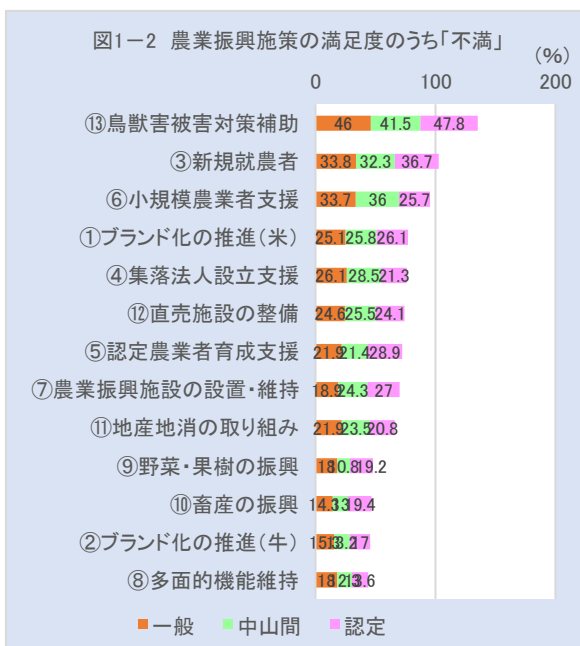
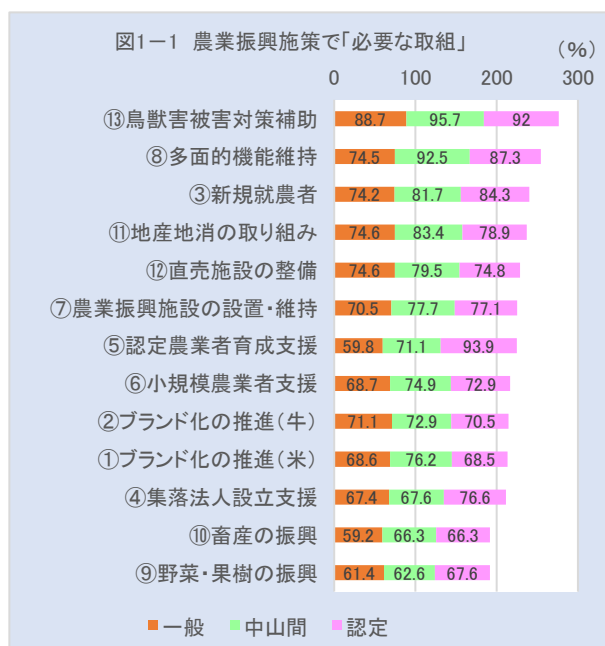
- 多面的機能維持(全対象者)
- 地産地消の推進(一般農家)
- ブランド化(牛)(一般農家、中山間)
- ～満足度は低いが一定の必要性が認められる～
- ブランド化(米)(一般農家、中山間)
- 集落法人設立支援(認定農業者等)
- 小規模農家の支援(一般農家、中山間代表)

表4-6 農業施策の満足度調査結果(一般農家及び認定農業者)

単位: %

施策区分	必要性			満足度					
				満足			不満		
	一般	認定	中山間	一般	認定	中山間	一般	認定	中山間
⑬鳥獣被害対策補助	88.7	92	95.7	20.2	23.1	27.6	46	47.8	41.5
⑧多面的機能維持	74.5	87.3	92.5	41.3	50.9	67.7	18	13.6	12.3
③新規就農者育成支援	74.2	84.3	81.7	12.4	19.2	14.5	33.8	36.7	32.3
⑪地産地消の取り組み	74.6	78.9	83.4	21.2	17.9	17.3	21.9	20.8	23.5
⑫直売施設の整備	74.6	74.8	79.5	19.7	17.6	16.5	24.6	24.1	25.5
⑦農業振興施設の設置・維持	70.5	77.1	77.7	34.4	27	31	18.9	27	24.3
⑤認定農業者育成支援	59.8	93.9	71.1	15.2	36.8	16.6	21.9	28.9	21.4
⑥小規模農業者支援	68.7	72.9	74.9	12.3	11.9	9.9	33.7	25.7	36
②ブランド化の推進(牛)	71.1	70.5	72.9	37.7	28.3	35.7	15.3	17	13.2
①ブランド化の推進(米)	68.6	68.5	76.2	20.7	15.3	17.1	25.1	26.1	25.8
④集落法人設立支援	67.4	76.6	67.6	14.2	13.9	11.1	26.1	21.3	28.5
⑩畜産の振興	59.2	66.3	66.3	18.6	21.4	17.9	14.3	19.4	13
⑨野菜・果樹の振興	61.4	67.6	62.6	14.3	21.2	13.7	18	19.2	10.8

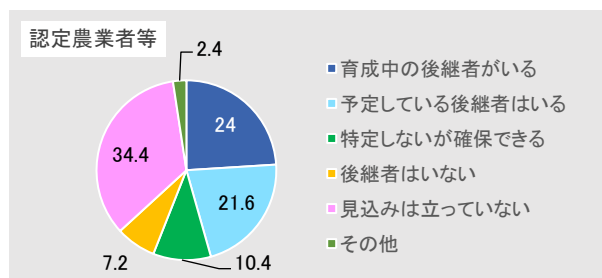
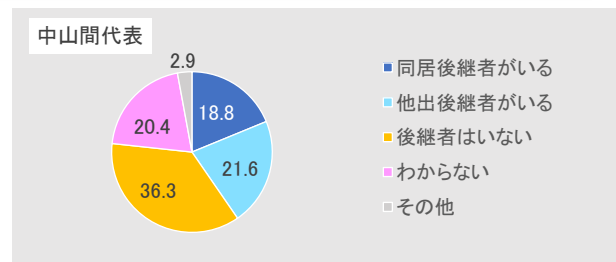
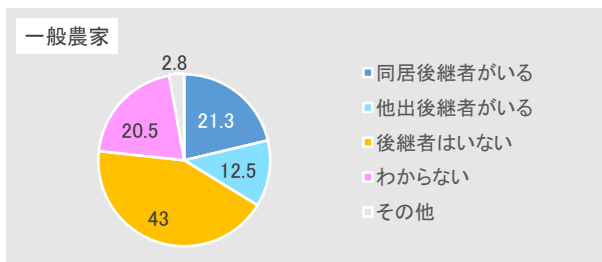
注: 表中の対象者標記は、一般: 一般農家、認定: 認定農業者等、中山間: 中山間地域協定代表者(以降、同様)



3 テーマ別・対象者別調査結果概要

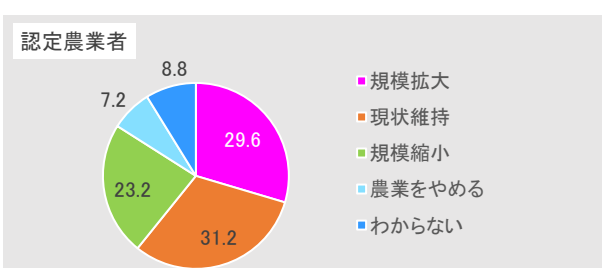
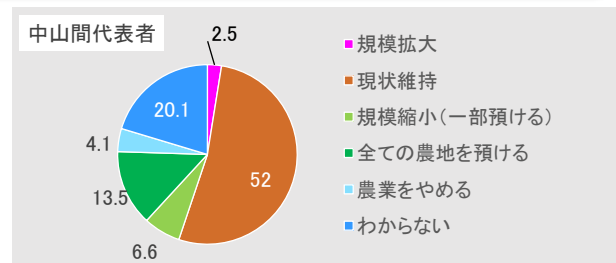
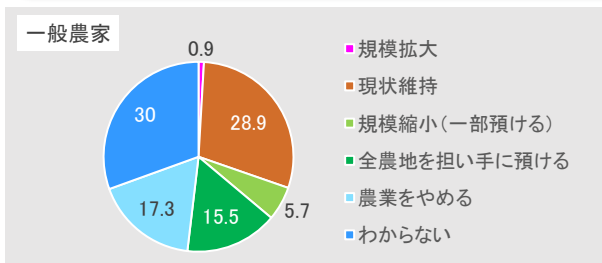
1 農業後継者の有無

- 農業後継者の有無について、「いない」と回答した割合は、一般農家では43%で、「いない」と回答した割合が高かった地域は、比和、総領でした。中山間代表で「いない」と回答した割合は36%となり、一般農家よりも低い結果となりました。
- 認定農業者等では、「いない」と回答した割合は7%ですが、「確保の見込みが立っていない」が34%で、これを合わせると42%となり認定農業者においても後継者確保について検討していく必要があります。また、販売金額規模の大きな農家ほど「後継者がいる」または「確保できる」と回答していますが、販売額1千万円以上の農家でも「後継者がいない」と回答されたものもあります。



2 10年後の農業経営の意向

- 10年後の経営意向について、一般農家では、「現状維持」が29%、「全農地を預ける」と「やめる」の合計が33%、「わからない」が30%、中山間代表では、「現状維持」が52%、「全て預ける」「やめる」の合計が18%という結果となり、将来的に「規模縮小」または「やめる」意向を多くの農家が持っていることが分かります。これに対して認定農業者では「規模拡大」の回答割合が30%となっており、今後は、こうした経営体への農地集積をいかに進めるかが課題といえます。
- 一般農家のうち、「やめる」または「全て預ける」と回答した割合が高かった地域は、旧庄原38%、口和37%で、低かった地域は総領14%、比和28%となりました。



3 現在と5年後の経営意向(認定農業者等)

- 各経営部門における現在と5年後の比較では、耕種部門のほとんどでは経営体数が減少する結果となり、特に、水稲部門では、作業受委託も含めて経営体数は減少となっていますが、規模拡大の意向もあるため、面積的には大きな減少にはなっておらず、縮小と拡大意向をもった双方の経営体をいかに調整するかが課題と言えます。
- 面積の減少割合が大きい部門は、野菜部門で小規模経営だけでなく1ha以上の経営も減少する可能性があります。なお、施設花きは唯一増加傾向を示しています。

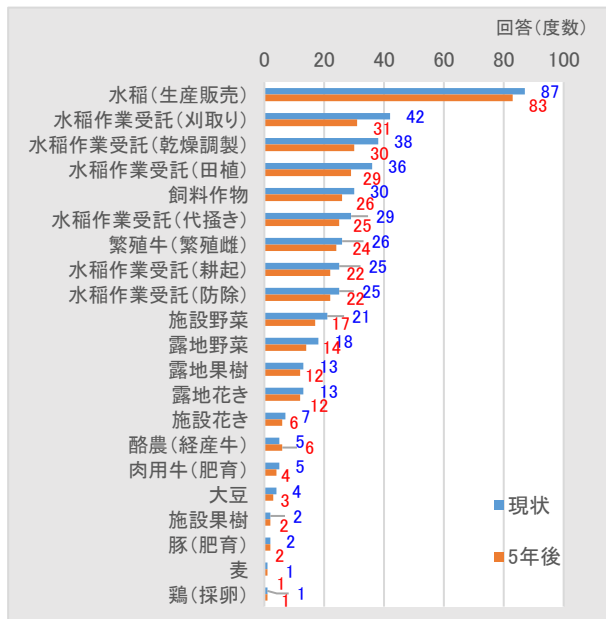


表4-7 各経営部門の現状と5年後の規模比較

単位: ha

経営部門	現状	5年後	差し引き	増減割合
水稲経営	532	521	△ 10	△ 1.9%
水稲受託	1,256	1,252	△ 4	△ 0.3%
露地野菜	75	16	△ 59	△ 78.4%
施設野菜	29	22	△ 7	△ 24.8%
露地花き	52.2	49.5	△ 3	△ 5.2%
施設花き	1.8	2.3	1	28%
果樹	54.3	46.8	△ 8	△ 13.8%

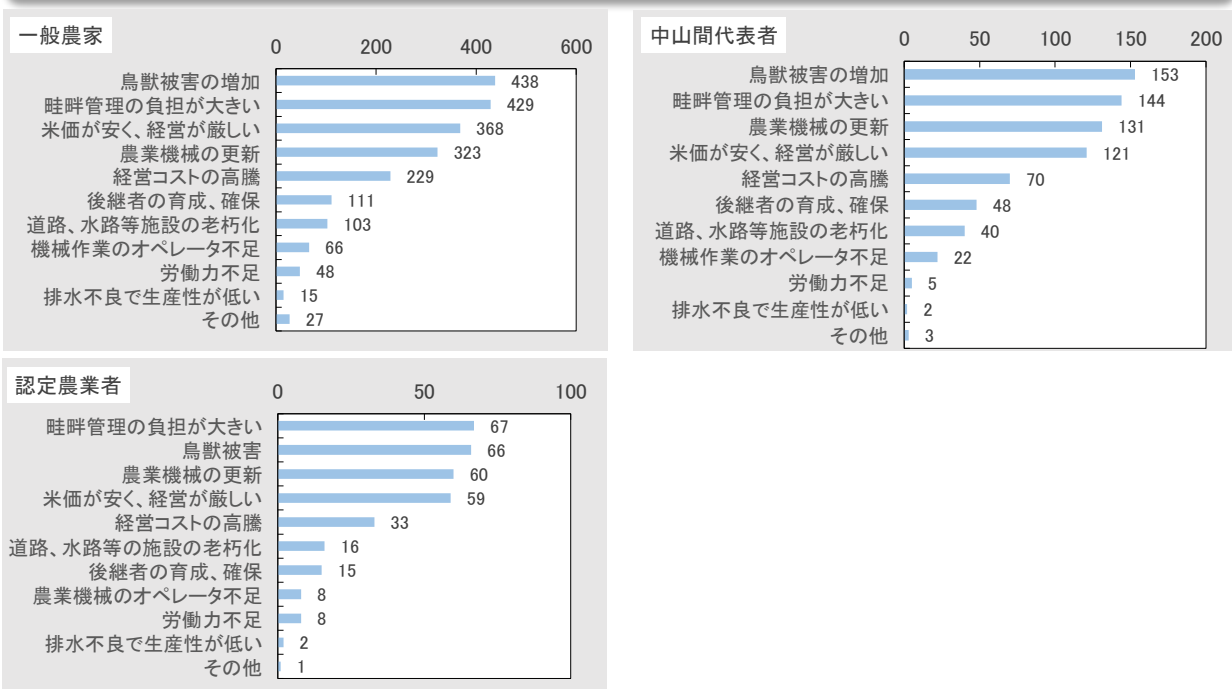
注1: 数値は、アンケートに回答した認定農業者等(125人)に係る集計結果

注2: 作業受委託は「耕起」「代掻き」「田植」「防除」「刈取り」「脱穀」「乾燥調製」作業の延べ面積

※露地野菜については、大規模経営部門について、回答欄の誤記載の可能性があるが、小規模経営を含めて多くが減少傾向を示している

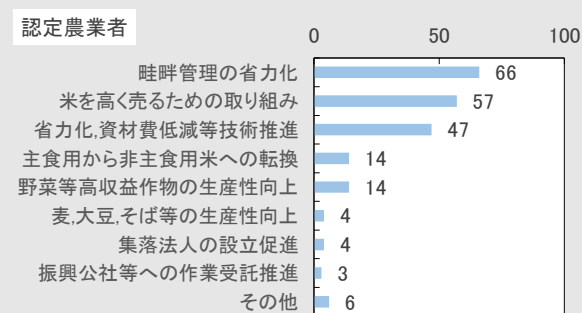
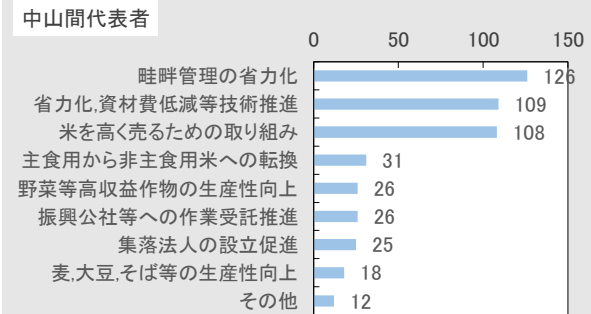
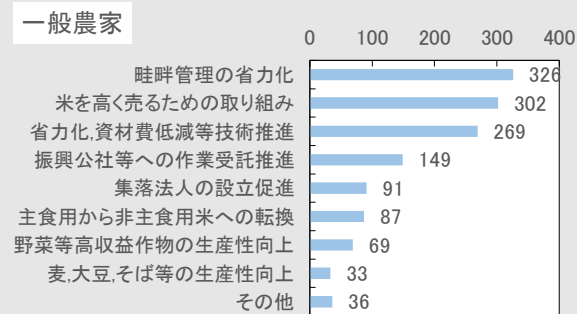
4 水田農業で困っていること

- 水田農業で困っていることでは、各対象者に共通して「鳥獣被害の増加」と「畦畔管理の負担」と答えた割合が高い結果となりました。一般農家の地域別では、西城、東城、比和、総領で「鳥獣被害」が最も多く、旧庄原と口和では「畦畔管理の負担」が最も多い結果となりました。



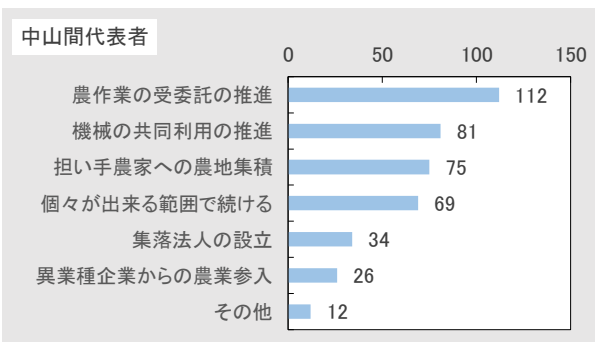
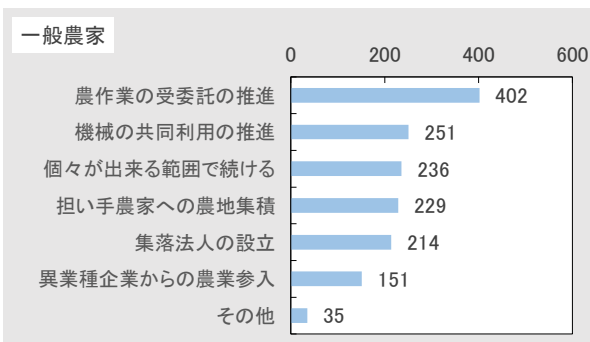
5 水田農業の経営課題 [度数]

- 水田農業の経営課題では、一般農家、中山間代表、認定農業者ともに「畦畔管理の省力化」「米を高く売る」「省力化、低コスト化」の3つが上位に挙げられました。
- 一般農家では、「農林振興公社等への農作業受委託」がこれらに次いで高く、地域別では、比和が最も高く、旧庄原や総領も比較的高い結果となりました。



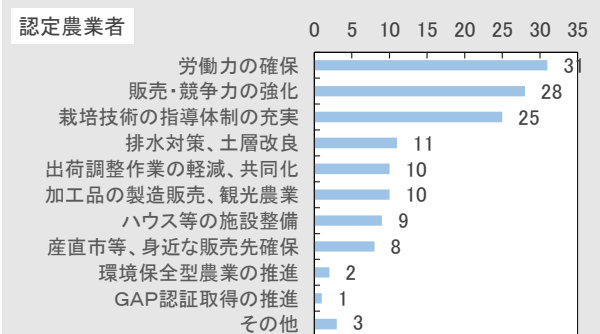
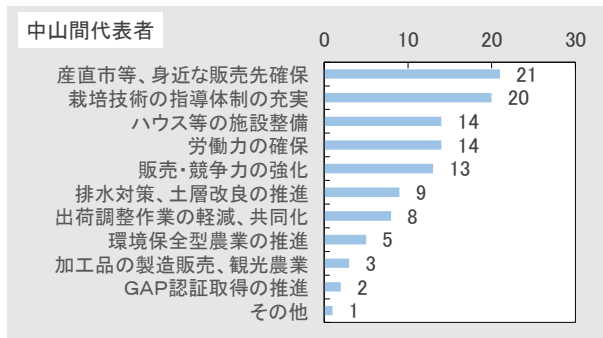
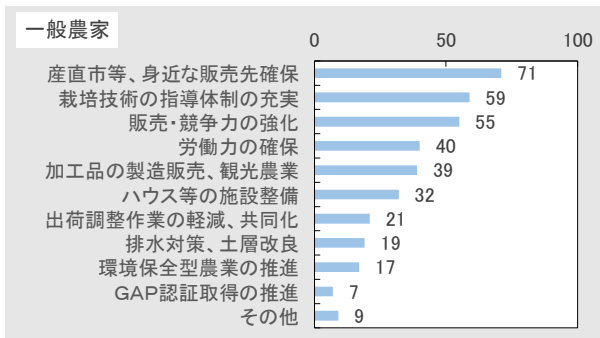
6 農業・農地を守るための取組

- 農地を守るための取り組みでは、「農作業受委託」の推進が最も回答が多く、一般農家では「機械の共同利用」「担い手への農地集積」「集落法人設立」についても意見が集まりました。
- 中山間代表者では、「集落法人の設立」は他の選択肢と比較してポイントは低い結果となりました。



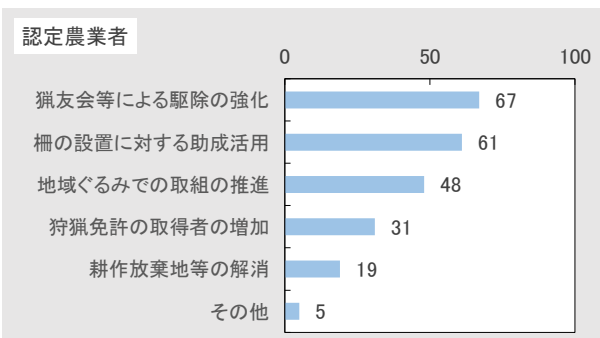
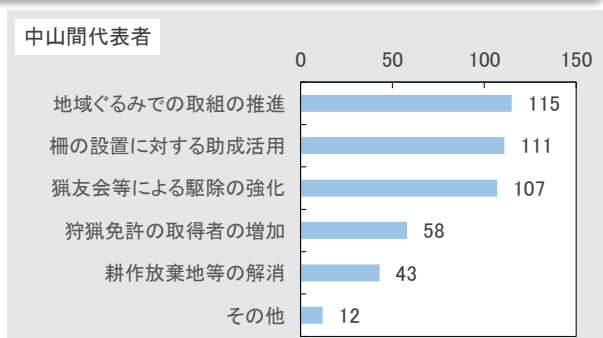
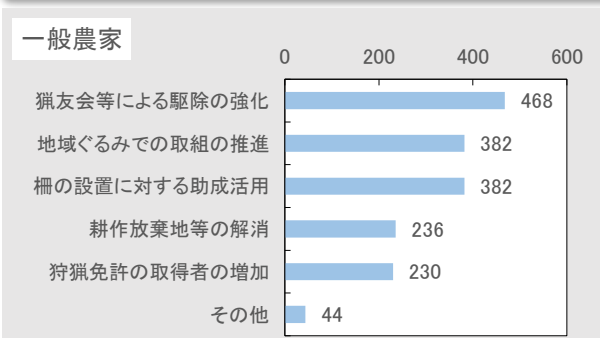
7 園芸作物の生産振興における重要な取組

- 野菜、花き類、果樹等の園芸作物の生産振興では、一般農家、中山間代表は「産直市等の身近な販路確保」が最も多く、次いで「栽培技術の指導」となっていますが、認定農業者では「労働力確保」「販売、競争力強化」「栽培技術指導」の順で回答の上位を占めています。



8 鳥獣被害防止対策 [度数]

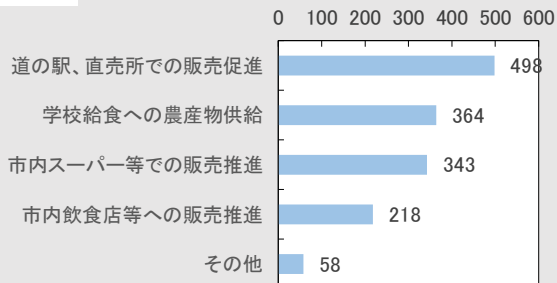
- 鳥獣被害対策では、「猟友会等による駆除」「柵の設置」「地域ぐるみでの取組」の3つに多くの意見が集まる結果となり、「駆除」、「侵入防止」とともに「地域ぐるみでの取り組み」が必要との認識が一定程度、定着してきたことが伺えます。



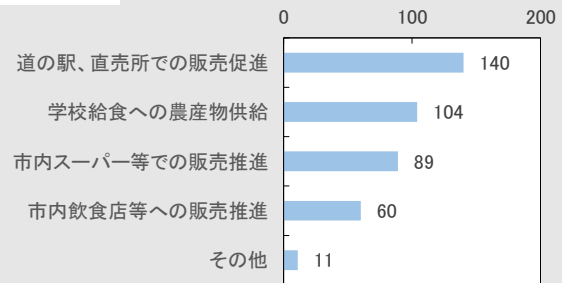
9 地産地消の取組 [度数]

- 地産地消では、一般農家、認定農業者、中山間代表共通して「直売所での販売促進」が最も多く、次いで「学校給食への地元農産物供給」、3番目が「市内スーパー等への販売」という結果となっています。

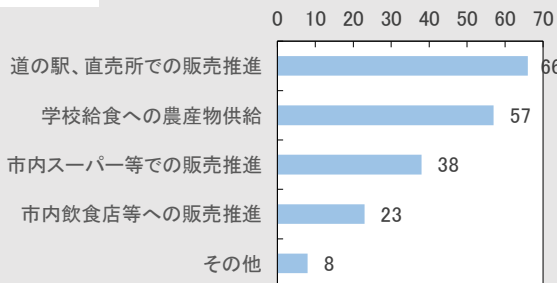
一般農家



中山間代表者



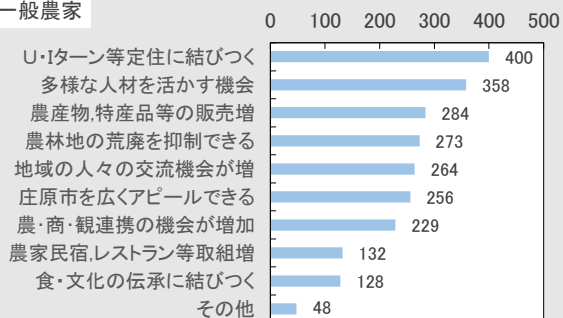
認定農業者



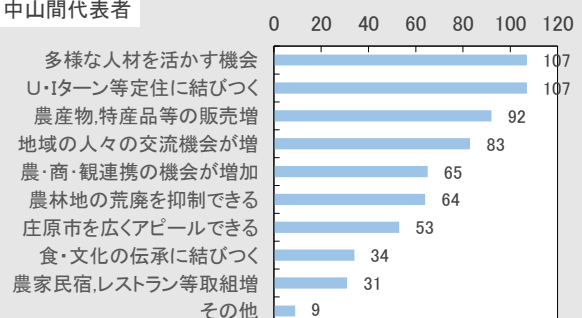
10 農村・都市交流の取組意義

- 都市農村交流については、全ての対象者に共通して「U・Iターンに結び付く定住」を期待する意見が多い結果となり、次いで、「人材の活用」や「農産物等の販売促進」の順となっています。
- 「U・Iターンに結び付く定住」のポイントが高かった地域(一般農家)は、旧庄原、西城、東城、高野です。

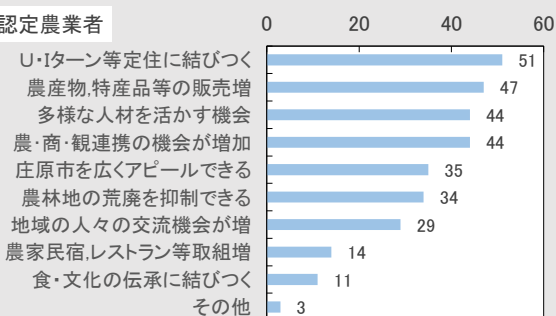
一般農家



中山間代表者

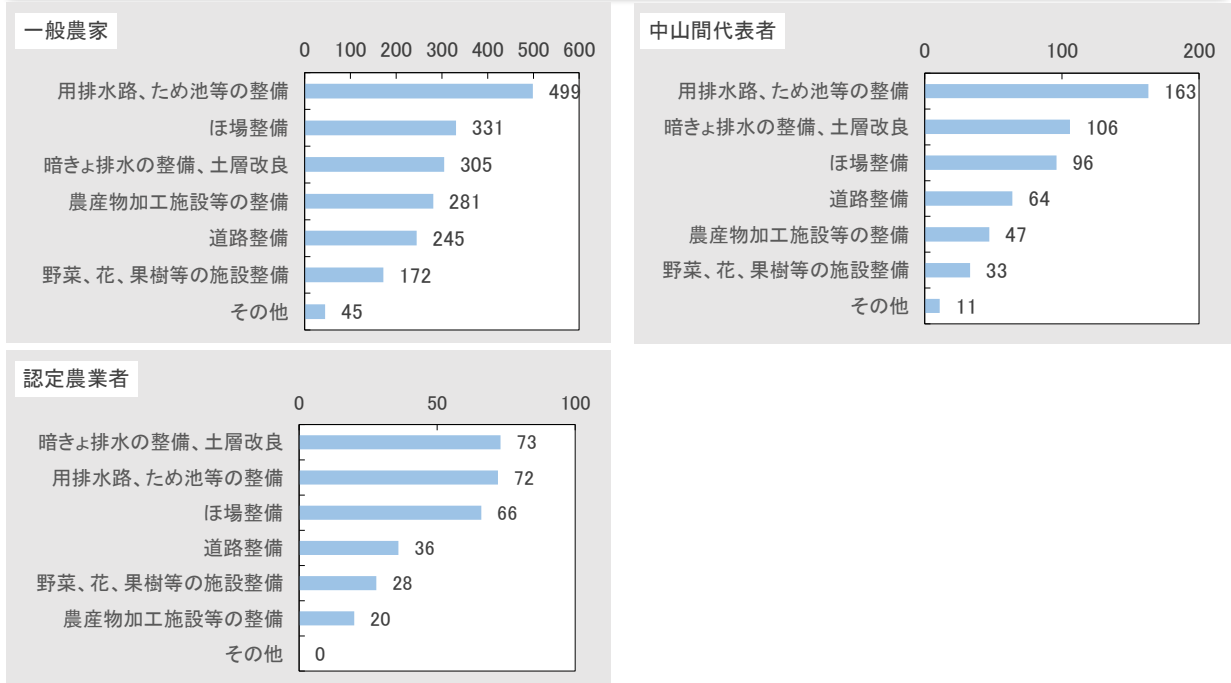


認定農業者



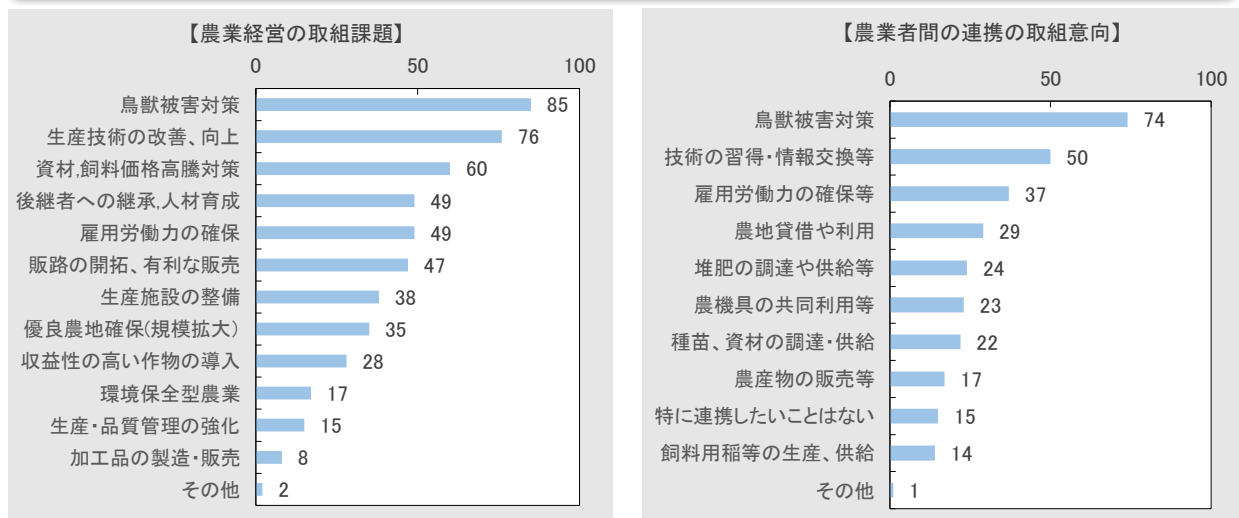
11 必要とされる農業生産基盤の整備

- 生産基盤の整備では、一般農家と中山間代表では「用排水路、ため池」が最も多く、認定農業者等では、「暗渠排水、土層改良」と「ほ場整備」も回答割合が高い結果となりました。
- 一般農家のうち、西城、口和、高野については「農産加工施設」も多く、総領では「道路整備」の回答割合が高い結果となりました。



12 農業経営の課題及び農業者間連携の取組(認定農業者等)

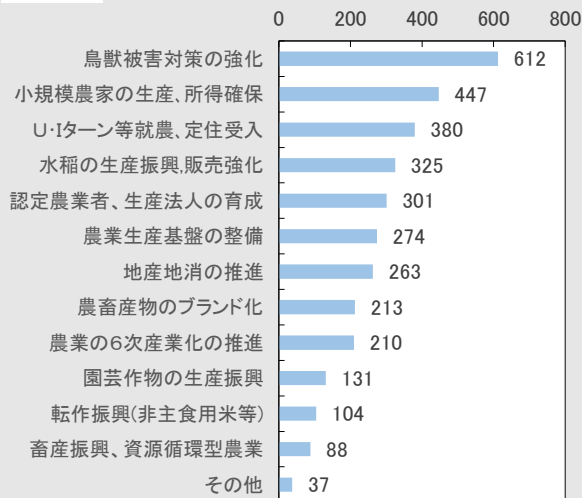
- 認定農業者の経営課題と課題解決に向けた担い手間連携について、まず、経営課題では、「鳥獣被害対策」が最も多く水田農業の経営者を中心にポイントが高く、2番目は、「生産技術」、3番目が「資材等価格高騰」となっています。
- 担い手間連携では経営課題の上位に挙げられた「鳥獣被害対策」と「技術習得等情報交換」とともに「雇用労働力の確保」が3番目に挙げられています。



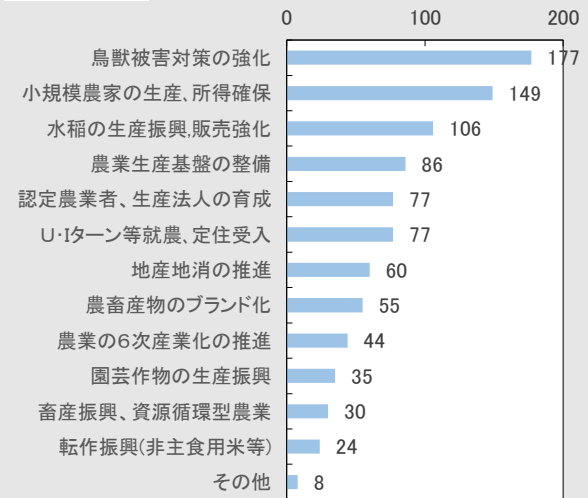
13 本市の農業振興で重視すべきこと

- 本市の農業振興で重視すべき施策について、全ての対象者で「鳥獣被害対策」が最もポイントが高い結果となりました。
- 2番目以降について、一般農家では「小規模農家の生産振興、所得確保」(48%)、「U・Iターン等による就農、定住」(41%)となっています。
- 中山間代表者は「小規模農家の生産振興、所得確保」(62%)、「水稻の生産振興、販売力強化」(44%)、「農業生産基盤の整備」(36%)、「U・Iターン等による就農、定住」「認定農業者、法人の育成」(各32%)という結果になりました。
- 認定農業者では、「認定農業者、法人育成」(49%)が2番目で、以降「農産物のブランド化」(40%)、「農業生産基盤の整備」(37%)の順となりました。

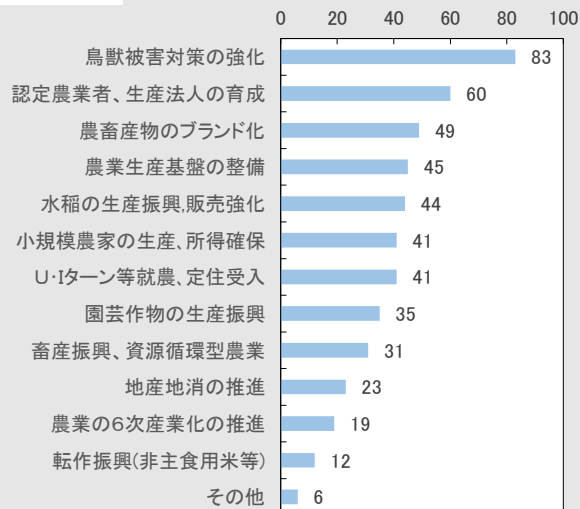
一般農家



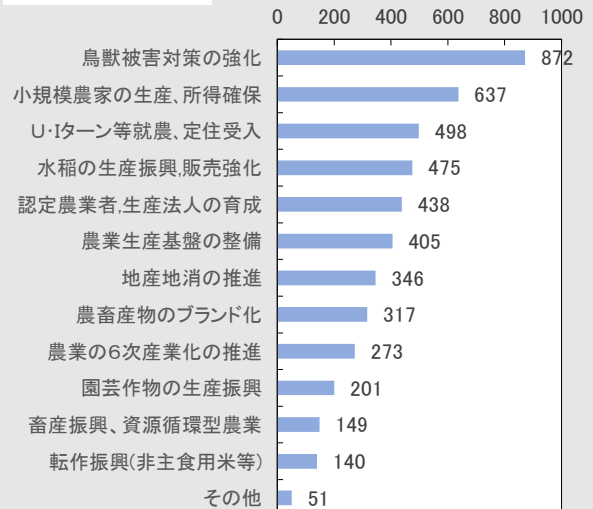
中山間代表者



認定農業者



一般＋認定＋中山間



14 一般農家の地域別回答結果一覧

- 水田農業の課題としては、「畦畔管理の省力化」「米を高く売る」が回答の上位を占めていますが、比和及び総領で「振興公社の作業受託」にもポイントが集まっています。
- 必要とされる基盤整備では、「用排水、ため池」に意見が集まっていますが、高野や口和では「農産加工施設」、総領では「野菜、花、果樹等施設」の回答割合も高い結果となりました。また、「ほ場整備」については、東城、口和、比和は40%以上と比較的高いポイントとなっています。
- 農業振興の優先課題としては、「鳥獣被害対策」が最もポイントが高く、「小規模農業の振興」もこれに次いで意見が集まっていますが、西城では「Uターン等就農定住」の回答割合も55%と高い結果となりました。

表4-8 地域別回答結果まとめ（一般農家）

	水田農業の振興課題	必要とされる基盤整備	農業振興の優先課題
旧庄原	● 「畦畔管理の省力化」57% ● 「省力化・低コスト化技術」42% ● 「米を高く売る」40% ● 「振興公社の作業受託」27%	● 「用排水路、ため池」60% ● 「ほ場整備」38% ● 「暗渠排水等」33% ● 「農産加工施設」30%	● 「鳥獣被害対策」64% ● 「小規模農業の振興」46% ● 「Uターン就農定住」42% ● 「認定農業者経営」34% ● 「水稻生産振興等」33%
西城	● 「畦畔管理の省力化」57% ● 「省力化・低コスト化技術」49% ● 「米を高く売る」48% ● 「振興公社の作業受託」16%	● 「用排水路、ため池」53% ● 「農産加工施設」39% ● 「暗渠排水等」36% ● 「ほ場整備」33%	● 「鳥獣被害対策」68% ● 「Uターン就農定住」55% ● 「小規模農業の振興」45% ● 「認定農業者経営」35% ● 「農畜産物ブランド化」28%
東城	● 「米を高く売る」52% ● 「畦畔管理の省力化」47% ● 「省力化・低コスト化技術」42% ● 「振興公社の作業受託」18%	● 「用排水路、ため池」62% ● 「暗渠排水等」46% ● 「ほ場整備」41% ● 「道路整備」32%	● 「鳥獣被害対策」68% ● 「小規模農業の振興」52% ● 「水稻生産振興等」39% ● 「Uターン就農定住」38% ● 「農業生産基盤」37%
口和	● 「米を高く売る」46% ● 「省力化・低コスト化技術」44% ● 「畦畔管理の省力化」40% ● 「集落法人設立」18% ● 「飼料用米・稲等転換」18%	● 「用排水路、ため池」58% ● 「ほ場整備」36% ● 「農産加工施設」42% ● 「暗渠排水等」31%	● 「鳥獣被害対策」67% ● 「小規模農業の振興」52% ● 「Uターン就農定住」40% ● 「水稻生産振興等」40% ● 「認定農業者経営」36%
高野	● 「米を高く売る」69% ● 「省力化・低コスト化技術」53% ● 「畦畔管理の省力化」46% ● 「集落法人設立」21%	● 「農産加工施設」42% ● 「用排水路、ため池」40% ● 「ほ場整備」39% ● 「道路整備」33%	● 「鳥獣被害対策」62% ● 「小規模農業の振興」47% ● 「水稻生産振興等」46% ● 「Uターン就農定住」39% ● 「農畜産物ブランド化」37%
比和	● 「米を高く売る」60% ● 「振興公社の作業受託」45% ● 「畦畔管理の省力化」43% ● 「省力化・低コスト化技術」34%	● 「用排水路、ため池」61% ● 「暗渠排水等」51% ● 「ほ場整備」40% ● 「農産加工施設」33%	● 「鳥獣被害対策」76% ● 「小規模農業の振興」52% ● 「水稻生産振興等」43% ● 「認定農業者等経営」37% ● 「農畜産物ブランド化」33%
総領	● 「畦畔管理の省力化」52% ● 「米を高く売る」44% ● 「振興公社の作業受託」30% ● 「省力化・低コスト化技術」30%	● 「野菜、花、果樹等施設」39% ● 「用排水路、ため池」36% ● 「道路整備」36% ● 「ほ場整備」33%	● 「鳥獣被害対策」68% ● 「小規模農業の振興」59% ● 「Uターン就農定住」39% ● 「地産地消の推進」34% ● 「6次産業化の推進」34%

注) 一般農家の回答結果のうち、特に、地域によって傾向に差異があるものについて整理。

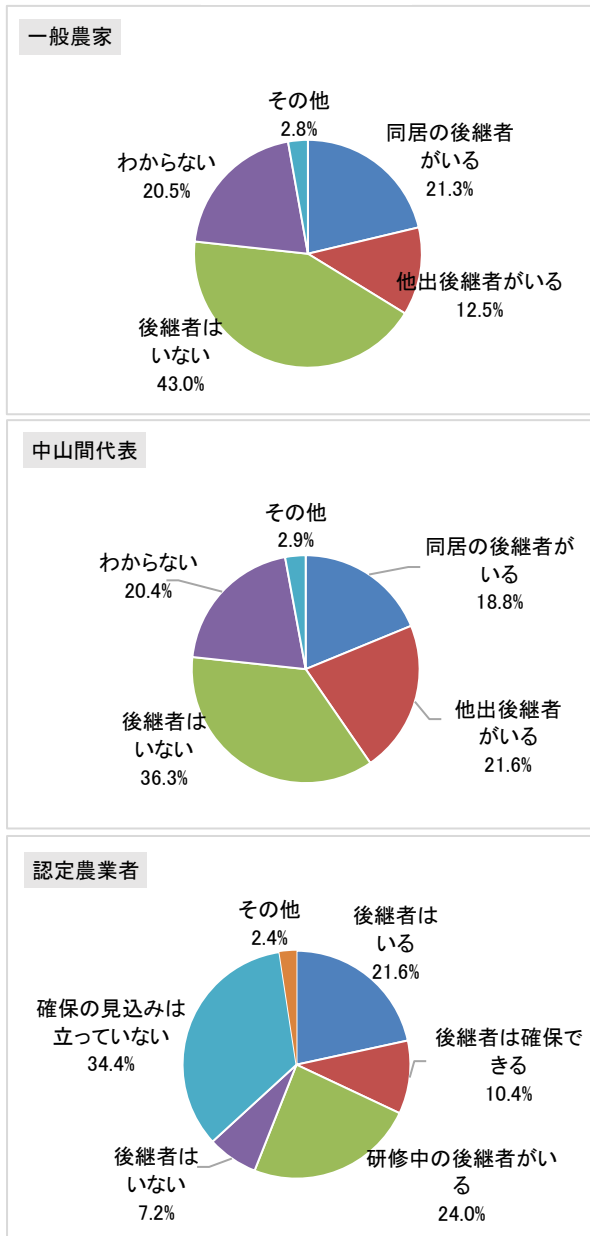
4 前回調査（H27年）との比較について

平成27（2015）年に実施したアンケート調査との比較について、特に、今回の調査と異なる傾向が見られた主要な項目を以下のとおり整理しました。

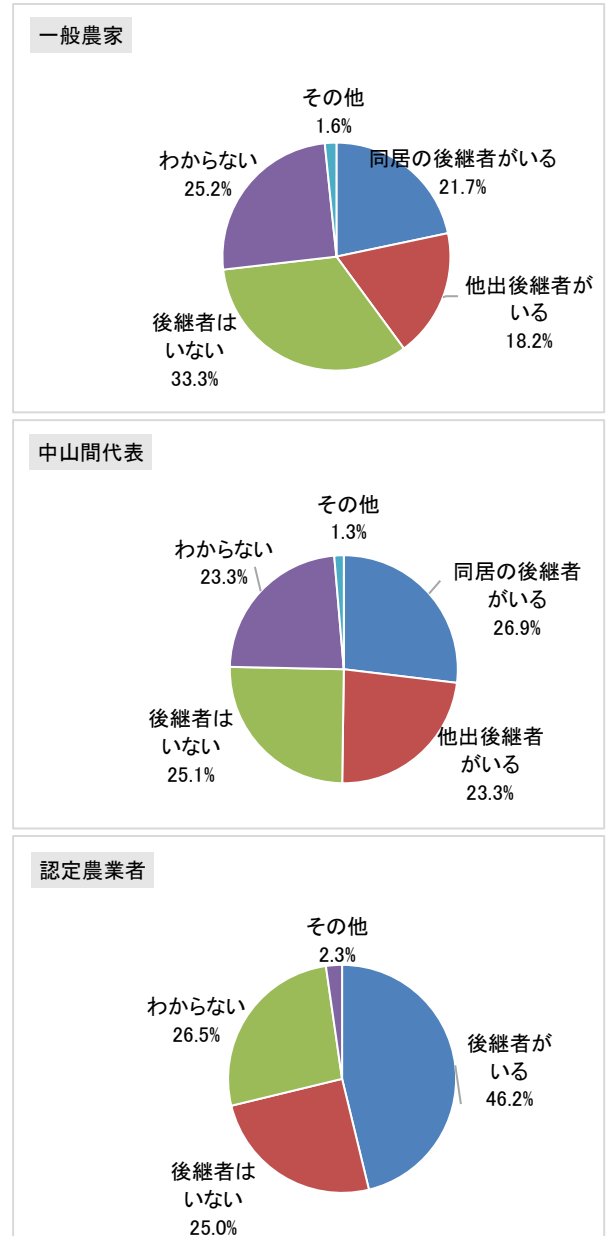
1 後継者の有無

- 後継者の有無について、一般農家と中山間代表者については、今回「後継者がいる」と回答した割合は減少し、「いない」と回答した割合が増えています。
- 一般農家では、「同居の後継者がいる」とした割合は前回と同程度ですが、「いない」と回答した割合は10ポイント増加しています。中山間代表者は、「同居後継者がいる」は今回、8ポイント減、「いない」と回答した割合は11ポイント増加しています。
- 認定農業者では、育成中の後継者も含め今回56%は「後継者は確保できる」と回答し、前回の「後継者がいる」とした46%を上回り、明確に「いない」とする回答も前回の25%から7%に減っています。一方で、今回「確保の見込みが立っていない」が34%あることから、認定農業者の後継者対策も大きな課題といえます。

【R2 調査】



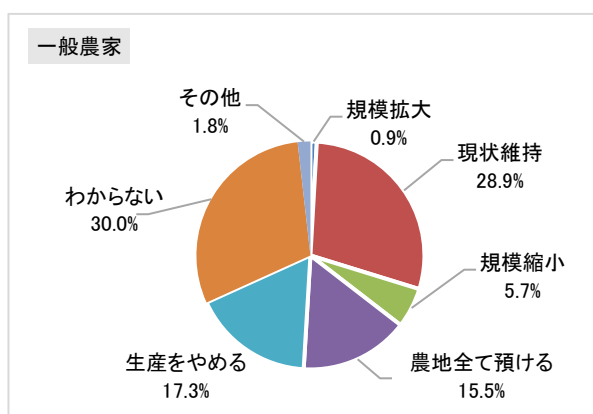
【H27 調査】



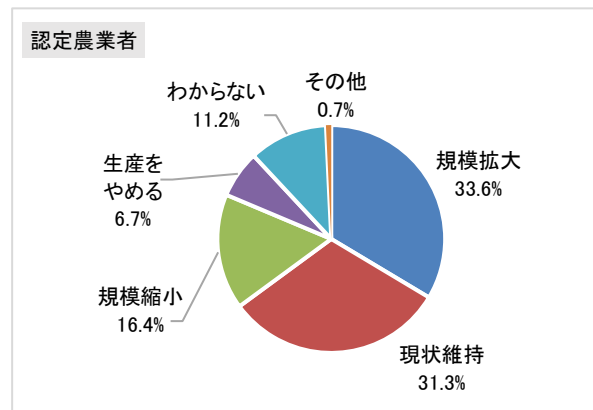
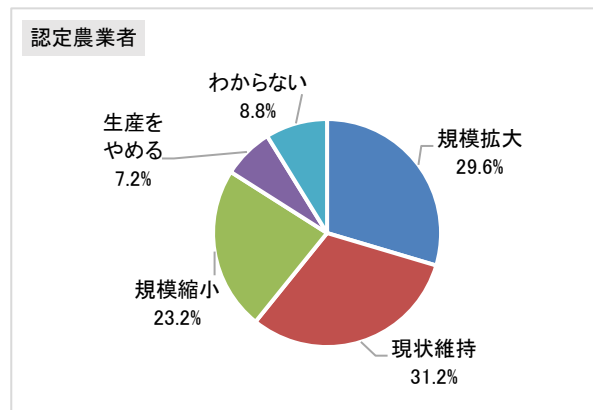
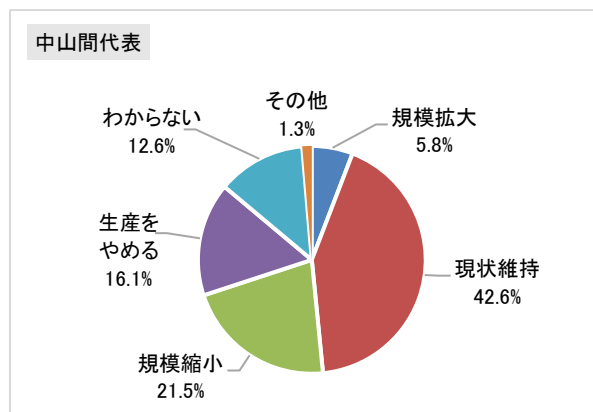
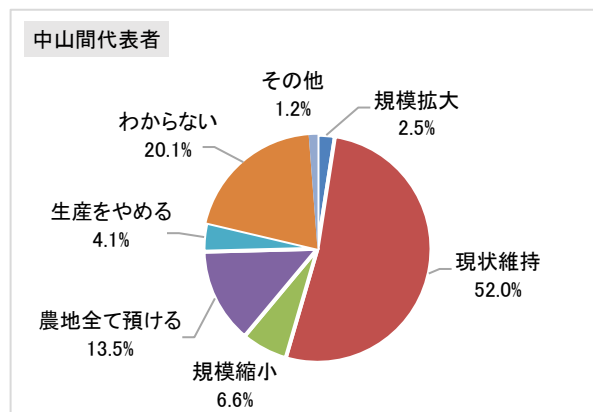
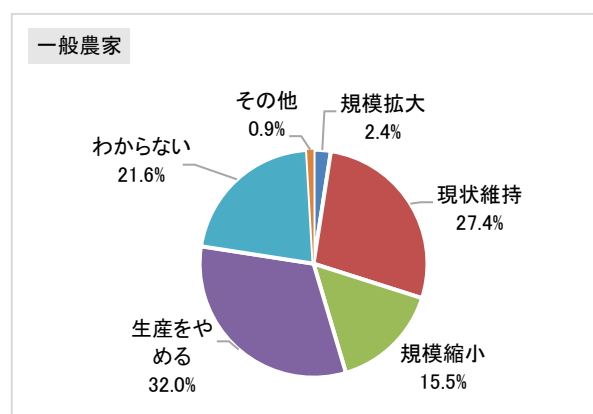
2 10年後の経営意向

- 10年後の経営意向について、一般農家では、「規模拡大」と「現状維持」を合わせた割合は前回と同様29.8%、「全ての農地を預ける」「生産をやめる」を合わせた割合は33%で、前回の32%とほぼ同じですが、「規模縮小」が大きく減って、結果的に「分からない」が8ポイント増加する結果となりました。
- 中山間地域代表については、「現状維持」の割合がもっと多く、「規模拡大」とあわせた割合は、前回の48.4%から今回は54.5%と増加しています。また、一般農家と同様に「規模縮小」については、大幅に減って、「分からない」が増える結果となりました。農地の預け先の確保や鳥獣被害などの要因によって、営農の継続が危ぶまれる状況が伺えます。
- 認定農業者については、「規模拡大」が4ポイント減、「規模縮小」が7ポイント増、「やめる」が1ポイント増と前回と比較して状況は大きく変化していない状況で、高齢化等によるリタイアはあるものの、意欲的な担い手も一定割合は育成、確保されていることが伺えます。

【R2 調査】



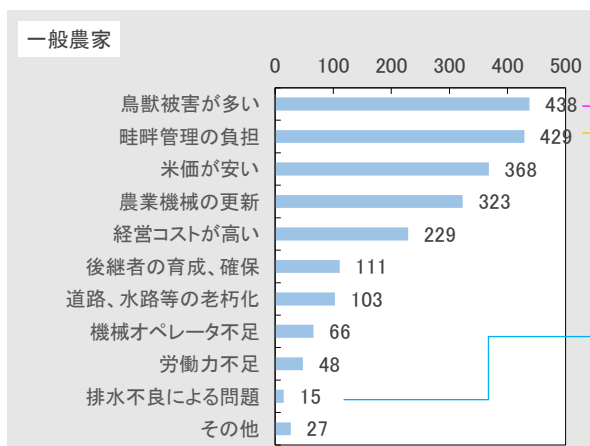
【H27 調査】



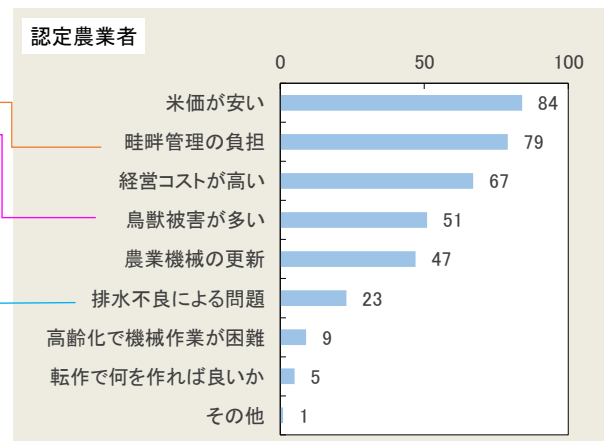
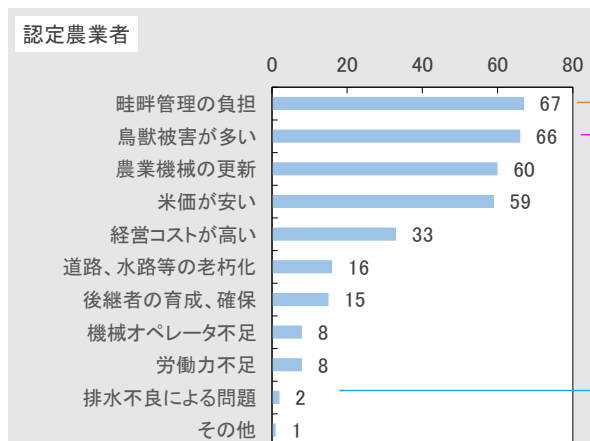
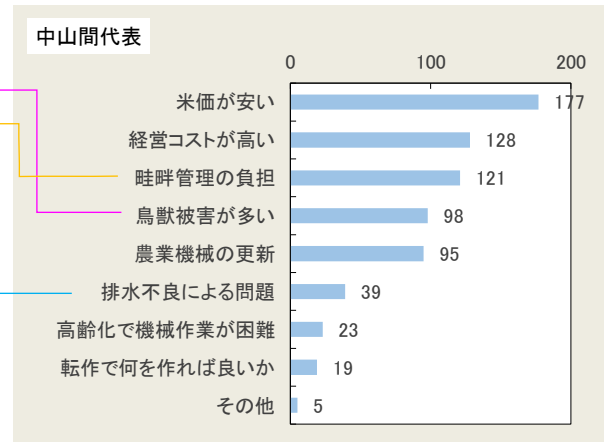
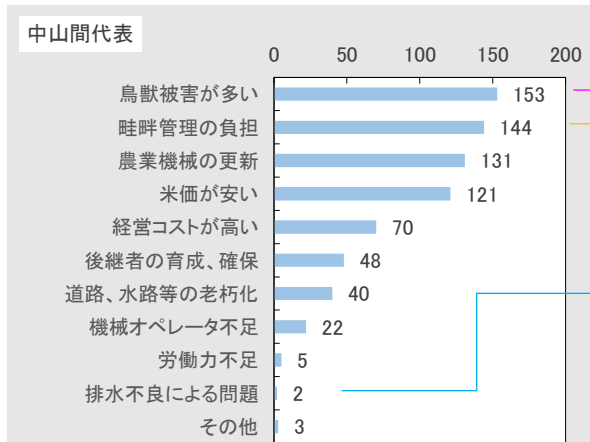
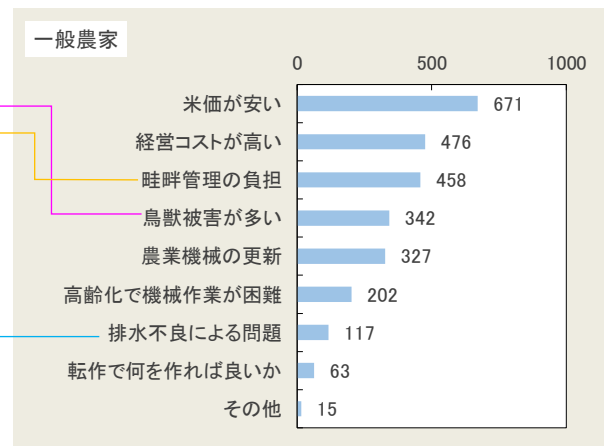
3 水田農業で困っていること

- 水田農業で困っていることとして、前回調査では、平成22年及び同26年の米価下落や資材の高騰が経営を圧迫していた状況を反映した結果となっていました。今回は、「鳥獣被害」「畦畔管理の負担」「機械の更新」の3つが上位を占める結果となりました。
- 「排水不良による生産性低下」については、前は一般農家が14%、中山間代表が18%、認定農業者が21%でしたが、今回調査では、対象者いずれも2%程度と低くなっており、施策効果が一定程度現れていることと、相対的に「鳥獣被害」等の問題がより一層深刻化している状況が伺えます。

【R2 調査】



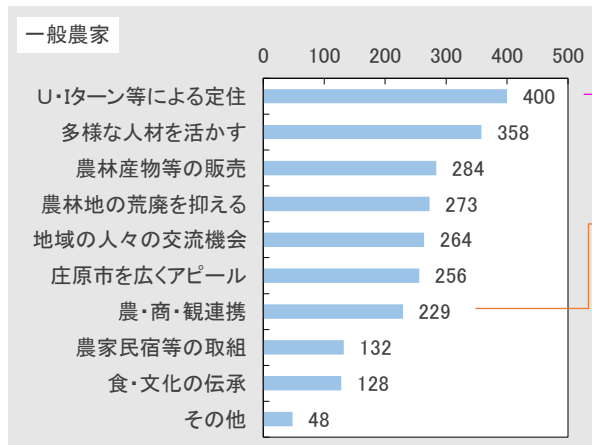
【H27 調査】



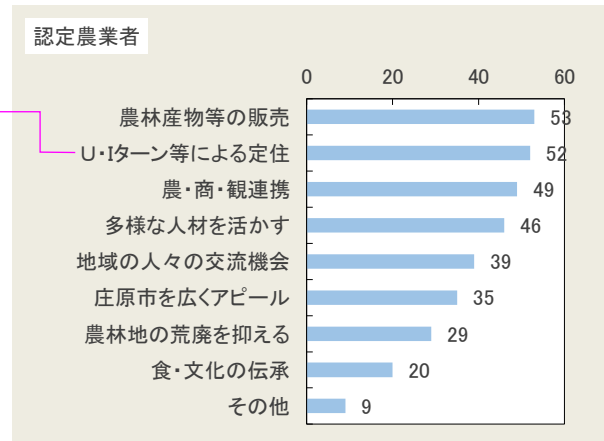
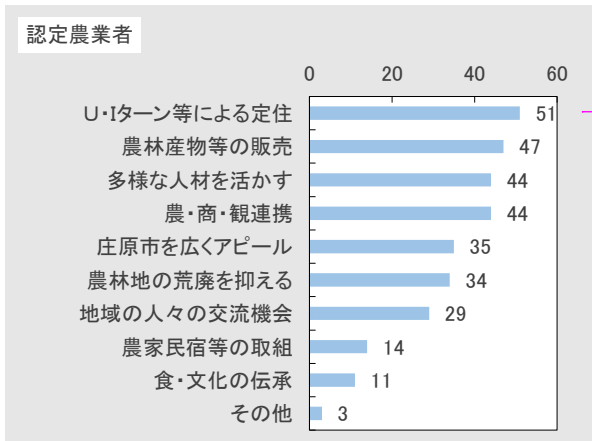
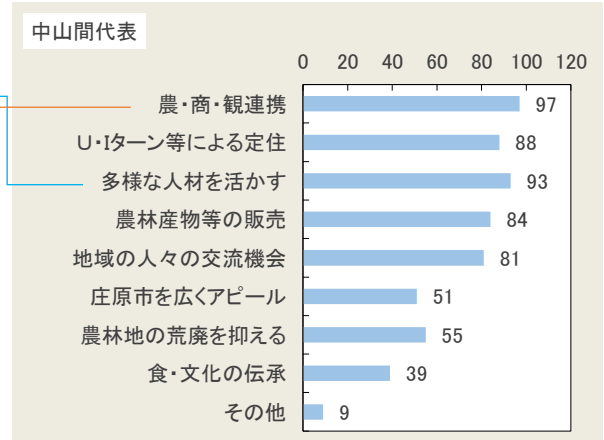
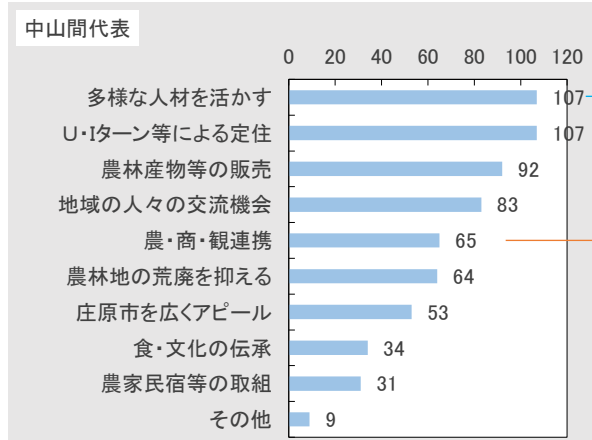
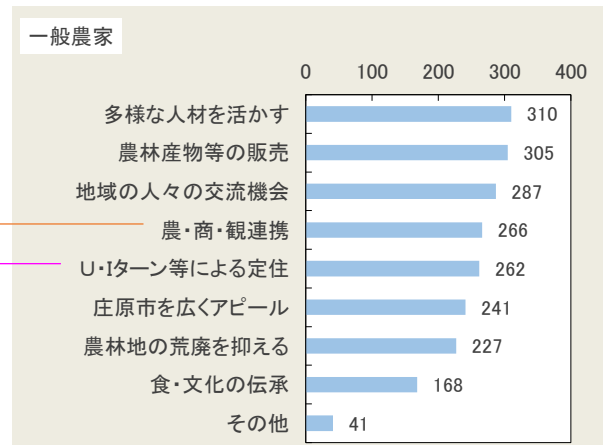
4 都市農村交流の意義、期待

- 都市農村交流の意義、期待することとしては、特に、一般農家において、「U・Iターン等による定住」と回答した割合が前回の33%から今回は47%と10ポイント以上アップし、回答者の半数近くを占めた点が特徴です。中山間代表も認定農業者についても、前回から5ポイント程度増え、両方とも46%程度を占めており、ここ数年、就農定住の動きが増えるなかで、こうした可能性への関心、期待が高まったものと思われます。
- 一方で、「農業・商業・観光連携による活性化」に対する期待については、一般農家と中山間代表者では今回、大幅に下げる結果となりました。

【R2 調査】



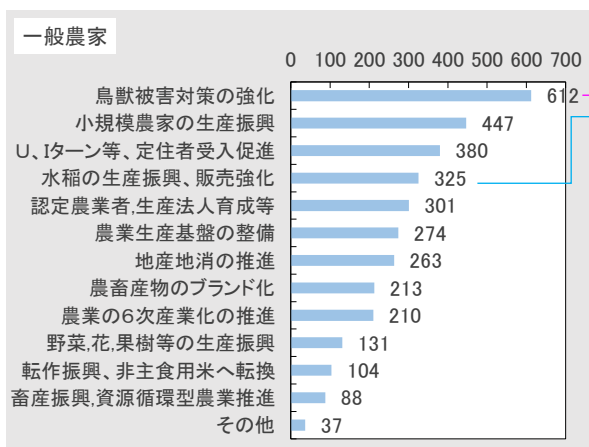
【H27 調査】



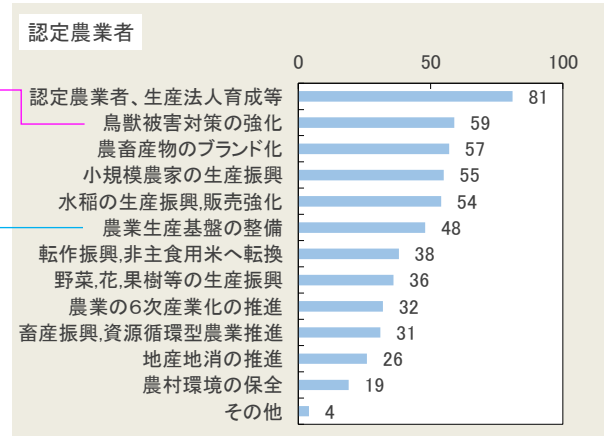
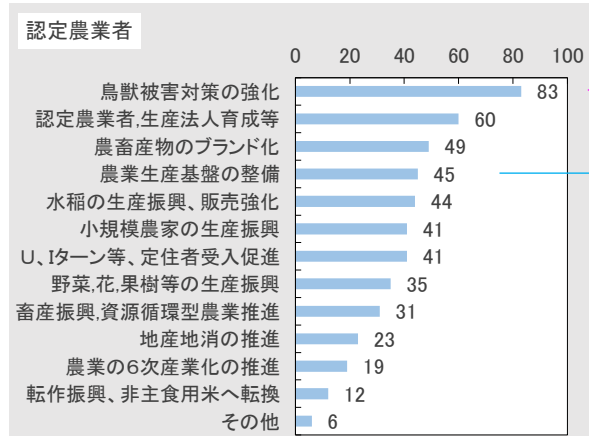
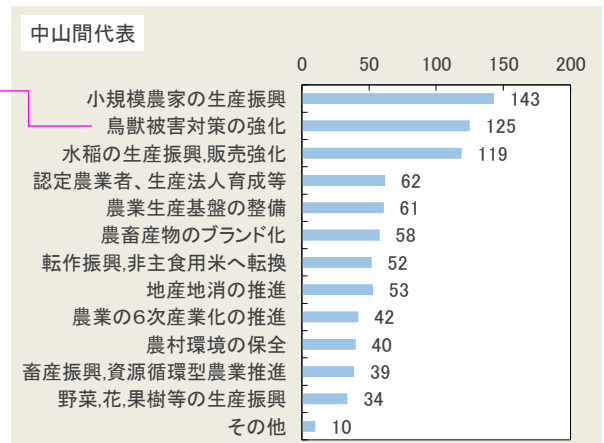
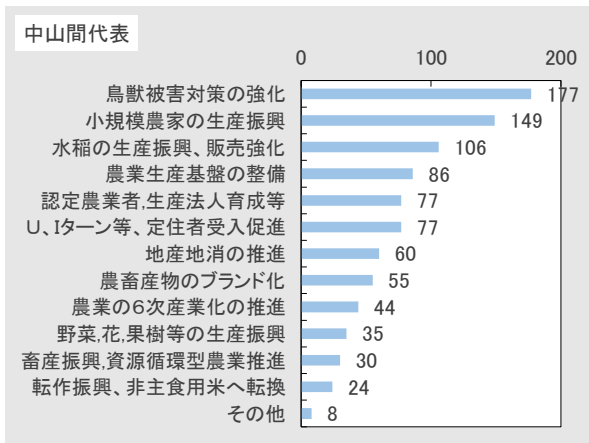
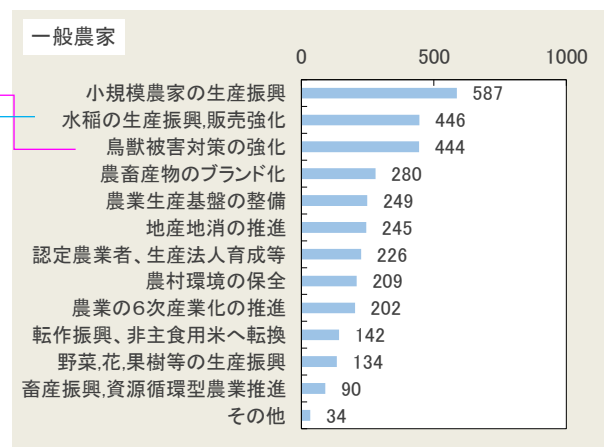
5 農業振興で優先すべき対策

- 一般農家、中山間代表者、認定農業者の各対象者においては、前回と今回とで大きな変動はなく、今回新たに選択肢として加えた「U・Iターン等定住受入」が一般農家では3番目に多い結果となりましたが、中山間代表者を含めて、「鳥獣被害対策」「小規模農家対策」「U・Iターンの就農定住」「水稻生産振興」など、集落及び農地を守るための施策を重視するという結果となりました。
- 認定農業者では、「鳥獣被害対策」「認定農業者等育成」の2つが上位に位置づけられましたが、「農業生産基盤の整備」が前回よりも順位が上がり、また、回答割合も28%から今回36%へと8ポイント上昇しました。
- 全ての対象者で「鳥獣被害対策」への意向が最も多い状況となっており、前回に比べてより一層の対策強化が求められる結果となりました。

【R2 調査】



【H27 調査】



統計編

1 国内農業を取り巻く情勢

(1) 我が国の人口動態

表4-9 我が国の人口の推移と見通し

人口:万人
割合:%

	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
14歳以下人口	2,979	3,012	2,843	2,553	2,515	2,722	2,751	2,603
15～64歳人口	5,017	5,517	6,047	6,744	7,212	7,581	7,883	8,251
65歳以上人口	416	479	540	624	739	887	1,065	1,247
合計	8,412	9,008	9,430	9,921	10,466	11,190	11,699	12,101
平成22年からの増減率	66.2	70.9	74.2	78.1	82.4	88.1	92.1	95.2
生産年齢人口(15～64歳)割合	59.6	61.2	64.1	68.0	68.9	67.7	67.4	68.2
高齢化率(15～64歳)割合	4.9	5.3	5.7	6.3	7.1	7.9	9.1	10.3
合計特殊出生率	3.65	2.37	2.00	2.14	2.13	1.91	1.75	1.76
老年従属人口比率	8.29	8.68	8.93	9.25	10.25	11.70	13.51	15.11

つづき

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
14歳以下人口	2,249	2,001	1,847	1,752	1,680	1,583	1,457	1,324
15～64歳人口	8,590	8,716	8,622	8,409	8,103	7,682	7,341	7,085
65歳以上人口	1,489	1,826	2,201	2,567	2,925	3,395	3,612	3,657
合計	12,328	12,543	12,670	12,728	12,708	12,660	12,410	12,066
平成22年からの増減率	97.0	98.7	99.7	100.2	100.0	99.6	97.7	94.9
生産年齢人口(15～64歳)割合	69.7	69.5	68.1	66.1	63.8	60.7	59.2	58.7
高齢化率(15～64歳)割合	12.1	14.6	17.4	20.2	23.0	26.8	29.1	30.3
合計特殊出生率	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.38	1.34	1.33
老年従属人口比率	17.33	20.95	25.53	30.53	36.10	44.19	49.20	51.62

つづき

	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
14歳以下人口	1,204	1,129	1,073	1,012	939	861	791
15～64歳人口	6,773	6,343	5,787	5,353	5,001	4,706	4,418
65歳以上人口	3,685	3,741	3,868	3,856	3,768	3,626	3,464
合計	11,662	11,213	10,728	10,221	9,708	9,193	8,673
平成22年からの増減率	91.8	88.2	84.4	80.4	76.4	72.3	68.2
生産年齢人口(15～64歳)割合	58.1	56.6	53.9	52.4	51.5	51.2	50.9
高齢化率(15～64歳)割合	31.6	33.4	36.1	37.7	38.8	39.4	39.9
合計特殊出生率	1.34	1.34	1.35	1.35	1.35	1.35	1.35
老年従属人口比率	54.41	58.98	66.84	72.03	75.34	77.05	78.41

資料:総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)(中位推定)」

注) 合計特殊出生率は「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

注) 従属人口比率とは、生産年齢人口に対する年少人口と老年人口の相対的な大きさを比較し、生産年齢人口の扶養負担の程度を表すための指標。老年従属人口とは、老年人口を生産年齢人口で除した値

注) 平成27年以降は推定値

(2)国内農業の動向

①農家数等の推移

表4-10 農業就業人口等の推移(全国)

単位:千人, %, 歳

単位：千人、％、歳

	農業就業人口					基幹的農業従事者数				
	合計	15～64歳	65歳以上		平均年齢	合計	15～64歳	65歳以上		平均年齢
				75歳以上					75歳以上	
平成17年	3,353	1,402	1,951	823	63.2	2,241	954	1,287	462	64.2
平成22年	2,606	1,001	1,605	809	65.8	2,051	798	1,253	589	66.1
平成27年	2,097	766	1,331	661	66.4	1,754	622	1,132	544	67.0
対平成22年増減数	△ 509	△ 235	△ 274	△ 148	－	△ 297	△ 176	△ 121	△ 45	－
対平成22年比	△ 20%	△ 23%	△ 17%	△ 18%	－	△ 14%	△ 22%	△ 10%	△ 8%	－
令和2年	－	－	－	－	－	1,361	411	949	432	67.8
対平成27年増減数	－	－	－	－	－	△ 393	△ 211	△ 183	△ 112	－
対平成27年比	－	－	－	－	－	△ 22%	△ 34%	△ 16%	△ 21%	－
対平成22年増減数	－	－	－	－	－	△ 690	△ 387	△ 304	△ 157	－
対平成22年比	－	－	－	－	－	△ 34%	△ 48%	△ 24%	△ 27%	－

資料:農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

注) 農業就業人口とは、自営農業に従事した世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

注) 基幹的農業従事者とは、農業就業人口のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

注) H27までは販売農家、R2は個人経営体。

注) 令和2年は速報値

表4-11 主副業別農家(販売農家)の推移

単位:万戸、経営体

	計	主業農家	準主業農家	副業的農家
平成7年	265.2	67.8	69.5	127.9
平成12年	233.6	50.0	59.9	123.7
平成17年	196.3	42.9	44.3	109.1
平成22年	163.2	36.0	38.9	88.3
平成27年	133.0	29.4	25.7	77.9
令和2年	103.7	23.0	14.1	66.6
対平成27年増減数	△ 29	△ 6	△ 12	△ 11
対平成27年比	△ 22%	△ 20%	△ 47%	△ 14%
対平成22年増減数	△ 60	△ 13	△ 25	△ 22
対平成22年比	△ 37%	△ 36%	△ 64%	△ 25%

資料:農林業センサス

注) 主業農家とは、農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

注) 準主業農家とは、農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家

注) 副業的農家とは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家

注) H27までは販売農家、R2は個人経営体。

注) 令和2年は速報値

②農業経営の動向

表4-12 農業経営組織別の農産物販売金額規模別農業経営体数の割合（平成31（2019）年）

単位：千経営体

	単位	合計	50万円未満	50～100万円	100～500万円	500～1千万円	1千～3千万円	3千～5千万円	5千万～1億円	1億円以上
稲作	千経営体 (割合)	531.6 100.0%	240.4 45.2%	123.6 23.3%	133.3 25.1%	19.0 3.6%	12.3 2.3%	2.2 0.4%	0.6 0.1%	0.2 0.0%
果樹	千経営体 (割合)	117.3 100.0%	25.3 21.6%	16.2 13.8%	49.8 42.5%	16.3 13.9%	9 7.7%	0.5 0.4%	0.1 0.1%	0.1 0.1%
露地野菜	千経営体 (割合)	73.4 100.0%	15.3 20.8%	10.3 14.0%	26.5 36.1%	9.5 12.9%	8.9 12.1%	1.8 2.5%	0.8 1.1%	0.3 0.4%
肉用牛	千経営体 (割合)	23.6 100.0%	1.1 4.7%	1.1 4.7%	8.5 36.0%	4.1 17.4%	4.6 19.5%	1.5 6.4%	1.2 5.1%	1.5 6.4%
施設野菜	千経営体 (割合)	45.6 100.0%	3.0 6.6%	1.8 3.9%	12.1 26.5%	9.5 20.8%	15.1 33.1%	2.2 4.8%	1.3 2.9%	0.6 1.3%
酪農	千経営体 (割合)	12.3 100.0%	0.4 3.3%	0 0.0%	0.3 2.4%	0.6 4.9%	3.4 27.6%	3.3 26.8%	2.8 22.8%	1.5 12.2%

注) 50万円未満は販売無しを含む

資料：農林水産省「農業構造動態調査」

表4-13 販売金額規模別経営体数の割合

単位：経営体

	100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～1千万円	1千～3千万円	3千万円以上	合計
平成22年	989,195	339,833	102,712	114,328	99,895	33,068	1,679,031
割合	58.9%	20.2%	6.1%	6.8%	5.9%	2.0%	100.0%
平成27年	813,765	255,317	85,221	97,416	90,201	35,346	1,377,266
割合	59.1%	18.5%	6.2%	7.1%	6.5%	2.6%	100.0%
令和2年	561,051	212,635	83,305	91,649	86,035	41,006	1,075,681
割合	52.2%	19.8%	7.7%	8.5%	8.0%	3.8%	100.0%

資料：農林業センサス

注) 令和2年は速報値

表4-14 販売金額規模別販売額の割合

単位：百万円

	100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～1千万円	1千～3千万円	3千万円以上	合計
平成22年	387,842	623,673	410,848	828,686	1,685,725	3,065,680	7,002,453
割合	5.5%	8.9%	5.9%	11.8%	24.1%	43.8%	100.0%
平成27年	276,120	472,315	340,884	708,099	1,533,995	3,518,715	6,850,127
割合	4.0%	6.9%	5.0%	10.3%	22.4%	51.4%	100.0%
令和2年	203,181	425,270	333,220	687,368	1,720,700	4,123,050	7,492,788
割合	2.7%	5.7%	4.4%	9.2%	23.0%	55.0%	100.0%

資料：農林業センサス

注) 販売額の項目毎に平均販売額を設定し経営体数を乗じて算定。

注) 「5億円以上」の平均販売額は、7.5億円とした。

注) 令和2年は速報値

2 庄原市の農業

(1)人口・農家・農業経営体数

表4-16 人口、世帯数

単位:世帯、人

	昭和35年	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	17,530	16,105	15,694	15,515	15,965	15,931	15,791	15,269	14,455
人口	81,162	60,072	53,505	50,624	48,539	45,678	43,149	40,244	37,000
0～14歳	25,391	12,843	9,694	8,247	7,088	5,768	4,870	4,339	3,963
15～64歳	48,673	39,073	33,913	30,033	27,496	24,680	22,647	20,689	17,878
65歳以上	7,098	8,156	9,898	12,332	13,955	15,230	15,600	15,154	15,007

資料:国勢調査

表4-17 農家、農業経営体数の推移

単位:経営体

		農家等				
			総農家			土地持ち 非農家
				販売農家	自給的 農家	
広島県	平成22年	103,995	66,321	34,649	31,672	37,674
	平成27年	94,265	56,673	28,169	28,504	37,592
	令和2年	45,361	45,361	20,877	24,484	－
	対平成22 年増減数	△ 58,634	△ 20,960	△ 13,772	△ 7,188	－
	対平成22 年比	△ 56%	△ 32%	△ 40%	△ 23%	－
庄原市	平成22年	7,159	5,449	4,405	1,044	1,710
	平成27年	6,232	4,676	3,733	943	1,556
	令和2年	3,696	3,696	2,860	836	－
	対平成22 年増減数	△ 3,463	△ 1,753	△ 1,545	△ 208	－
	対平成22 年比	△ 48%	△ 32%	△ 35%	△ 20%	－

資料:農林業センサス

注)平成22年以降、販売農家は農業経営体

注)ここでの「農家等」は、「総農家」と「土地持ち非農家」の合計

農家とは、経営耕地面積10a以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯

販売農家とは、経営耕地面積30a以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家

自給的農家とは、経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

土地持ち非農家とは、農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

注)令和2年は速報値

表4-18 主副業別農家(販売農家)の推移

単位:経営体

		計	主業農家	準主業農家	副業的農家
広島県	平成22年	34,649	3,454	7,483	23,712
	平成27年	28,169	2,612	4,799	20,758
	令和2年	21,488	1,988	2,570	16,930
	対平成22年増減数	△ 13,161	△ 1,466	△ 4,913	△ 6,782
	対平成22年比	△ 38%	△ 42%	△ 66%	△ 29%
	対平成27年増減数	△ 6,681	△ 624	△ 2,229	△ 3,828
	対平成27年比	△ 24%	△ 24%	△ 46%	△ 18%
庄原市	平成22年	4,405	424	1,146	2,835
	平成27年	3,733	359	775	2,599
	令和2年	2,862	283	388	2,191
	対平成22年増減数	△ 1,543	△ 141	△ 758	△ 644
	対平成22年比	△ 35%	△ 33%	△ 66%	△ 23%
	対平成27年増減数	△ 871	△ 76	△ 387	△ 408
	対平成27年比	△ 23%	△ 21%	△ 50%	△ 16%

資料:農林業センサス

主業農家とは、農業所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家とは、農外所得が主で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家とは、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家
注) 令和2年は速報値

表4-19 組織形態別経営体数

単位:経営体

		田のある 農業経営 体	合計	法 人 化 し て い る						
				小計	農事組合 法 人	会 社				
						小計	株式会社	合名・ 合資会社	合同会社	相互会社
広島県	平成22年	31,308	36,321	498	188	233	227	1	5	-
	平成27年	25,526	29,929	665	266	311	296	1	14	-
	令和2年	18,506	22,292	704	269	343	315	2	26	-
庄原市	平成22年	4,402	4,490	50	19	29	28	1	0	0
	平成27年	3,754	3,849	66	27	36	35	1	-	-
	令和2年	2,862	2,968	77	31	43	39	1	3	-

つづき

		法人化している（つづき）					地方公共 団体・財 産区	法人化し ていない	個人 経営体
		各 種 団 体				その他の 法人			
		小計	農 協	森林組合	その他の 各種団体				
広島県	平成22年	73	71	-	2	4	3	35,820	35,686
	平成27年	73	73	-	-	15	1	29,263	29,108
	令和2年	71	62	1	8	21	-	21,588	21,488
庄原市	平成22年	2	2	0	0	0	0	4,440	4,403
	平成27年	3	3	-	-	-	-	3,783	3,736
	令和2年	2	1	-	1	1	-	2,891	2,862

資料:農林業センサス

注) 令和2年は速報値

表4-20 基幹的農業従事者の推移(販売農家、農業経営体)

単位:人

		合計	15～64歳	65歳以上	75歳以上
広島県	平成22年	34,521	8,132	26,389	13,936
	平成27年	31,555	6,189	25,366	13,304
	令和2年	24,175	3,858	20,317	10,526
	対平成22年増減数	△ 10,346	△ 4,274	△ 6,072	△ 3,410
	対平成22年比	△ 30%	△ 53%	△ 23%	△ 24%
	対平成27年増減数	△ 7,380	△ 2,331	△ 5,049	△ 2,778
	対平成27年比	△ 23%	△ 38%	△ 20%	△ 21%
庄原市	平成22年	3,461	976	2,485	944
	平成27年	3,699	989	2,710	1,358
	令和2年	3,821	772	3,049	1,552
	対平成22年増減数	360	△ 204	564	608
	対平成22年比	10%	△ 21%	23%	64%
	対平成27年増減数	122	△ 217	339	194
	対平成27年比	3%	△ 22%	13%	14%

資料:農林業センサス

農業就業人口とは、自営農業に従事した世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

注:平成22年、27年は販売農家、令和2年は農業経営体

注)令和2年は速報値

表4-21 新規就農者数の推移

単位:人

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
新規就農者数(累計)	21	31	35	43	48	53	57	60	62
新規就農者数(単年)	4	10	4	8	5	5	4	3	2

資料:庄原市

表4-22 認定農業者数の推移

単位:戸

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認定農業者数	209	204	217	222	216	221	219	208	212

資料:庄原市

表4-23 集落型農業生産法人

単位:経営体

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
法人数	25	25	28	34	36	39	41	43	45

資料:庄原市

表4-24 他産業からの農業参入企業

単位:経営体

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
法人数	7	9	9	10	10	10	11	11	12

資料:庄原市

表4-25 園芸作物の農家数

単位:戸

品目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ほうれんそう	114	136	93	105	89	82	75	73	66
アスパラガス	73	86	67	47	45	45	63	61	36
だいこん	32	35	27	30	29	29	32	30	32
トマト	19	22	20	23	25	24	24	24	24
青ネギ	17	24	—	19	17	17	14	15	14
夏秋いちご	5	5	5	5	5	5	5	5	5
キク	26	26	24	22	24	21	22	22	22

資料:庄原市

(2) 農地、経営耕地等

表4-26 経営耕地面積の推移

単位:ha

		田	畑	樹園地	合計
広島県	平成22年	30,018	3,504	3,102	36,624
	平成27年	28,338	3,162	2,607	34,107
	令和2年	24,350	2,879	2,154	29,383
	対平成22年増減数	△ 5,668	△ 625	△ 948	△ 7,241
	対平成22年比	△ 19%	△ 18%	△ 31%	△ 20%
	対平成27年増減数	△ 3,988	△ 283	△ 453	△ 4,724
	対平成27年比	△ 14%	△ 9%	△ 17%	△ 14%
庄原市	平成22年	5,035	563	76	5,674
	平成27年	4,805	474	70	5,349
	令和2年	4,341	443	64	4,848
	対平成22年増減数	△ 694	△ 120	△ 12	△ 826
	対平成22年比	△ 14%	△ 21%	△ 16%	△ 15%
	対平成27年増減数	△ 464	△ 31	△ 6	△ 501
	対平成27年比	△ 10%	△ 7%	△ 9%	△ 9%

資料:農林業センサス

注) 令和2年は速報値

表4-27 経営耕地規模別経営体数の割合

単位:経営体

		1ha未満	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10ha以上	合計	5ha以上
広島県	平成22年	26,547	8,407	504	320	269	36,047	589
	割合	73.6%	23.3%	1.4%	0.9%	0.7%	100.0%	1.6%
	平成27年	21,509	6,919	519	348	351	29,610	699
	割合	72.6%	23.4%	1.8%	1.2%	1.2%	100.0%	2.4%
	令和2年	15,997	4,857	464	331	411	22,060	742
	割合	72.5%	22.0%	2.1%	1.5%	1.9%	100.0%	3.4%
庄原市	平成22年	2,535	1,702	110	61	38	4,446	99
	割合	57.0%	38.3%	2.5%	1.4%	0.9%	100.0%	2.2%
	平成27年	2,097	1,471	115	72	46	3,801	118
	割合	55.2%	38.7%	3.0%	1.9%	1.2%	100.0%	3.1%
	令和2年	1,638	1,061	99	74	61	2,933	135
	割合	55.8%	36.2%	3.4%	2.5%	2.1%	100.0%	4.6%

資料:農林業センサス

注) 令和2年は速報値

表4-28 経営耕地規模別経営耕地面積の割合

単位:ha

		1ha未満	1～3ha	3～5ha	5～10ha	10ha以上	合計	5ha以上
広島県	平成22年	15,437	12,798	2,016	2,400	6,175	38,825	8,575
	割合	39.8%	33.0%	5.2%	6.2%	15.9%	100.0%	22.1%
	平成27年	11,686	10,225	1,942	2,395	7,861	34,109	10,256
	割合	34.3%	30.0%	5.7%	7.0%	23.0%	100.0%	30.1%
	令和2年	8,533	7,169	1,705	2,271	9,706	29,384	11,977
	割合	29.0%	24.4%	5.8%	7.7%	33.0%	100.0%	40.8%
庄原市	平成22年	1,617	2,566	411	425	654	5,673	1,080
	割合	28.5%	45.2%	7.2%	7.5%	11.5%	100.0%	19.0%
	平成27年	1,329	2,245	430	503	844	5,351	1,347
	割合	24.8%	42.0%	8.0%	9.4%	15.8%	100.0%	25.2%
	令和2年	1,024	1,610	360	508	1,346	4,847	1,854
	割合	21.1%	33.2%	7.4%	10.5%	27.8%	100.0%	38.2%

資料:農林業センサス

注) 令和2年は速報値

表4-29 農業経営体が販売目的で作付け(栽培)した作物の類別作付(栽培)面積

単位:ha

		稲	麦	そば等	いも類	大豆等豆類	こんにゃく芋他
広島県	平成22年	19,752	158	323	163	602	110
	平成27年	19,388	227	377	110	443	73
庄原市	平成22年	3,292	2	99	12	39	7
	平成27年	3,200	7	109	7	29	6

つづき

		露地野菜	施設野菜	花き類	その他	果樹類
広島県	平成22年	1,165	507	309	882	2,748
	平成27年	1,231	328	290	377	2,373
庄原市	平成22年	132	45	29	27	62
	平成27年	154	52	28	71	61

資料:農林業センサス

表4-30 水田農業生産等状況

単位:ha

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
特別栽培米生産面積	—	—	—	185.1	210.0	220.0	217.0	189.0	218.0
飼料用稲の生産面積	—	—	14.2	48.8	106.0	118.9	141.7	156.7	172.8
飼料用米の生産面積	—	—	—	0.0	57.0	91.0	91.4	77.4	45.5

資料:庄原市

表4-31 園芸作物の栽培面積の推移

面積:ha

品目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ほうれんそう	81.4	75.5	73.5	49.5	72.8	66.2	44.0	51.1	47.1
アスパラガス	12.8	11.9	11.3	7.8	7.4	7.1	6.5	6.4	5.9
だいこん	61.9	61.0	55.3	47.0	43.9	45.1	46.0	46.2	45.8
トマト	4.2	5.0	4.5	5.2	5.5	7.6	7.4	7.5	7.3
青ネギ	27.8	30.7	28.2	20.2	19.9	21.3	21.4	20.8	32.9
キャベツ	—	—	—	—	35.0	41.2	88.1	76.1	60.9
夏秋いちご	4.5	4.5	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	3.1
キク	17.7	19.1	19.6	16.4	17.3	17.3	17.9	16.9	18.2

資料:庄原市

(3)家畜の飼養頭数等

表4-32 畜産の飼養頭数等

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
転作田での飼料 作付面積(ha)	555.7	555	542	592	699	681	701	698	682
水田放牧面積 (ha)	4.6	8.3	9.6	10.7	13.35	15.5	14.1	14.9	12.3
和牛導入法人数 (法人)	—	—	—	8	8	10	10	11	11
家畜飼養頭羽数									
繁殖用和牛(頭)	2,618	2,458	2,377	1,353	1,382	1,385	1,391	1,331	1,357
肥育牛(頭)	808	806	636	725	684	701	601	622	603
乳用牛(頭)	2,107	2,022	2,006	1,807	1,755	1,777	1,782	1,712	1,667
牛乳生産量(t)	—	—	—	11,060	10,764	10,765	10,385	10,538	10,199
豚(頭)	12,672	17,453	32,782	30,602	28,815	29,861	30,271	32,318	33,596
鶏(千羽)	3,191	2,965	3,346	3,187	3,369	3,418	3,047	2,852	3,316

注:肥育牛はF1等含む

資料:庄原市

(4)農産物販売金額等

表4-33 販売金額規模別経営体数の割合

単位:経営体

		100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～1千万円	1千～3千万円	3千万円以上	合計	1千万円以上
広島県	平成22年	29,271	4,594	803	798	560	295	36,321	855
	割合	80.6%	12.6%	2.2%	2.2%	1.5%	0.8%	100.0%	2.4%
	平成27年	24,336	3,273	750	694	568	308	29,929	876
	割合	81.3%	10.9%	2.5%	2.3%	1.9%	1.0%	100.0%	2.9%
庄原市	令和2年	16,870	3,071	783	695	528	345	22,292	873
	割合	75.7%	13.8%	3.5%	3.1%	2.4%	1.5%	100.0%	3.9%
	平成22年	3,430	721	116	99	85	39	4,490	124
	割合	76.4%	16.1%	2.6%	2.2%	1.9%	0.9%	100.0%	2.8%
庄原市	平成27年	3,060	478	102	96	73	40	3,849	113
	割合	79.5%	12.4%	2.7%	2.5%	1.9%	1.0%	100.0%	2.9%
	令和2年	2,131	496	135	96	69	41	2,968	110
	割合	71.8%	16.7%	4.5%	3.2%	2.3%	1.4%	100.0%	3.7%

注)「販売なし」含む

資料:農林業センサス

注)令和2年は速報値

表4-34 販売金額規模別販売額の割合

単位:百万円

		100万円未満	100～300万円	300～500万円	500～1千万円	1千～3千万円	3千万円以上	合計	1千万円以上	1億円以上
広島県	平成22年	10,044	8,054	3,212	5,826	9,825	44,240	81,200	54,065	32,800
	割合	12.4%	9.9%	4.0%	7.2%	12.1%	54.5%	100.0%	66.6%	40.4%
	平成27年	7,769	5,765	3,000	4,987	9,745	50,270	81,535	60,015	38,450
	割合	9.5%	7.1%	3.7%	6.1%	12.0%	61.7%	100.0%	73.6%	47.2%
庄原市	令和2年	5,813	6,142	3,132	5,213	10,560	49,065	79,924	59,625	35,250
	割合	7.3%	7.7%	3.9%	6.5%	13.2%	61.4%	100.0%	74.6%	44.1%
	平成22年	1,427	1,245	464	722	1,413	6,490	11,759	7,903	5,200
	割合	12.1%	10.6%	3.9%	6.1%	12.0%	55.2%	100.0%	67.2%	44.2%
庄原市	平成27年	1,151	829	408	689	1,245	7,330	11,651	8,575	5,900
	割合	9.9%	7.1%	3.5%	5.9%	10.7%	62.9%	100.0%	73.6%	50.6%
	令和2年	890	992	540	720	1,380	6,055	10,577	7,435	4,400
	割合	8.4%	9.4%	5.1%	6.8%	13.0%	57.2%	100.0%	70.3%	41.6%

注)販売額の項目毎に平均販売額を設定し経営体数を乗じて算定。

資料:農林業センサス

注)「5億円以上」の平均販売額は、7.5億円とした。

注)令和2年は速報値

表4-35 園芸作物の販売額

販売額:百万円

品目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ほうれんそう	167	157	164	162	140	121	145	145	150
アスパラガス	71	73	72	67	40	35	67	65	66
だいこん	130	130	120	100	122	129	114	122	95
トマト	89	94	83	94	111	143	157	161	141
青ネギ	73	65	71	60	94	87	86	84	67
夏秋いちご	-	-	-	-	-	-	-	-	-
キク	179	188	172	156	141	137	124	145	132

資料:JA庄原

表4-36 米の産出額

単位：産出額及び推計額：百万円、作付面積：ha

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
広島県	産出額	35,800	35,500	33,700	37,100	30,200	30,800	29,200	28,800	29,700	28,000
	作付面積	28,400	27,800	27,400	27,000	27,300	27,100	26,900	26,700	26,200	26,000
庄原市	産出額	4,870	4,870	4,550	4,810	3,790	4,000	3,820	3,820	3,740	3,570
	作付面積	3,803	3,750	3,676	3,633	3,670	3,670	3,670	3,640	3,570	3,540

つづき

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
広島県	産出額	23,400	28,600	32,500	26,900	-	22,400	25,100	26,300	26,300	-
	作付面積	26,400	26,000	26,000	26,000	25,600	24,700	24,100	23,400	24,400	23,600
庄原市	産出額	3,120	3,750	4,250	3,580	2,750	3,070	3,470	3,620	3,650	-
	作付面積	3,640	3,560	3,590	3,610	3,550	3,410	3,340	3,290	3,280	3,250

資料：農林業センサス、農林水産統計年報、農作物価統計年報

注) H19年～H26年の産出額(庄原市)は推定額。

(センサスのデータを基に、広島県の産出額、作付面積、物価指数の傾向から、各市町の作付面積を基に各市町の産出額を算定した上で、各市町の産出額を合計した値と公表されている広島県の産出額を比較し、必要な補正をかけて推計)

表4-37 畜産の農業産出額

単位：百万円

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
肉用牛	880	740	800	980	940	930	960	1,090	760	-
乳用牛	1,360	1,460	1,450	1,420	1,290	1,430	1,480	1,440	-	-
養豚	320	310	350	320	340	440	400	410	-	-
鶏	6,830	5,970	5,740	4,720	5,920	6,540	5,930	7,910	-	-
農業産出額(畜産)	9,390	8,480	8,340	7,440	8,490	9,340	8,770	10,850	-	-

つづき

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
肉用牛	830	830	830	880	780	840	1,030	1,010	1,080	-
乳用牛	1,350	1,390	1,350	1,340	1,200	1,200	1,150	1,100	1,040	-
養豚	250	660	820	1,720	2,610	2,830	2,850	3,220	2,980	-
鶏	9,270	9,890	8,260	10,450	10,070	10,680	9,800	9,670	8,620	-
農業産出額(畜産)	11,700	12,770	11,260	14,390	14,660	15,540	14,830	15,000	13,710	-

資料：農林業センサス、農林水産統計年報、農作物価統計年報

注) H19年～H26年の産出額は推計額。

(センサスのデータを基に、広島県の産出額、飼養頭羽数、物価指数の傾向から、庄原市の飼養頭羽数を基に庄原市の産出額を算定し、その値と平成18年までの庄原市の公表されている産出額とを比較し、必要な補正をかけて推計)

表4-38 肉用牛の産出額及び飼養頭数

単位：産出額及び推計額は百万円、飼養頭数は頭

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
広島県	産出額	5,100	4,200	4,500	4,900	5,300	6,200	5,900	5,800	5,800	5,700
	飼養頭数	31,600	30,600	31,100	30,300	30,600	30,200	29,500	29,100	29,000	28,200
庄原市	産出額	880	740	800	980	940	930	960	1,090	760	-
	飼養頭数	5,062	4,887	4,436	4,327	4,350	3,930	3,610	3,610	2,916	-

つづき

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
広島県	産出額	5,600	5,900	6,400	6,700	-	6,700	6,900	6,500	6,800	-
	飼養頭数	27,400	26,300	26,600	26,600	25,200	24,400	23,700	23,800	23,700	24,000
庄原市	産出額	830	830	830	880	1,000	840	1,030	1,010	1,080	-
	飼養頭数	3,548	3,426	3,264	3,013	3,049	2,963	3,012	3,004	2,920	2,913

資料：農林業センサス、農林水産統計年報、農業物価統計年報、庄原市

注) H19年～H26年の産出額は推計額。

(センサスのデータを基に、広島県の産出額、飼養頭数、物価指数の傾向から、庄原市の飼養頭数を基に庄原市の産出額を算定し、その値と平成18年までの庄原市の公表されている産出額とを比較し、必要な補正をかけて推計)

注) 産出額は、「肉用牛」。飼養頭数は、「肥育牛(雌肥育和牛)＋繁殖牛及びその他の肉用牛」。物価指数は、「肉用牛(雌肥育和牛)」

注) H20年以降の飼養頭数(庄原市)は、市調べ

表4-39 乳用牛の産出額及び飼養頭数

単位：産出額及び推計額は百万円、飼養頭数は頭

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
広島県	産出額	7,700	7,600	7,200	7,100	6,800	6,700	6,900	6,700	6,900	7,200
	飼養頭数	13,300	12,900	12,400	11,900	11,700	11,300	11,400	11,300	11,100	10,700
庄原市	産出額	1,360	1,460	1,450	1,420	1,290	1,430	1,480	1,440	-	-
	飼養頭数	2,317	2,227	2,220	2,350	2,330	2,500	2,480	2,480	-	-

つづき

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
広島県	産出額	7,100	6,800	6,600	6,700	-	7,100	6,800	6,500	6,100	-
	飼養頭数	9,880	9,970	9,740	9,830	9,820	9,430	9,150	8,600	8,280	8,220
庄原市	産出額	1,350	1,390	1,350	1,340	1,370	1,200	1,150	1,100	1,040	-
	飼養頭数	2,082	2,107	2,022	2,006	1,941	1,755	1,777	1,782	1,712	1,667

資料：農林業センサス、農林水産統計年報、農業物価統計年報、庄原市

注) H19年以降の産出額(庄原市)は推計額。

(センサスのデータを基に、広島県の産出額、飼養頭数、物価指数の傾向から、庄原市の飼養頭数を基に庄原市の産出額を算定し、その値と平成18年までの庄原市の公表されている産出額とを比較し、必要な補正をかけて推計)

注) 産出額、飼養頭数は、「乳用牛」。物価指数は、「生乳」。

注) H20年以降の飼養頭数(庄原市)は、市調べ

表4-40 豚の産出額と飼養頭数の推移

単位：産出額及び推計額は百万円、飼養頭数は頭

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
広島県	産出額	3,400	3,400	3,600	3,200	3,600	3,700	4,200	3,900	4,300	4,300
	飼養頭数	70,400	59,800	63,000	64,000	61,700	61,300	62,600	63,200	61,000	62,000
庄原市	産出額	320	310	350	320	340	440	400	410	-	-
	飼養頭数	8,250	8,520	8,690	7,060	8,230	7,720	8,230	8,230	-	-

つづき

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
広島県	産出額	3,900	3,800	4,700	6,000	-	8,000	8,100	9,200	8,500	-
	飼養頭数	-	57,500	59,200	85,300	85,900	-	95,800	100,500	108,800	110,800
庄原市	産出額	250	660	820	1,720	1,970	2,830	2,850	3,220	2,980	-
	飼養頭数	5,192	12,672	17,453	32,782	30,602	28,815	29,861	30,271	32,818	33,596

資料：農林業センサス、農林水産統計年報、農業物価統計年報、庄原市

注) H19年以降の産出額(庄原市)は推計額。

(センサスのデータを基に、広島県の産出額、飼養頭数、物価指数の傾向から、庄原市の飼養頭数を基に庄原市の産出額を算定し、その値と平成18年までの庄原市の公表されている産出額とを比較し、必要な補正をかけて推計)

注) 産出額、飼養頭数、物価指数は、「肉豚(肥育豚)」。

注) H20年以降の飼養頭数(庄原市)は、市調べ

表4-41 採卵鶏の産出額及び飼養羽数

単位：産出額及び推計額は百万円、飼養羽数は千羽

		平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
広島県	産出額	17,200	16,000	16,600	13,800	17,300	19,300	17,200	17,300	21,300	18,000
	飼養羽数	7,733	7,726	8,417	8,209	8,005	-	8,861	8,779	8,646	8,783
庄原市	産出額	6,830	5,970	5,740	4,720	5,920	6,540	5,930	7,910	-	-
	飼養羽数	2,237	2,261	2,047	2,074	3,070	2,339	3,155	3,155	-	-

つづき

		平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
広島県	産出額	20,000	20,700	20,700	23,900	-	28,600	26,300	25,900	25,600	-
	飼養羽数	-	8,813	8,896	8,856	8,764	-	8,899	9,013	9,595	9,409
庄原市	産出額	9,270	9,890	8,260	10,450	11,180	10,680	9,800	9,670	8,620	-
	飼養羽数	3,178	3,191	2,965	3,346	3,187	3,369	3,418	3,047	2,852	3,316

資料：農林業センサス、農林水産統計年報、農業物価統計年報、庄原市

注) H19年以降の産出額(庄原市)は推計額。

(センサスのデータを基に、広島県の産出額、飼養羽数、物価指数の傾向から、庄原市の飼養羽数を基に庄原市の産出額を算定し、その値と平成18年までの庄原市の公表されている産出額とを比較し、必要な補正をかけて推計)

注) 産出額、飼養羽数、物価指数は、「鶏卵」

注) H20年以降の飼養羽数(庄原市)は、市調べ

(5) 安全・安心、ブランド力のある「もの」づくり

表4-42 エコファーマー、「安心！広島ブランド」認証農家、土壌分析補助実施数の状況

単位:件

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
エコファーマー認定数	40	38	36	67	87	106	106	100	69
「安心！広島ブランド」認証農家数	37	30	38	28	36	29	24	20	19
土壌分析補助実施数	262	412	527	322	468	652	347	0	0

資料:庄原市

(6) 農地の効率的な推進

表4-43 認定農業者・集落法人等が管理する農用地の面積の割合

単位:%

項 目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
認定農業者・集落法人等(合計)	23.1	21.3	21.9	25.1	27.3	28.7	29.4	29.8	31.6

資料:庄原市

表4-44 (株)庄原市農林振興公社の農作業受託面積の推移

単位:ha

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
農作業受託面積	1,225	1,305	1,311	1,241	1,226	1,367	1,292	1,297	1,201

資料:庄原市

(7) 耕作放棄地

表4-45 庄原市の耕作放棄地面積の推移

単位:ha

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
耕作放棄地面積	61.0	60.3	58.3	57.9	44.4	47.1	55.0	67.7	60.4

資料:庄原市

(8) 多面的機能

表4-46 中山間地域等直接支払制度取り組み可能地実施割合

単位:%

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
中山間地域等直接支払制度取り組み可	86.1	86.6	86.6	90.0	81.6	82.6	82.8	83.0	83.1

資料:庄原市

(9) 鳥獣被害対策

表4-47 鳥獣被害額及び面積の推移

単位:ha

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
鳥獣被害額面積	75.0	51.0	97.0	61.7	58	55	53	41	27

資料:庄原市

(10) 産直市場連携強化への取組

表4-49 市内産直市の販売額

単位:億円

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
市内産直市	-	-	-	6.1	8.2	8.0	8.0	7.7	7.7

資料:庄原市

(11)食・農教育活動支援

表4-50 食農教育モデル及び学校給食における庄原産野菜の供給割合の推移

単位:校、%

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
市内小中学校の「食農教育モデル事業」	14	14	13	12	11	11	12	12	13
市内小中学校の学校給食における庄原	20.2	20.7	19.4	18.5	20.2	20.7	20.1	19.7	22.2

資料:庄原市

(12)農村都市交流

表4-51 農家民泊、市民農園の取り組み数の推移

単位:箇所

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
農家民宿の数	7	7	8	9	9	9	9	9	9
農家民泊の登録農家数	-	-	-	112	125	145	195	184	175
市民農園の数	3	3	3	3	3	3	3	3	3

資料:庄原市

[用語解説]

五十音順

あ	
ICT(アイ・シー・ティー)	Information and Communication Technology の略で情報通信技術のこと。農業におけるICTの主な活用例では、施設栽培における環境制御、熟練農家の生産管理情報のデータ化、トレーサビリティの管理等がある。
IoT(アイ・オー・ティー)	Internet of Thingsの略でモノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。
安心！広島ブランド認証制度(あんしん ひろしまブランドにんしょうせいど)	食の安全・安心を確保するとともに、地産地消を推進するための認証制度として、平成16年8月に創設。「広島県トレーサビリティシステム導入指針」に基づいたシステムを認証するトレーサビリティシステム認証と、化学合成農薬等を慣行使用の5割以下に抑えて栽培された農産物を認証する特別栽培農産物認証がある。→「特別栽培農産物」を参照
EPA(イー・ピー・エー)	Economic Partnership Agreementの略で経済連携協定のこと。投資の促進、知的財産や競争政策等の分野での制度の調和、様々な分野での協力など幅広い分野を対象として経済上の連携を強化することを目的とした協定。最近では、平成31(2019)年2月1日に日本とEUでEPAが締結発効され、チーズや豚肉等の関税が削減されることとなった。
AI(エー・アイ)	Artificial Intelligenceの略で人工知能のこと。人間が持つ学習・推論・判断といった能力をコンピューターでも可能とする技術。
エコファーマー(エコファーマー)	「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、都道府県知事から、堆肥等による土づくりと化学肥料や化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入する計画について認定を受けた農業者の愛称。
SDGs(エス・ディー・ジーズ)	持続可能な開発目標。平成27(2015)年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12(2030)年を年限とする17の国際目標(その下に169のターゲット、232の指標が決められている)。特徴として、「普遍性」、「包摂性」、「参画型」、「統合性」、「透明性」の5つが掲げられている。
FTA(エフ・ティ・エー)	Free Trade Agreementの略で自由貿易協定のこと。ある国や地域との間で関税をなくし、モノやサービスの自由な貿易を一層進めることを目的とした協定。日本は、FTAを基礎としながら、これに加えて、より幅広い分野を対象としたEPAを推進している。
か	
化学合成農薬(かがくごうせいのうやく)	「農薬」のうち有効成分が化学的に合成されたものを指し、有機リン系殺虫剤・殺菌剤・除草剤、有機塩素系殺菌剤などがある。 なお、「農薬」とは、「農薬取締法」で規定されており、農作物等(樹木及び農林産物を含む。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤や農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる薬剤をいう。
家畜伝染病(かちくでんせんびょう)	家畜伝染病とは、家畜伝染病予防法に規定された家畜の伝染性疾病であり、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど、家畜とその伝染性疾病ごとに26の疾病を家畜伝染病として指定している。また、家畜伝染病予防法では、家畜の伝染性疾病の発生の防止やまん延の防止、社会的な影響を最小限にするための措置等が規定されている。
環境保全型農業(かんきょうほぜんがたのうぎょう)	「環境保全型農業推進の基本的考え方」(平成6(1994)年4月農林水産省環境保全型農業推進本部)によれば、「農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行(地域で従来から行われている方法)に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。
耕作放棄地(こうさくほうさち)	農林水産省の統計調査における区分であり、農林業センサスにおいては、以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地をいう。なお、これに対して、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ、経営耕地に含まれる。
耕畜連携(こうちくれんけい)	米や野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給するなど、耕種サイドと畜産サイドが連携を図ることをいう。

か (つづき)	
高病原性鳥インフルエンザ(こうびょうげんせいとりインフルエンザ)	鳥インフルエンザのうち、家さんに高致死性の病原性を示すものを高病原性鳥インフルエンザという。家さんがこれに感染すると、全身症状をおこし、神経症状、呼吸器症状、消化器症状等が現れ、大量に死亡する。なお、鳥インフルエンザウイルスについては、生きた鳥との濃厚接触により人に感染した例が知られているものの、鶏卵、鶏肉を食べることにより感染した例は報告されていない。 令和2(2020)年12月に、広島県内では初めて鳥インフルエンザの感染が確認され、周辺地域では移動、搬出等の制限措置がとられた。
高年齢者雇用安定法(こうれいしやこうようあんていほう)	「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(通称、高年齢者雇用安定法)は、高齢者の働く環境整備を目的として制定された法律で、希望する中高年を65歳まで雇用するよう企業に義務付けており、企業は、定年を廃止したり、定年後再雇用するなどの措置を講じなければならない。
さ	
GAP(ジー・エイ・ピー)	「ジー・エー・ピー」または「ギャップ」とも言う。Good Agricultural Practiceの略。農業者自らが、農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。 GAP手法は、農産物の安全確保のみならず、環境保全、農産物の品質の向上、労働安全の確保等に有効な手法であり、消費者・食品事業者等の信頼を確保する上でも有効な手法となる。日本では、農林水産省が推奨する国際水準GAPとして、JGAPやASIAGAP、GLOBALG.A.P.に取り組まれている例が多い。
集落営農(しゅうらくえいのう)	集落等地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動という。①転作田の団地化、②共同購入した機械の共同利用、③担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化等、地域の実情に応じてその形態や取組内容は多様である。
集落機能(しゅうらくきのう)	集落の構成員が、生活扶助、生産補完、資源管理等により集落を維持・管理していく機能。農村集落調査(農林水産省)での集落機能の定義では、農業集落において農業生産の継続に不可欠な地域資源(農地、農業用排水路、ため池、農道等)の利用・維持・管理など何らかの合意形成のもとで行う農業生産に係る活動とされている。
集落法人(しゅうらくほうじん)	集落型農業生産法人、集落営農法人など県や地域によって標記が異なることがある。集落(1〜数集落)が1つの経営体となって、集落の農地を1つの農場としてまとめ、効率的かつ安定的な農業経営を行う農業生産法人をいう。 集落法人の形態には、農地所有者である構成員が経営に参画する形態の「全戸参加型法人」のほか、大型稲作農家等に経営を委ねる形態の「担い手中心型法人」がみられる。
受精卵移植(じゅせいらんいしよく)	胚移植(ET:Embryo Transfer)ともいい、和牛繁殖雌牛から受精卵(胚)を採取し、体外で受精、凍結等を行った後に、別の乳牛等の子宮内に移植して産子を得る技術。優良な雌牛から多くの卵子を確保し、枝肉成績等が優れた牛を生産することができる。
食育(しょくいく)	食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、知識の教育、道徳教育、体育教育とともに、生きるための基礎となるべきものと位置づけられ、平成17(2005)年に食育基本法が制定された。 本市では、「庄原市食育推進計画」を策定し、地域における取組みを推進している。 類似用語の「食農教育」とは、食の問題や農業・農村の役割と現状について理解を深めるために、家庭における食事や学校給食、社会教育等を通して行う全般的な活動をいう。
食の外部化(しょくのがいぶか)	共働き世帯や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活スタイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況に伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品、そう菜、弁当といった「中食(なかしょく)」の提供や市場の開拓等に進展がみられる。こういった動向を総称して「食の外部化」という。→「中食」を参照
食品関連事業者(しょくひんかんれんじぎょうしゃ)	食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者(食品製造業、食品卸売業、小売業等)及び飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者(レストラン等飲食店業、旅館業等) ※食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)による定義。

さ (つづき)	
食品衛生法(しょくひんえいせいほう)	食品衛生法は、飲食による衛生上の危害発生の防止を目的に制定され、食品の製造、調理、加工、運搬、貯蔵などの安全管理、販売食品等の原材料の安全性確保などについて規定している。また、平成30(2018)6月、食品衛生法が15年ぶりに改正、公布され、衛生管理手法「HACCP」の制度化をはじめ、業許可制度の見直し、営業届出制度の創設や食品用器具・容器包装の衛生規制の整備など7項目で見直しが行われた。
食料自給率(しょくりょうじきゅうりつ)	国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標。 1. 品目別自給率 各品目における自給率を重量ベースで算出。 2. 総合食料自給率 食料全体における自給率を示す指標として、カロリーベース、生産額ベースの2とおりの方法で算出。(畜産物では、輸入飼料を使って生産された物は国産としては不算入扱い) 3. 食料国産率 畜産業の活動を反映し、国内生産の状況を評価する指標として食料・農業・農村基本計画(令和2(2020)年3月閣議決定)で位置づけられた。牛肉の食料自給率(カロリーベース)は11%となるのに対して食料国産率(同)では42%となる。
食料・農業・農村基本計画(しょくりょう・のうぎょう・のうそんきほんけいかく)	食料・農業・農村基本法に基づいて、食料・農業・農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、政府が閣議決定して定める計画。 食料・農業・農村に関する施策についての基本的な方針、食料自給率の目標及び政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を内容とする。情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえて、おおむね5年ごとに見直し、所要の変更を行うこととされている。平成12(2000)年3月に初めて策定され、直近では令和2(2020)年3月に新たな計画が閣議決定された。
飼料用米(しりょうようまい)	家畜の配合飼料原料として生産される米(稲の子実)のこと。
JAS法(ジャスほう)	JAS法(正式名称:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)は、消費者の商品選択に資するための情報表示を旨とし、一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品、加工食品及び玄米精米を対象として基準が規定されている。JAS法は、飲食料品等が一定の品質や特別な生産方法で作られていることを保証する「JAS規格制度(任意の制度)」と、原材料、原産地など品質に関する一定の表示を義務付ける「品質表示基準制度」からなっている。
新型コロナウイルス感染症(しんがたコロナウイルスかんせんしょう)	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、コロナウイルスのひとつである新型コロナウイルス(SARS-CoV2)の感染によって発症する症状で、一般的には、飛沫、接触により感染するとされる。 平成元(2019)年12月に中国湖北省武漢市で確認されて以降、世界各地に感染が拡大し、人や物の移動制限とともに、社会・経済に大きな混乱を招いた。未だ、収束の兆しが見えない状況で、農業部門では、外食・業務用向けの農畜産物の需要は大きく落ち込んだ一方で、家庭内需要は急増するなど、農産物、食料の市場動向とともに農業経営にも大きな影響を及ぼすこととなった。
新規就農者(しんきしゅうのうしゃ)	農家世帯員のうち調査期日の前々年の就業状態区分が「勤務が主な人」と「学生の人」で、過去1年間の普段の就業状態が「農業が主な人」になった者。(新規学卒就農者と離職就農者の合計。)
新規需要米(しんきじゅようまい)	国の米政策(経営所得安定対策)に関連した米の生産区分の一つ。新規需要米とは、主食用米、加工用米(みそ、菓子原料など)、備蓄米以外の用途のために生産された米穀・稲で、WCS用イネや飼料用米、米粉用米など生産数量目標の外数として取り扱われる。
水田放牧(すいでんほうぼく)	永年牧草等が作付されている転作田に電気牧柵を張り巡らして牛を飼育する方法で、転作田の有効活用と、牛の省力管理が可能となる。
ストックマネジメント(ストックマネジメント)	農業用水利施設等の老朽化等による機能低下に対して、施設の機能保全を効率的に実施し、施設の有効活用や長寿命化を図り、施設建設や管理に係る総費用を低減する取り組み。
スマート農業(スマートのうぎょう)	ロボット技術やICTを活用した新たな農業を「スマート農業」とし、現在、農林水産省や民間企業等も含め、農作業の省力化、軽労化のための技術や、栽培管理の精密化、経営管理の見える化、流通・販売の効率化など様々な分野での研究開発、技術導入、実用化に係る取組が進められている。

さ (つづき)	
生物多様性(せいぶつたようせい)	水田・畑等が適切かつ持続的に管理されることによって、植物や昆虫、動物等の豊かな生態系をもつ二次的な自然が形成・維持され、生物の多様性が確保されること。また、その機能。
粗飼料(そしりょう)	家畜の飼料には、大別して粗飼料と濃厚飼料があり、粗飼料は、繊維質を多く含む飼料のことで、乾草、生草、サイレージ(発酵貯蔵飼料)などがある。特に、水田地帯では、稲を発酵した粗飼料としてWCS用稲の生産に取り組まれている。また、濃厚飼料は、家畜に対してでんぷん、タンパク質等特定の栄養を与えるもので、でんぷん質飼料である穀類(トウモロコシ、こうりゃん、大麦など)、タンパク質飼料であるかす類などがある。→WCS用稲 参照
た	
多面的機能(ためんてききのう)	国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給機能以外の多面にわたる機能。
多面的機能支払制度(ためんてききのうしはらいせいど)	多面的機能支払交付金は、道路、水路、法面等、農業用施設等を維持管理するための地域の共同作業に支払われる交付金で、平成26(2014)年度から実施された制度。多面的機能支払交付金には、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など基礎的保全活動を目的とした「農地維持支払」と道路や水路の補修・長寿命化のための「資源向上支払」など取組内容に応じて助成金が交付される。
WCS用稲(ダブルユ・シー・エスういね)	水稻を家畜の飼料として利用するもので、稲わら、稲の青刈りなどがあるが、特に、イネ発酵粗飼料(WCS用稲)としての利用が高まっている。WCSはWhole Crop Silageの略。稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉を一体的に収穫・密封し、嫌気的条件のもとで発酵させた貯蔵飼料。
地産地消(ちさんちしょう)	地域の農林水産物の利用を促進することにより国産の農林水産物の消費を拡大する取組のこと。 この取組を進めていくため平成22(2010)年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)が成立した。
中山間地域(ちゅうさんかんちいき)	山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域をいう。
中山間地域等直接支払制度(ちゅうさんかんちいきとうちよくせつしはらいせいど)	農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援制度として平成12(2000)年度から実施。5年を1期とし、現在5期対策[令和2年度～令和6年度]を実施中。農地の傾斜度によって対象農地を区分し、集落等によって協定を締結し、農地保全のための様々な活動に対して交付金が交付される。
鳥獣被害(ちょうじゅうひがい)	鳥や獣などの野生動物による農林産物への被害。 鳥獣保護事業計画の実施及び狩猟の適正化により、鳥獣の保護繁殖、有害鳥獣の駆除、危険の予防を図り、それに伴い生活環境の改善と農林業の振興に資することを目的とする法律。科学的な知見に基づいて計画的に保護管理を進めていくことを目的とし、地域における鳥獣の生息状況の変化等を踏まえた狩猟規制や狩猟免許区分、わな猟に係る危険防止のための制度などが規定されている。
TMRセンター(ティー・エム・アールセンター)	TMRは、Total Mixed Rations の略で混合飼料のこと。乳牛の養分要求量に合うように粗飼料・濃厚飼料・ミネラル・ビタミンなどをすべて混合し給餌させる方式のことをいう。TMRセンターは、混合した餌を生産、供給するための拠点施設。 近隣では三次市三和町に広島県酪農協みわTMRセンターが、三次市三良坂町には庄原市がJA全農ひろしまに設置を要望して平成30(2018)年3月に竣工した和牛専用TMRセンターがある。
TPP11(ティー・ピー・ピーイレブン)	環太平洋パートナーシップ(Trans-Pacific Partnership)に関する包括的及び先進的な協定の略称で、オーストラリア、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ベトナム、米国など12か国で交渉が進められてきたが、米国が離脱し最終的に計11か国によって協定が発効された。(平成30(2018)年12月)。物品の関税の撤廃・削減やサービス貿易のみでなく、非関税分野(投資、知的財産等)のほか、環境や労働等を含む高水準の包括的な経済連携協定。 農業分野では、米はオーストラリアに無関税輸入枠を設定(協定発効13年目以降)、牛肉は発効前の38.5%の関税を16年目以降9%まで段階的に削減、豚肉の従価税は段階的に削減し10年目以降は廃止されるなど、特に、畜産物の価格下落が懸念されている。

た (つづき)	
定年帰農者(ていねんきのうしや)	定年退職をしたものが農村に移住し、農業に従事する者のことをいう。定年後の再雇用制度や退職年齢の引き上げ等によって、定年帰農者の減少や高齢化等が懸念されている。
デジタルトランスフォーメーション(デジタルトランスフォーメーション)	Digital(数字) trans(X)(変える) formation(形作る)、すなわち「デジタルテクノロジーを駆使して経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること」 社会全体でデジタルトランスフォーメーション(DX)が加速していることを踏まえ、農業分野においても農業従事者の高齢化や労働力不足への対応、消費者ニーズに対応した生産と販売など、デジタル技術(ロボット・AI・IoTなど)を活用した農業経営の新たな展開が期待されている。
特別栽培農産物(とくべつさいばいのうさんぶつ)	生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況のこと)に比べて、化学合成農薬の使用回数が50%以下、かつ化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに生産の原則等が定められている。
土地利用型作物(とちりようがたさくもつ)	広い面積の農地を利用して生産される作物を土地利用型作物といい、水稻、麦、大豆、飼料作物などが挙げられる。
土地利用型農業(とちりようがたのうぎょう)	水稻・麦・大豆・飼料イネ、キャベツ、たまねぎ等、土地を大規模に利用して行う農業のこと。一方、ハウスや畜舎等の施設で行う農業のことを施設型農業という。
ドローン	マルチローター式小型無人航空機のこと。農林水産業の現場では、農薬散布や作物の生育状況の把握(撮影)など様々な目的で利活用が進んでいる。特に零細ほ場や傾斜地など、日本の農業が抱える課題に対応し、作業効率性を高めると期待されている。散布作業の実施に際しては関係機関に対する申請等が必要となるが、規制緩和に向けた検討も進められている。
な	
中食(なかしょく)	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手作り料理を食べる「内食」の中間にあつて、市販の弁当やそう菜、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校等で、そのまま(調理することなく)食すること。これら食品(日持ちをしない食品)の総称としても用いられる。
日本型直接支払(にほんがたちよくせつしはらい)	「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業・農村の多面的機能を発揮するための地域活動や営農の継続等に対して国等が支援する制度で、次の取組に対して支援を行う。 ・多面的機能支払:農地、農業用施設等の保全のための地域の共同活動 ・中山間地域等直接支払:中山間地域等における農業生産活動 ・環境保全型農業直接支払:自然環境の保全に資する農業生産活動
認定新規就農者(にんていしんきしゅうのうしや)	農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想を踏まえ、就農から5年目までの青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けた新規就農者。対象者は18歳以上45歳未満の青年等。認定を受けた者(認定新規就農者)は、農業次世代人材投資資金(経営開始型)、青年等就農資金等の支援を受けることができる。
認定農業者(にんていのうぎょうしや)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者(認定農業者)に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。
農家民宿(のうかみんしゆく) 農家民泊(のうかみんぱく)	「農家民宿」及び「農家民泊」は、農家に宿泊し農村での生活体験等を提供する営業形態で、その根拠法によって、民宿と民泊に区分される。 農家民宿は、旅館業法(簡易宿所)に、農家民泊は住宅宿泊業法(民泊新法:平成30(2018)年6月制定)にそれぞれ基づき実施される営業で、農家民泊は年間営業日数等の制約がある一方、農家民宿ではそうした制約はないが、営業に際しての設備等許可申請が必要となるなど、それぞれで利点や制約などに違いがある。

な (つづき)	
農業産出額(のうぎょうさんしゅつがく)	1年に生産されたそれぞれの農産物の生産量(自家消費を含む)から、種子、飼料等の再び農業に仕向けられる中間生産物を控除した各農産物数量に、それぞれの農家庭先価格(農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加味)を乗じて算出された額のことをいう。
農業生産法人(のうぎょうせいさんほうじん)	農地等の権利を取得することができる法人で、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たす法人。平成27(2015)年の農地法一部改正により、「農業生産法人」という呼称は、平成28(2016)年4月1日以降「農地所有適格法人」に変更される。
農業総産出額(のうぎょうそうさんしゅつがく)	農業生産活動による最終生産物の総産出額であり、農産物の品目別生産量から、二重計上を避けるために、種子、飼料等の中間生産物を控除した数量に、当該品目別農家庭先価格を乗じて得た額を合計したものである。
農事組合法人(のうじくみあいほうじん)	「農業協同組合法」に基づき3人以上の農民が発起人となって設立される、組合員の農業生産の協業を図りその共同の利益の増進を目的とする法人。農事組合法人には、機械・施設等の共同利用施設の設置または農作業の共同化を行う法人と、法人自体が耕作等農業経営を行う法人、これらを両方とも行う法人がある。
農地所有適格法人(のうちしゅゆうてきかくほうじん)	農業の成長産業化を図るため、6次産業化や農地集積・集約化等の政策を活用する経済主体等が積極的に活動できる環境を整備する観点から、農地法が一部改正され、従来の「農業生産法人」という呼称から平成28(2016)年4月1日以降「農地所有適格法人」に変更される。 変更によって、役員の農作業従事要件(役員又は重要な使用人のうち1人以上の者が農作業に従事すればよい)や議決権要件(農業者以外の者の議決権が、総議決権の2分の1未満までよい)などが緩和される。
農商工連携(のうしょうこうれんけい)	農林漁業者と商工業者等が協力・連携し、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであり、平成20(2008)年7月に、農商工等連携関連2法「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動促進に関する法律(農商工等連携促進法)」、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律(企業立地促進法改正法)」が施行され、各種支援策が実施されている。
農村資源(のうそんしげん)	農村には、農地・農業用水、有機性資源(家畜排せつ物、集落排水汚泥、食品廃棄物等)、農村の環境と景観(自然環境、多様な生態系、美しい農村景観)、農村コミュニティ(集落共同作業の主体、伝統文化の継承の主体)などの様々な地域資源が存在し、特に、農地・農業用水等は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料の安定供給の確保や多面的機能の発揮に不可欠な社会共通資本である。これらを総称して農村資源と言われる。
農地利用集積(のうちりょうしゅうせき)	農地を利用するため「所有」、「借入」、「農作業受託」により集積することをいう。
農地中間管理機構(のうちちゅうかんかんりきこう)	平成25(2013)年12月5日に農地中間管理事業の推進に関する法律及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律が成立し、平成26(2014)年度において全国各都道府県に農地中間管理機構を設置。 農用地等を貸したいという農家(出し手)から農用地等の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手(受け手)へ農用地利用の集積・集約化を進めるため、農用地等の中間的受け皿となる組織として事業を実施している。
農地利用最適化推進員(のうちりょうさいてきかすいしんいん)	農業委員会改革の一環として、農地利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)を強力に進めていくために農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進するため、市町が農業委員会内に農業委員とは別に委嘱する推進員。
農地流動化(のうちりゅうどうか)	農地の権利移動のこと。貸借(貸借権、利用権の設定・移転)、売買(所有権の移転)による移動のこと。経営規模を拡大したい農家や農業生産法人に対し、効率的な生産ができるよう農地の権利移動を促進すること。

は	
農林水産省環境政策の基本方針(のうりんすいさんしょうかんきょうせいさくのきほんほうしん)	農林水産省は、SDGs時代にふさわしい3つの理念を掲げ、農林水産業・食品産業の成長が環境も経済も向上させる、環境創造型産業への進化を目指すこととし、令和2(2020)年3月にその基本方針をとりまとめた。ここでは環境負荷の低減とともに食品ロスの削減など消費者理解の増進や農林水産省の環境負荷低減の自己変革等が取組内容として掲げられている。
バイオマス資源(ばいおますしげん)	バイオマス資源とは、家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物に由来する再生可能な有機性資源で、化石資源を除いたものをいう。バイオマス資源は、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水とCO ₂ から、生物が光合成によって生成した有機物であり、焼却等しても大気中のCO ₂ を増加させない資源である。
パリ協定(パリきょうてい)	平成27年11月～12月、フランス・パリで国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で「パリ協定」(Paris Agreement)が採択され平成28年に発効。京都議定書に代わる、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組みで、世界共通の長期目標として2℃目標の設定。1.5℃に抑える努力を追求ことなどが掲げられている。日本政府(菅総理大臣)は、2050年までに温室効果ガスの排出実質ゼロを目指すことを表明している。
繁殖経営(はんしよくけいえい)	肉用牛経営のうち、雌牛に子牛を産ませ、子牛を8ヶ月程度育てた後、子牛市場等で販売する経営をいう。
半農半X(はんのうはんえっくす)	農業と他の仕事を組み合わせた農村での暮らし方。これに関連し、国は、令和2(2020)年6月に「特定地域づくり事業推進法」を施行し、若者の安定した雇用の受け皿として「特定地域づくり事業協同組合」を設立することで半農半Xの実現を後押しすることとしている。
肥育経営(ひいくけいえい)	肉用牛経営のうち、子牛市場等から購入した子牛を食肉用に出荷するため、一定期間飼育して太らせた後に、食肉市場等で販売する経営をいう。
人・農地プラン(ひと・のうちプラン)	農地中間管理事業の推進に関する法律に位置付けられた農地利用の最適化を図るための中心的な手段。農業者等がアンケート調査や話し合いを通じて地図による現況把握等を行った上で、地域の中心となる経営体(中心経営体)への農地の集約に向けた将来方針等を作成し、市町村が公表するもの。人・農地プランの作成とともに、農地中間管理機構を通じて農地を貸し付けた地域や個々の出し手に対しては、地域集積協力金等の支援を受けることができる。
広島県農林水産業アクションプログラム(ひろしまけんのうりんすいさんぎょうアクションプログラム)	平成30(2018)年3月策定の「ひろしま未来チャレンジビジョン 農林水産業アクションプログラム(第Ⅱ期)」の計画期間の終了を受け、これまでの取組成果と課題を検証し、広島県の農林水産業を取り巻く環境変化等を踏まえ、さらに県の次期総合計画「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」の10年後の目指す姿を見据えた新たな実行計画として令和3(2021)年度～7(2025)年度までの5年間の計画として策定。「スマート農業の実装等による生産性の向上」、「新規就業者等の新たな担い手の確保・育成」、「担い手への農地集積と基盤整備」、「中山間地域農業の活性化」を施策の柱として、地域の核となる企業経営体の育成を図ることとしている。
ま	
マーケティング	マーケティングとは、販売活動に限ったものではなく、売れる仕組みづくりとして、消費者ニーズの把握、魅力ある商品の開発、流通や店舗の構築、適切な販売促進活動等を含む一連の領域を包括する概念とされる。
まち・ひと・しごと創生法(まち ひと しごと そうせいほう)	少子高齢化の進展に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し、地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため平成26(2014)年11月28日に公布。令和元(2019)年12月には、5か年の目標や施策の方向性等を提示した第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定された。
ら	
6次産業化(ろくじさんぎょうか)	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等を総合的かつ一体的な事業として推進し、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。この取組を促進するため平成22(2010)年11月、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び農林水産物の利用促進に関する法律」(六次産業化法)が成立した。

[統計用語]

(1) 農林業経営体分類

用 語	定 義																						
農林業経営体	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次の規定のいずれかに該当する事業を行う者 (1)経営耕地面積が30㌥以上の規模の農業 (2)農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業 <table border="0"> <tr> <td>(ア)露地野菜作付面積</td><td>15アール</td></tr> <tr> <td>(イ)施設野菜栽培面積</td><td>350平方メートル</td></tr> <tr> <td>(ウ)果樹栽培面積</td><td>10アール</td></tr> <tr> <td>(エ)露地花き栽培面積</td><td>10アール</td></tr> <tr> <td>(オ)施設花き栽培面積</td><td>250平方メートル</td></tr> <tr> <td>(カ)搾乳牛飼養頭数</td><td>1頭</td></tr> <tr> <td>(キ)肥育牛飼養頭数</td><td>1頭</td></tr> <tr> <td>(ク)豚飼養頭数</td><td>15頭</td></tr> <tr> <td>(ケ)採卵鶏飼養羽数</td><td>150羽</td></tr> <tr> <td>(コ)ブロイラー年間出荷羽数</td><td>1,000羽</td></tr> <tr> <td>(サ)その他</td><td>調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr> </table> (3)権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3㌥以上の規模の林業(育林又は伐採を適切に実施するものに限る。) (4)農作業の受託の事業 (5)委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業	(ア)露地野菜作付面積	15アール	(イ)施設野菜栽培面積	350平方メートル	(ウ)果樹栽培面積	10アール	(エ)露地花き栽培面積	10アール	(オ)施設花き栽培面積	250平方メートル	(カ)搾乳牛飼養頭数	1頭	(キ)肥育牛飼養頭数	1頭	(ク)豚飼養頭数	15頭	(ケ)採卵鶏飼養羽数	150羽	(コ)ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽	(サ)その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
(ア)露地野菜作付面積	15アール																						
(イ)施設野菜栽培面積	350平方メートル																						
(ウ)果樹栽培面積	10アール																						
(エ)露地花き栽培面積	10アール																						
(オ)施設花き栽培面積	250平方メートル																						
(カ)搾乳牛飼養頭数	1頭																						
(キ)肥育牛飼養頭数	1頭																						
(ク)豚飼養頭数	15頭																						
(ケ)採卵鶏飼養羽数	150羽																						
(コ)ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽																						
(サ)その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	「農林業経営体」の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者																						
法人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者																						

(2) 農家等分類

用 語	定 義
農家	経営耕地面積が10㌥以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30㌥以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%未満が農業所得)で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家(主業農家及び準主業農家以外の農家)
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者(1年間に30日以上他に雇用されて仕事に従事した者または農業以外の自営業に従事した者)が1人もいない農家
兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30㌥未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10㌥以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体
農業サービス事業体	委託を受けて農作業を行う事業所(農業事業体を除き、専ら苗の生産及び販売を行う事業所を含む)
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5㌥以上所有している世帯

(3) 農家人口等

用 語	定 義
農家人口	農家を構成する世帯員の総数
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員(農業従事者)のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、調査期日1年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のこと
農業経営者	その世帯の農業経営に責任を持つ者

(4) 農家経済関係

用 語	解 説
総所得	農業所得＋農業生産関連事業所得＋農外所得＋年金等の収入
農業所得	農業粗収益(農業経営によって得られた総収益額)－農業経営費(農業経営に要した一切の経費)
農業生産関連事業所得	農業生産関連事業収入(農業経営関与者が経営する農産加工、農家民宿、農家レストラン、観光農園等の農業に関連する事業の収入)－農業生産関連事業支出(同事業に要した雇用労賃、物財費等の支出)
農外所得	農外収入(農業経営関与者の自営兼業収入、給料・俸給)－農外支出(農業経営関与者の自営兼業支出、通勤定期代等)

第2期庄原市農業振興計画

発行：庄原市 企画振興部 農業振興課



〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
TEL 0824-73-1131 FAX 0824-72-3322